江府町地域防災計画

資料編

江府町防災会議

目　次

第１章　総則 1
第２節　町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務 1
第３節　江府町の概況と災害の記録 3
第２章　災害予防計画 10
第２節　水害予防計画 10
第３節　土砂災害予防計画 16
第５節　文化財災害予防計画 22
第６節　消防計画 23
第８節　応援協力体制の強化 26
第３章　災害応急対策計画 40
第２節　組織計画 40
第３節　配備及び動員計画 50
★震災時の配備動員マニュアル 50
第４節　通信情報計画 54
★震災時の通信情報・災害広報マニュアル 54
第６節　事前措置計画 87
第７節　避難計画 88
★震災時の避難マニュアル 88
第８節　救出計画 96
第１０節　食糧供給計画 97
★震災時の食糧供給マニュアル 97
第１１節　物資の受入れ及び供給に関する計画 105
第１２節　災害対策資機材等の備蓄・調達 108
第１３節　給水計画 112
第１５節　応急仮設住宅計画 128
第１６節　医療（助産）救護計画 131
★震災時の医療（助産）救護マニュアル 131
第１７節　防疫計画 137
第１８節　清掃及び死亡獣畜処理計画 138
第１９節　死体の捜索、処理及び埋葬計画 139
★震災時の死体の捜索、処理及び埋葬マニュアル 139
第２０節　障害物の除去計画 144
第２１節　輸送計画 145
★震災時の輸送マニュアル 145
第２４節　文教対策計画 153

第２５節　労務供給計画 155
★震災時の労務供給マニュアル 155
第２７節　隣保互助、民間団体活用計画 158
★震災時の隣保互助・民間団体活用マニュアル 158
第２９節　水防計画 161
第３０節　災害救助法の適用及び災害救助体制 167
第３１節　自衛隊災害派遣要請計画 170
★震災時の自衛隊災害派遣要請マニュアル 170
★建設課　災害行動マニュアル 176
第４章　災害復旧計画 202
第２節　被災者の生活確保に関する計画 202
第５章　事故災害等対策計画 203
第５節　危険物等災害予防計画 203
第８節　雪害予防計画 205

第1章　総則

第2節　町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務

1．防災関係機関一覧

（1）指定地方行政機関等

機関名	所在地	電話番号
中国地方整備局 日野川河川事務所	米子市古豊千 678	(0859)27-5484
中国四国農政局 鳥取地域センター米子支所	米子市東町124-16	(0859)22-0111
鳥取労働局	鳥取市富安2-89-9	(0857)29-1700
気象庁大阪管区気象台 鳥取地方気象台	鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎	(0857)29-1311
江尾郵便局	江府町大字江尾2106-3	(0859)75-2200
自衛隊(第8普通科連隊)	米子市両三柳2603	(0859)29-2161

（2）県の機関

機関名	所在地	電話番号
危機管理局危機管理政策課	鳥取市東町1-271	(0857)26-7064
危機管理局危機対策・情報課	鳥取市東町1-271	0857-26-7851
危機管理局消防防災課	鳥取市東町1-271	0857-26-7062
西部総合事務所県税局日野支所	日野町根雨140-1	(0859)31-9601
西部総合事務所生活環境局	米子市糀町1-160	(0859)31-9322
日野総合事務所県民局	日野町根雨140-1	(0859)72-2083
日野総合事務所福祉保健局	日野町根雨140-1	(0859)72-2100
日野総合事務所農林局	日野町根雨140-1	(0859)72-2000 ～2003
日野総合事務所県土整備局	日野町根雨140-1	(0859)72-2042
黒坂警察署	日野町下菅242-1	(0859)74-0110

（3）指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
西日本電信電話株式会社 (鳥取支店)	鳥取市湯所町2-258	(0857)27-9317
西日本旅客鉄道株式会社 (米子支店)	米子市弥生町2	(0859)32-0255

機関名	所在地	電話番号
日本赤十字鳥取県支部 (米子支所)	米子市東福原1-1-45	(0859)31-9305
日本放送協会(米子支局)	米子市角盤町1-55	(0859)22-6121
中国電力株式会社(米子営業所)	米子市加茂町2-51	(0859)50-1542
日本通運株式会社(米子支店)	米子市流通町430-17	(0859)37-0255
西日本高速道路株式会社 (中国支社米子管理事務所)	米子市赤井手962-2	(0859)27-2181

(4)指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
日ノ丸自動車株式会社 (米子支店)	米子市祇園2-241	(0859)32-2121
社団法人鳥取県トラック協会	鳥取市丸山219-1	(0857)22-2694
日本交通株式会社(米子営業所)	米子市目久美町36-6	(0859)33-9111
株式会社山陰放送	米子市西福原423	(0859)33-2111
日本海テレビジョン放送株式会社	鳥取市田園町4-360	(0857)27-2111
山陰中央テレビジョン放送 株式会社	松江市西川津町721	(0852)23-3434
株式会社新日本海新聞社 西部本社	米子市両三柳3060	(0859)34-8815
株式会社山陰中央新報社 米子総局	米子市東福原2-1-1	(0859)34-5211

(5)消防機関

機関名	所在地	電話番号
江府消防署	日野郡江府町大字武庫1390-3	(0859)77-2001

(6)その他公共的団体等

機関名	所在地	電話番号
江府町社会福祉協議会	江府町久連7-1	(0859)75-2942
JA鳥取西部江府支所	江府町江尾1945	(0859)75-2311
江府町商工会	江府町江尾	(0859)75-2333
鳥取県日野森林組合江府支所	江府町武庫1200-1	(0859)75-2129
江尾診療所	江府町江尾2088-3	(0859)75-2055
日野病院	日野町野田332	(0859)72-0351
江府町建設業協会		

第3節　江府町の概況と災害の記録

1．世帯数及び人口の推移

年次	世帯数	人口			前回に対する増減		1世帯当り平均人数	人口密度 1k㎡当り
		総数	男	女	減少数	減少率		
昭和 30	1,367	7,355	3,616	3,739	129	1.7	5.4	59.0
昭和 35	1,371	7,002	3,411	3,591	353	4.8	5.1	56.2
昭和 40	1,333	6,311	3,018	3,293	691	9.9	4.7	50.6
昭和 45	1,291	5,538	2,593	2,945	773	12.2	4.3	44.4
昭和 50	1,268	5,025	2,379	2,646	513	9.3	4.0	40.3
昭和 55	1,444	5,015	2,511	2,504	10	0.2	3.5	40.2
昭和 60	1,289	4,757	2,297	2,460	258	5.1	3.7	38.2
平成 2	1,218	4,528	2,174	2,354	204	4.3	3.7	36.3
平成 7	1,213	4,316	2,057	2,259	212	4.7	3.6	34.6
平成 12	1,138	3,921	1,843	2,078	395	9.2	3.4	31.5
平成 17	1,099	3,643	1,700	1,943	278	7.1	3.3	29,2
平成 22	1,074	3,379	1,558	1,821	264	7.6	3.1	27,1

（国勢調査）

※面積 124.66k㎡（国土地理院　平成15年4月1日時点）

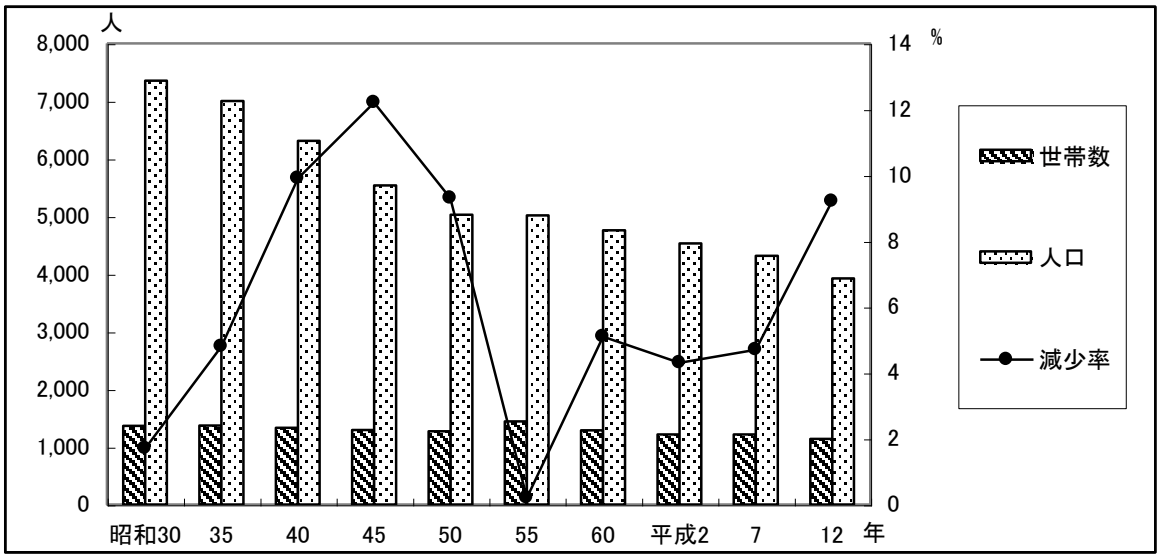

2. 高齢化率（平成24年5月末現在）

部落	男	女	合計
本町一	30.67%	48.28%	40.12%
本町二	33.33%	41.03%	37.88%
本町三	33.33%	39.39%	37.04%
本町四	39.13%	53.85%	46.94%
本町五	38.03%	48.48%	43.07%
新町一	32.35%	44.94%	39.49%
新町二	42.31%	42.11%	42.19%
大万	30.00%	44.44%	36.84%
小江尾	33.33%	39.13%	36.30%
久連	34.29%	32.50%	33.33%
白柱	75.00%	96.88%	94.44%
美女石	22.22%	36.84%	30.77%
佐川	26.50%	37.50%	32.57%
柿原	27.66%	47.27%	38.24%
小計	32.09%	44.71%	39.07%
宮市	37.14%	50.00%	44.44%
宮市原	43.75%	48.00%	46.34%
助澤	33.33%	38.46%	36.00%
下蚊屋	29.09%	39.34%	34.48%
笠良原	0.00%	40.00%	28.57%
鏡ヶ成	0.00%	—	0.00%
御机	32.79%	53.85%	43.65%
栗尾	30.00%	63.64%	47.62%
美用	41.86%	41.38%	41.58%
小原	35.71%	55.56%	45.45%
杉谷	39.39%	61.11%	50.72%
貝田	26.32%	37.65%	31.67%
小計	32.85%	46.07%	39.77%

部落	男	女	合計
下安井	45.10%	57.45%	51.02%
洲河崎	33.33%	40.63%	37.10%
荒田	26.92%	34.38%	31.03%
半ノ上	30.77%	50.00%	40.74%
高谷	25.00%	0.00%	26.32%
宮ノ前	14.29%	33.33%	29.20%
武庫	24.53%	33.33%	29.20%
武庫第2	0.00%	0.00%	0.00%
あやめ	—	—	—
新道	34.04%	46.51%	40.00%
一旦	32.00%	23.08%	27.45%
池ノ内	37.66%	53.85%	45.81%
尾ノ上原	37.84%	48.72%	43.42%
日ノ詰	32.50%	40.91%	36.90%
深山口	50.00%	100.0%	66.67%
小計	33.63%	42.53%	38.20%
吉原	51.61%	67.86%	59.32%
西成	40.00%	46.15%	42.86%
袋原	50.00%	56.52%	53.49%
大河原	51.28%	60.00%	55.70%
小計	49.52%	59.62%	54.55%
合計	33.88%	45.34%	39.97%

3. 災害履歴

(1)風水害等災害履歴

発生年月	名称	被害の状況
明和 5・旧 7	洪水	下蚊屋で家屋損失、土砂崩れで3戸埋没、村中所替出願(在方諸事控)
天明元・旧 7		日野川流域大洪水、被害甚大
天保 5		大山水系大洪水、被害甚大
嘉永 3		日野川支流大洪水
明治 3・9		日野川並びに支流流域大洪水、被害甚大
明治 9・9		死者2名・家屋流失4戸・田畑6町6反流失
明治 19・9	豪雨	死者2名・田畑 20 町5反流失・佐川阿弥陀堂浸水
明治 26・10		家屋流失 10 戸・田畑 14 町7反流失
明治 27・9		田畑流失・里道 180 メートル流失・町内橋梁ほとんど流失
明治 29・9		死者2名・家屋2戸流失・橋梁2流失・田畑2町歩流失
明治 37.9		日野川並びに支流大洪水被害甚大
明治 40.7		家屋流失4戸・田畑4町歩流失
大正元・9	豪雨	田畑流失4町1反・堤防決壊数箇所
大正 3・9		田畑流失3町歩・堤防決壊7箇所
大正 4・9	暴風雨	大暴風により東祥寺かさ松折損
大正 4・10		田畑流失3町2反・堤防決壊数箇所
大正 7・9		家屋流失6戸・田畑流失1町2反・橋梁流失1・堤防決壊2箇所
大正 8・7		り災家屋 30 戸(江尾)・堤防決壊3箇所近村より救援
大正 10・7		家屋流失3戸・田畑流失6町2反・橋梁流失2・堤防決壊2箇所
大正 12・9		田畑流失3町歩・道路決壊 400 メートル
昭和 7・7	局地的豪雨	田畑流失 40 町8反・中学校校庭護岸 80 メートル決壊・橋梁流失1・県町道 316 メートル流失
昭和 9・9	室戸台風	床上浸水 10 戸・床下浸水 26 戸・田畑流失 25 町歩・潰地7反・死者1 神奈川桜堤防決壊・町内主要橋全部流失鉄橋流失国鉄不通家屋流失
昭和 10・1	雪解水による増水	日野川増水し久連渡船転覆学童流され、救助
昭和 19・9		日野川流域大洪水被害甚大
昭和 20・9	枕崎台風	日野川流域大洪水・洲河崎・久連両橋流失・田畑流失2町歩
昭和 26・10	ルース台風	日野川流域大洪水家屋田畑流失
昭和 27・9		豪雨により日野川流域並びに支流大洪水被害甚大
昭和 32・7	諫早水害	死者1名・洲河崎橋流失・久連橋一部流失
昭和 34・9	伊勢湾台風	田畑流失1町5反・橋梁流失4・県町道 125 メートル決壊
昭和 36・6	梅雨前線豪雨	日野川並びに支流大洪水・田畑流失

昭和 36･9	第二室戸台風	日野川並びに支流大洪水･家屋決壊(風)田畑流失
昭和 38･8	台風9号	大暴風により鏡ケ成休暇村屋根吹飛ぶ･家屋被害甚大
昭和 40･6	台風9号	田畑流失3町歩
昭和 40･9	台風 22 号	日野川並びに支流大洪水･田畑流失
昭和 41･9	台風 26 号	田畑流失2町7反

(2)平成12年10月6日発生　鳥取県西部地震の概況

(鳥取県防災危機管理課発表「「平成12年鳥取県西部地震」の概要」より)

2000年10月6日(金)13時30分、鳥取県西部地区を震源地とする地震発生。

・規模　マグニチュード７．３ (昭 18　鳥取大地震M7.2)

・震度

６強　境港市、日野町

６弱　西伯町、溝口町、会見町、岸本町、淀江町、日吉津村、日南町、**江府町**

５強　米子市

５弱　中山町、大栄町、東郷町、関金町、北条町、東伯町、大山町、名和町、赤碕町

４　三朝町、羽合町、青谷町、鹿野町、気高町、智頭町、河原町、船岡町、郡家町、用瀬町、福部村、岩美町、国府町、鳥取市

３　泊村、倉吉市、八東町、佐治村

●被害状況（平成１４年２月２８日現在）

機関名	鳥　取　県				区分				被害
災害名	平成１２年鳥取県西部地震				その他	田	流出・埋没	ｈａ	
							冠水	ｈａ	
区分				被害		畑	流出・埋没	ｈａ	
人的被害	死者		人				冠水	ｈａ	
	行方不明者		人			文教施設		箇所	169
	負傷者	重傷	人	31		病院		箇所	17
		軽傷	人	110		道路		箇所	581
住家被害	全壊		棟	393		橋りょう		箇所	20
			世帯	401		河川		箇所	48
			人			港湾		箇所	91
	半壊		棟	2,491		砂防		箇所	30
			世帯	2,582		清掃施設		箇所	6
			人			崖くずれ		箇所	348
	一部破損		棟	14,184		鉄道不通		箇所	1
			世帯			被害船舶		隻	5
			人			水道		戸	5,744
	床上浸水		棟			電話		回線	134
			世帯			電気		戸	9,277
			人			ガス		戸	71
	床下浸水		棟			ブロック塀等		箇所	
			世帯			空港		箇所	1
			人		り災世帯数			世帯	3,754
非住家	公共建物		棟	169	り災者数			人	
	その他		棟	2,899	火災発生	建物		件	
都道府県災害対策本部	名称			鳥取県災害対策本		危険物		件	
	設置			10月6日13時30分		その他		件	
	解散			11月2日19時40分	公共文教施設			千円	859,605
災害対策本部設置市町村	別紙のとおり				農林水産業施設			千円	7,318,802
					公共土木施設			千円	23,068,048
					その他の公共施設			千円	5,442,278
					小計			千円	36,688,733
	計		団体	19	公共施設被害市町村数			団体	
災害救助法適用市	米子市、境港市、西伯町、会見町、日野町、溝口町				その他	農林被害		千円	200,811
						林産被害		千円	63,216
						畜産被害		千円	80,490
						水産被害		千円	1,359,258
	計		団体	6		商工被害		千円	1,819,570
消防職員出動延人数			人	1,406		その他		千円	9,631,679
消防団員出動延人数			人	2,502	被害総額			千円	49,843,757
備考									

●建物被害状況市町村内訳（２月２８日現在）

市町村名		全壊（棟）	半壊（棟）	一部破損（棟）	非住家	
					公共	その他
	鳥取市					
岩美郡	国府町					
	岩美町					
	福部村					
八頭郡	郡家町					
	船岡町					
	河原町					
	八東町					
	若桜町					
	用瀬町					
	佐治村					
	智頭町			1		
気高郡	気高町					
	鹿野町					
	青谷町					
	倉吉市			30		1
東伯郡	羽合町					
	泊村			1		
	東郷町					
	三朝町			3	1	
	関金町			5		
	北条町			2		
	大栄町			8		
	東伯町			5		
	赤碕町					
	米子市	103	1,087	5,902	3	320
	境港市	71	287	1,291		419
西伯郡	西伯町	40	392	1,208	2	217
	会見町	2	43	879	1	70
	岸本町		10	1,097	12	67
	日吉津村	1	12	281	9	8
	淀江町			411		
	大山町		1	120		6
	名和町		1	19		
	中山町			7		
日野郡	日南町		12	368	16	63
	日野町	129	441	945	60	1,515
	江府町		1	847	43	
	溝口町	47	204	754	22	213
計		393	2,491	14,184	169	2,899

●市町村による避難勧告の状況

災害対策基本法に基づく避難勧告の状況は、次のとおり。

①日南町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月 6日(金)16時30分 菅沢地区: 3世帯 7名	10月 8日(日)10時00分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

②日野町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月 6日(金)19時00分 根雨1区:20世帯 31名 根雨2区: 3世帯 6名	10月13日(金)16時50分 すべて解除
10月10日(火)13時00分 本郷地区:10世帯 40名 及び7事業所	10月13日(金)16時52分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

③溝口町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月 7日(土)15時30分 大坂地区: 2世帯 10名	10月18日(水)17時00分 すべて解除
10月 8日(日)11時33分 父原地区: 4世帯 18名	10月11日(水) 8時00分 1世帯 8名について解除 10月24日(火)18時30分 2世帯 3名について解除
11月 2日(木) 8時50分 大坂地区: 1世帯 7名	11月 3日(金)16時30分 解 除

→父原地区(1世帯7名)に対しての勧告は継続中。(平成14年2月28日現在)

④米子市

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月12日(木)14時10分 米子市宗像: 1世帯 3名	12月22日(金) 9時45分 解 除
10月12日(木)15時46分 米子市宗像: 2世帯 5名	11月16日(木)13時30分 1世帯 2名について解除 11月16日(木)15時30分 1世帯 3名について解除
10月14日(土)13時40分 米子市青木: 2世帯 8名	11月 3日(金)13時00分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

第2章　災害予防計画

第2節　水害予防計画

1．治山事業の現況（工事完了地区一覧）　　平成 24 年 3 月 31 日現在

番号	地区区分	地区名	位置		直接保全対策施設		危険地概況		危険度ランク	備考
			大字	字	人家戸数	公共施設	面積	渓流延長		
13	山腹崩壊危険地区	シモイチョウノダン	江尾	シモイチョウノダン	18	鉄道	4		A	民有林
13	〃	シロノウエ	〃	シロノウエ	11	郵便局	1		B	〃
14	〃	シモマガリタミチノシモ	〃	シモマガリタミチノシモ	32	鉄道	1		B	〃
27	〃	寺山ノ下	俣野	寺山ノ下	23		1		B	〃
35	〃	シモガイチ	武庫	シモガイチ	33	鉄道	3		A	〃
4	崩壊土砂流出危険地区	河原平	吉原	河原平	21	小学校	5	2,800	B	〃
5	〃	ヒエノ谷	〃	ヒエノ谷	29		0.6	500	A	〃
6	〃	猪ノ牧	〃	猪ノ牧	29		1	800	A	〃
7	〃	城山	御机	城山	10		4.1	2,300	A	〃
9	〃	猪子山ノ二	杉谷	猪子山ノ二			1.1	158	C	〃
14	〃	下足谷陽下モ	江尾	下足谷陽下モ			20.2	128	C	〃
15	〃	瀬戸谷	下蚊屋	瀬戸谷	33	小学校	0.2	200	B	〃
16	〃	三王原	〃	三王原	33	小学校	0.4	400	A	〃
24	〃	足谷上ミ平	俣野	足谷上ミ平	58	小学校	1.6	1,300	A	〃
25	〃	寺谷平	〃	寺谷平	58	小学校	1.1	900	A	〃
25	〃	クマノヤマ	〃	クマノヤマ		(農道)	0.4	544	C	〃
27	〃	カンドヒラ	〃	カンドヒラ	58	小学校	4.9	556	C	〃

番号	地区区分	地区名	位置		直接保全対策施設		危険地概況		危険度ランク	備考
			大字	字	人家戸数	公共施設	面積	渓流延長		
28	〃	カケハシヤマ	〃	カケハシヤマ	26		1.8	608	A	〃
30	〃	ミズタニビラノイチ	〃	ミズタニビラノイチ			0.1	761	B	〃
001	地すべり危険地区	三平山ウレイシ平	〃	三平山ウレイシ平	7	(農道)	2.0		A	

2. 河川(砂防指定河川を含む。)整備計画

区分 / 河川別	河川名	事業主体	位置	事業内容	実施状況(～H23.3 まで)	今後の計画
1級河川	日野川	鳥取県	洲河崎	護岸修繕	110m	0m
(県管理)			荒田	護岸改修	420m	80m

3. 砂防指定河川整備の現況と目標

砂防ダム		指定河川数	指定河川総延長
実施状況(H23)	今後の計画		
19 基	3 基 実施中(2 基) 計画中(1 基)	24	69 ㎞

4. 重要水防区域

(平成 24 年4月1日現在)

河川名	災害危険区域及び延長対策工法等					重要度
	区域	左右別	延長(m)	予想される危険	工法	
日野川	久連 ～	左岸 右岸	150	溢水	積土俵工	A
日野川	洲河崎 ～	左岸 右岸	200	溢水・洗掘	木流工 積土俵工	A
小江尾川	大河原 ～	左岸 右岸	130 130	溢水・洗掘	木流工 積土俵工	B
俣野川	武庫 ～	左岸 右岸	700 450	溢水・決壊	木流工 積土俵工	B

河川名	災害危険区域及び延長対策工法等					重要度
	区域	左右別	延長（m）	予想される危険	工法	
日野川	久連	左岸	200	洗掘	木流工	B
〃	下安井	左岸	1,000	溢水	積土俵工	B
船谷川	江尾	左岸 右岸	100 100	〃	〃	B
俣野川	下蚊屋	左岸	400	決壊	木流工	B

5. 俣野川ダムにおける水位観測所及び連絡系統等

（1）放流の際の関係機関に対する通知先

	通知の相手先		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
（一）	鳥取県知事	日野総合事務所県土整備局	模写伝送装置	
	江府町長	江府町役場総務課		
	鳥取県黒坂警察署長	黒坂警察署警備課		
（二）	中国地方建設局長	日野川河川事務所調査設計課		

（2）放流の際の関係機関に対する通知系統図

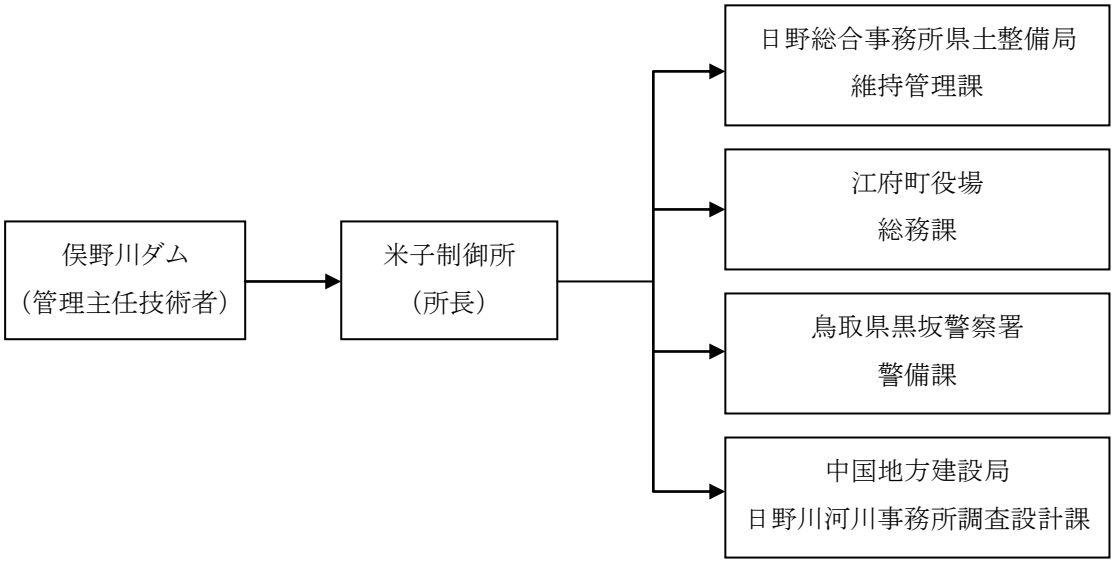

「注」（）内の管理主任技術者及び所長は、責任者を示す。

（3）放流の際の一般に周知させるための措置

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘要
第1号サイレン	鳥取県日野郡江府町大字武庫字奥河原平ラ(俣野川ダム中央部)	サイレン 0.75kw×1台	拡声装置併設
第2号サイレン	鳥取県日野郡江府町大字武庫字家ノ前(俣野川右岸)	サイレン疑似音拡声方式(アナウンス装置付き)30w×2台	

（4）サイレン1回当たりの吹鳴方法（5分間）

1分間吹鳴1分間吹鳴1分間吹鳴1分間吹鳴

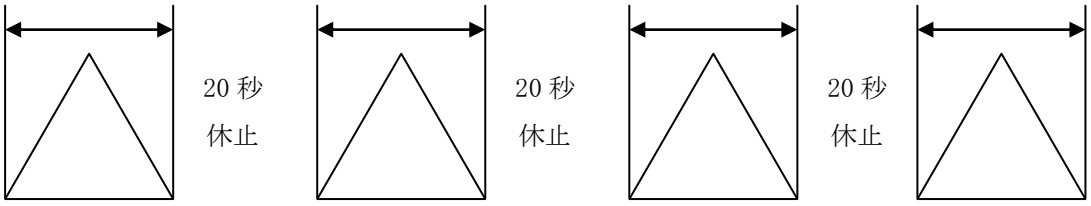

（5）観測施設一覧

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	俣野川調整池水位観測所	鳥取県日野郡江府町大字武庫字奥河原平ラ(俣野川ダム)	有線遠隔自記水位計	毎日1回(洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては 60 分ごとに1回)	流入量は第9条の規定により、流量は水位の測定結果に基づきそれぞれ算定する。
水位及び流量	俣野川水位観測所	鳥取県日野郡江府町大字俣野字小机平(俣野川右岸)	ロボットテレメーター付き現場自記水位計		
	深山口川水位観測所	鳥取県日野郡江府町大字俣野字前五明(深山口右岸)			
降水量	俣野川ダム雨量観測所	鳥取県日野郡江府町大字武庫字奥河原平ラ	有線遠隔自記雨量計		
	古屋敷雨量観測所	鳥取県日野郡江府町大字俣野字奥田	ロボットテレメーター付き現場自記雨量計		
積雪の深さ	俣野川ダム雪量観測所	鳥取県日野郡江府町大字武庫字奥河原平ラ	積雪尺	少なくとも1月、2月及び3月中に各1回	

6. 下蚊屋ダム警報活動マニュアル

（平成 15 年 4 月 1 日から）

下蚊屋ダム管理について、関係 1 市3町からのダムの設置場所である江府町に事務委任される。それに伴い、江府町から大山山麓地区土地改良区連合に操作委託することから、土地改良区連合に一時的に協力し、警報活動を行うことが生じるため、その連絡体制を次のように定める。

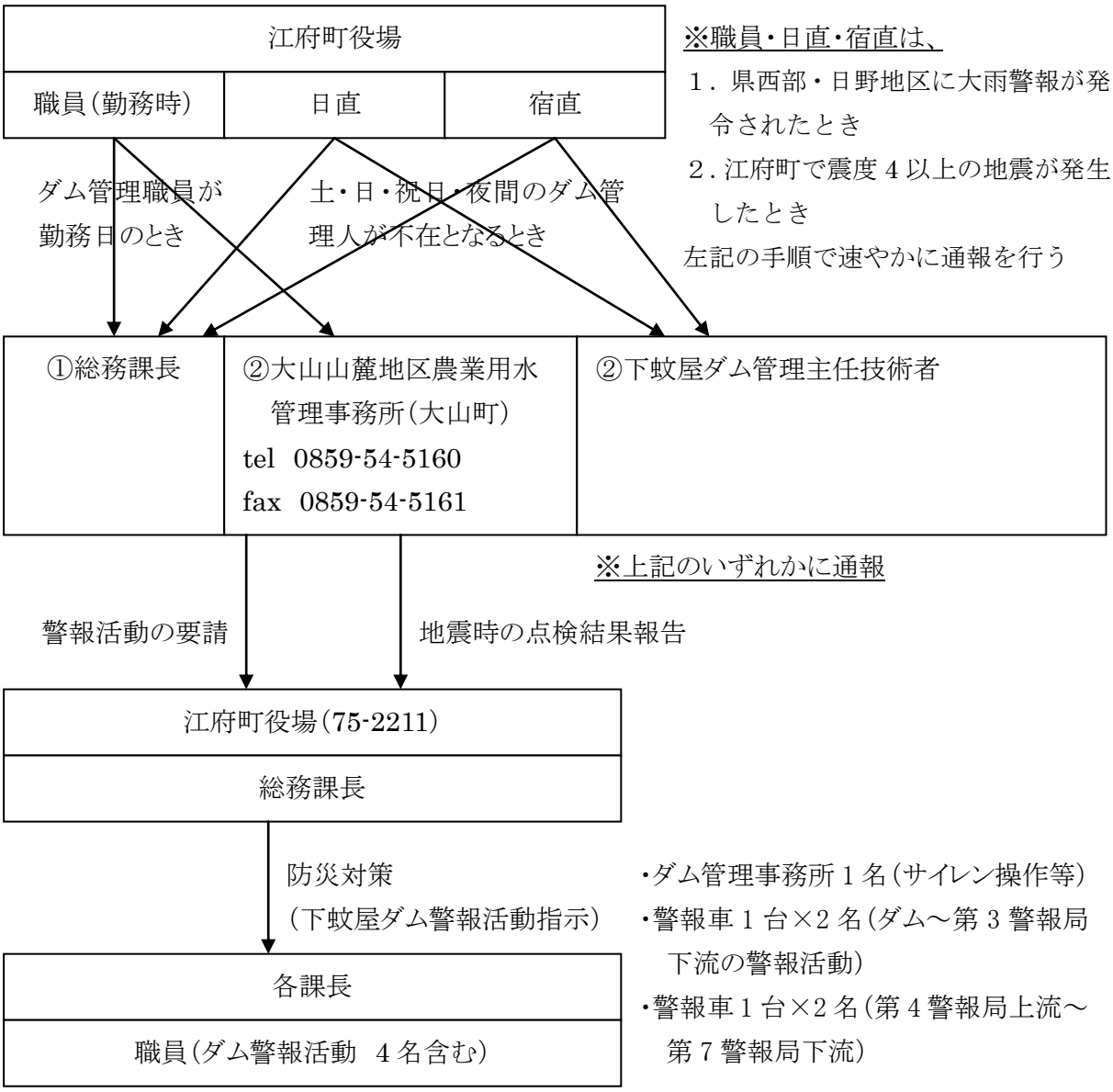

7. 水害常襲地帯

(1)耕地保全にかかるもの

種別	地区名	現況	対策事項
農業用施設関係水路	佐川	山腹急斜面を素掘水路が通っており豪雨ごとに崩壊する。 受益面積 18ha 延長 2 ㎞	コンクリート張り、必要箇所に応じて水路護岸を設置
	米金	〃 受益面積 29ha 延長 10 ㎞	〃
	宮原	〃 受益面積 10ha 延長 2 ㎞	〃

第3節　土砂災害予防計画

1. 地すべり危険箇所

番号	箇所名	河川名			位置	人家戸数	危険度
		水系名	幹川名	渓流名	大字		
1	俣野	〃	俣野川	尾ノ上原	俣野	31	C

2. 土石流危険渓流一覧表

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	保全対象		危険度分類	備考
						人家戸数	公共施設等		
1	1-3-38-19	日野川	三谷川	東谷川	上柿原	15	公民館	A	
2	1-3-38-20	〃	〃	家奥谷川	下柿原	5		A	
3	1-3-38-21	〃	日野川	大陸谷川	佐川	14(23)	江尾小学校	B	
4	1-3-38-22	〃	〃	出の上川	〃	0(5)		A	
5	1-3-38-23	〃	〃	ハセン谷川	〃	10(14)	佐川公民館	A	
6	1-3-38-24	〃	〃	谷山川	〃	4	〃	A	
7	1-3-38-25	〃	〃	大谷川	久連	5		B	
8	1-3-38-26	〃	〃	奥市川	江尾	16		B	
9	1-3-38-27	〃	〃	一反谷川	一反	13	一反公民館	A	
10	1-3-38-28	〃	三谷川	中祖谷川	洲河崎	13		A	
11	1-3-38-29	〃	〃	洲河崎小谷川	〃	0(7)	公民館	A	
12	1-3-38-30	〃	〃	洲河崎小谷川	〃	10		A	
13	1-3-38-31	〃	〃	荒田川	荒田	6(12)	荒田会館	A	
14	1-3-38-32	〃	〃	荒田川右支川	〃	6	〃	A	
15	1-3-38-33	〃	〃	竜王谷川	下安井	7		B	
16	1-3-38-34	〃	〃	下安井奥谷川	〃	9	安井公民館	A	
17	1-3-38-35	〃	〃	南谷川	江尾	16		B	
18	1-3-38-201	〃	小江尾川	前谷川	吉原	15		A	直轄 1-3-10
19	1-3-38-202	〃	〃	児守谷川	〃	5		A	〃 1-3-11
20	1-3-38-203	〃	船谷川	美用谷川左支川	御机	22	公民館	A	〃 1-3-13-1
21	1-3-38-204	〃	俣野川	又市谷川	下蚊屋	9		A	〃 1-3-26
22	1-3-38-205	〃	〃	背戸谷川	〃	16	公民館	A	〃 1-3-25
23	1-3-38-206	〃	船谷川	宮の奥川	杉谷	10		A	〃 1-3-14
24	1-3-38-207	〃	〃	谷奥川	宮市	5		B	〃 1-3-13

25	1-3-38-208	〃	小江尾川	宮谷川	大満	1	公民館	B	〃1-3-12
26	1-3-38-209	〃	俣野川	吉ケ谷川	深山口	1	深山口公民館	A	〃1-3-22
27	1-3-38-210	〃	〃	切詰山川	〃	3	〃	A	〃1-3-21
28	1-3-38-211	〃	〃	日の詰川	日詰	4	日の詰会館	A	〃1-3-20
29	1-3-38-212	〃	〃	尾上原川	尾上原	12	俣野郵便局 緑会館	A	〃1-3-19
30	1-3-38-213	〃	〃	あけび谷川	〃	4	〃	B	〃1-3-18
31	1-3-38-214	〃	〃	寺谷川	池の内	34		A	〃1-3-17
32	1-3-38-215	〃	〃	足谷川	〃	17		A	〃1-3-16
33	1-3-38-216	〃	〃	俣野川左支川	〃	0	俣野川発電所	A	〃1-3-16-1
34	1-3-38-217	〃	〃	武庫谷川	武庫	11		A	〃1-3-15
35	1-3-38-218	〃	〃	俣野川右支川	〃	10		B	〃1-3-15-1

3. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

番号	箇所名	位置		人家	公共的建物		危険度点数	備考
		大字	小字		種類	数		
1	佐川	佐川		10			A	
2	小江尾	小江尾		5	公民館	1	B	
3	江尾	江尾	上北平	25	公民館	1	A	
4	江尾新町第 2	江尾	馬場	11			A	
5	江尾新町	江尾	上東屋敷	26	公民館/郵便局	2	B	
6	江尾上町	江尾	上ノ段	10			A	
7	洲河崎	洲河崎		6			A	
8	池の内	俣野	池ノ内	5	公民館	1	C	
9	日の詰	日の詰	道詰岸	6			A	
10	宮市原	宮市原		5			A	
11	杉谷下	杉谷		5			A	
12	下蚊屋	下蚊屋		12	公民館	1	B	
13	下大河原	下大河原		5	分校	1	A	
14	吉原	吉原		5			B	
15	小江尾	小江尾	大満	8			A	

4. 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	位置		直接保全対策施設		危険地概況		危険度ランク	備考
		大字	字	人家戸数	公共施設（道路除く）	面積	渓流延長		
1	カエナガイチ	柿原	カエナガイチ	7		3		B	民有林
2	ダイノウエ	〃	ダイノウエ	7		4		A	〃
3	オオバヤシ	〃	オオバヤシ	7		2		A	〃
4	クロミヒナビラ	〃	クロミヒナビラ	4		3		B	〃
5	ミヤノムカイ	〃	ミヤノムカイ	12		3		A	〃
6	ダンノヒラ	佐川	ダンノヒラ	21		2		A	〃
7	ダイ	小江尾	ダイ	18		5		A	〃
8	上ミ宮ノ谷	〃	上ミ宮ノ谷	15		6		A	〃
9	上野山	吉原	上野山	25		6		A	〃
10	ムコウビラ	大河原	ムコウビラ	5		3		B	〃
11	ソネ	〃	ソネ	7		2		B	〃
12	ヤマネ	〃	ヤマネ	13		3		A	〃
13	シモイチョウノダン	江尾	シモイチョウノダン	18	鉄道	4		A	〃
14	シロノウエ	〃	シロノウエ	11	郵便局	1		B	〃
15	シモマガリタミチノシモ	〃	シモマガリタミチノシモ	32	鉄道	1		B	〃
16	デヤ	〃	デヤ	8	鉄道	2		A	〃
17	コハラノイチ	〃	コハラノイチ		中学校	4		A	〃
18	トノソラノシモノイチ	久連	トノソラノシモノイチ	22		10		A	〃
19	カラスギ	〃	カラスギ		発電所	6		A	〃
20	屋敷廻り	杉谷	屋敷廻り	14		2		A	〃
21	シモヤシキノウエ	〃	シモヤシキノウエ	21		1		A	〃
22	ムコウダ	美用	ムコウダ	15		2		A	〃
23	ジンデ	御机	ジンデ	40	小学校	3		A	〃
24	キリガタニ	助沢	キリガタニ	21		4		A	〃
25	ヤシキマワリ	下蚊屋	ヤシキマワリ	15	小学校	6		A	〃
26	セドノタニ	〃	セドノタニ	15		2		A	〃
27	寺山ノ下	俣野	寺山ノ下	23		1		B	〃
28	ナルバヤシミチシモ	〃	ナルバヤシミチシモ	21	小学校	3		A	〃
29	イワイガミウエ	〃	イワイガミウエ	22		9		A	〃
30	アゼダカウエ	〃	アゼダカウエ	9		3		A	〃
31	ハタケダノウエ	〃	ハタケダノウエ	9		3		A	〃

32	ハタガダニヒナヒラ	〃	ハタガダニヒナヒラ	3		2		C	〃
33	ハヤシガタニ	〃	ハヤシガタニ	15		2		A	〃
34	イエノソバ	武庫	イエノソバ	14	鉄道	4		B	〃
35	シモガイチ	〃	シモガイチ	33	鉄道	3		A	〃
36	コウジノウエ	〃	コウジノウエ	16		2		B	〃
37	ヤマガミダニカミヒラ	〃	ヤマガミダニカミヒラ	16		3		B	〃
38	タケノタニ	〃	タケノタニ	7		3		A	〃
39	ナカウネカミヒラグチ	洲河崎	ナカウネカミヒラグチ	9		1		C	〃
40	ヒコザコ	〃	ヒコザコ	15		2		B	〃
41	家ノ上ミ	〃	家ノ上ミ	10		1		B	〃
42	リュウオウダニ	下安井	リュウオウダニ	26		8		A	〃
43	アカサカ	俣野	アカサカ	18		7		A	〃
44	カワヒラヤマ	久連	カワヒラヤマ	4		3		C	〃

5. 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	位置		直接保全対策施設		危険地概況		危険度ランク	備考
		大字	字	人家戸数	公共施設（道路除く）	面積	渓流延長		
1	篠谷山 101	俣野	篠谷山 101		(町道)	3.20	700	C	国有林
2	〃	〃	〃		(町道)	2.70	600	C	〃
3	〃	〃	〃		(町道)	1.40	300	C	〃
4	河原平	吉原	河原平	21	小学校	5.00	2,800	B	民有林
5	ヒエノ谷	〃	ヒエノ谷	29		0.60	500	A	〃
6	猪ノ牧	〃	猪ノ牧	29		1.00	800	A	〃
7	城山	御机	城山	10		4.10	2,300	A	〃
8	黒実陽平	柿原	黒実陽平	16		0.30	300	A	〃
9	台ノ上	〃	台ノ上	14		0.40	400	A	〃
10	ダンノ平	佐川	ダンノ平	26		0.30	300	A	〃
11	上岩屋ケ城	〃	上岩屋ケ城	26		0.50	500	A	〃
12	下屋敷ノ上ミ	杉谷	下屋敷ノ上ミ	28		0.50	500	A	〃
13	津ノ埒	〃	津ノ埒	12		0.50	500	A	〃
14	猪子山ノ二	〃	猪子山ノ二			11.00	158	C	〃
15	瀬戸谷	下蚊屋	瀬戸谷	33	小学校	0.20	200	B	〃
16	三王原	〃	三王原	33	小学校	0.40	400	A	〃
17	原頭	下安井	原頭	18		0.70	800	A	〃

18	道ノ上エ上ミ平ラ	州ケ崎	道ノ上エ上ミ平ラ	7		0.70	800	A	〃
19	榎垰	〃	榎垰	18			400	A	〃
20	下足谷陽下モ	江尾	下足谷陽下モ	21	鉄道	0.40	400	A	〃
21	ジコクダニ	俣野	ジコクダニ	4		0.50	600	B	〃
22	五郎原	〃	五郎原	4		0.30	300	B	〃
23	家ノ上	武庫	家ノ上	21		1.40	1,200	A	〃
24	足谷上ミ平	俣野	足谷上ミ平	58	小学校	1.60	1,300	A	〃
25	寺谷平	〃	寺谷平	58	小学校	1.10	900	A	〃
26	滝ノ谷山	〃	滝ノ谷山	18		2.80	2,300	A	〃
27	ホンダニカゲ	柿原	ホンダニカゲ	16		2.40	1,600	B	〃
28	カワヒラヤマ	久連	カワヒラヤマ	1	発電所	0.90	600	A	〃
29	ツギイワノイチ	〃	ツギイワノイチ	5		5.30	3,600	B	〃
30	ナガサコ	〃	ナガサコ		発電所	0.80	600	A	〃
31	ゴゴロタニ	武庫	ゴゴロタニ	5	鉄道	1.00	700	A	〃
32	クマノヤマ	俣野	クマノヤマ		(農道)	0.40	500	C	〃
33	ムクロダニ	〃	ムクロダニ		発電所	0.30	400	A	〃
34	ヨシガタニヤマ	〃	ヨシガタニヤマ	10		1.30	900	A	〃
35	カンドヒラ	〃	カンドヒラ	58	小学校	1.40	900	A	〃
36	カケハシヤマ	〃	カケハシヤマ	22		1.50	1,000	B	〃

6. 地すべり危険地区

番号	地区名	位置		直接保全対策施設		危険地概況		危険度ランク	備考
		大字	字	人家戸数	公共施設(道路除く)	面積	渓流延長		
1	三平山ウレイシ平	俣野	三平山ウレイシ平	7		2.00		A	民有林

7. 土砂災害雨量情報システムの活用

(1)システムの概要

○ 県内全域に計 57 局(河川系観測局 20 局、砂防系観測局 37 局)の雨量観測局を設置。国土交通省との協定により県内 50 局の雨量観測所のデータを受信。

○ 各中継局、監視局(県土整備局)を中継し、鳥取県防災行政無線を通じ、県庁統制局に雨量情報を収集する。

○ 県統制局にて、その雨量情報の処理及び土砂災害判定を行い、各県土整備局及び各市町村に情報の配信を行う。

○ 県統制局より配信した情報は、砂防・地すべりセンター製作の土砂災害雨量情報システムを

介して確認する。なお、システムについてはパソコンにインストールできる。

○ 土砂災害判定により、土砂災害警戒避難基準雨量を超過した場合は、端末表示とあわせて情報監視盤（県土整備局）もしくは自動音声応答通報装置（市町村）にて表示、通報を行うことが可能。

（2）雨量情報等を受ける手段

①電話応答システム

各整備局管内情報ごとに 2 回線設定してあり、下記の電話番号に電話をかければ雨量情報等を入手できる。

日野地区情報	0857-25-6468 （6469）

②パソコン

（財）砂防・地すべりセンターが開発したソフトをパソコンにインストールして、インターネット回線で情報を入手する。

（3）入手できる情報

①土砂災害雨量情報システム

・県内雨量情報 107 局（県管理 57 局+国土交通省管理 50 局）

・土砂災害警戒避難判定情報

②河川情報提供システム（FRICS）

・県内雨量情報 85 局（県管理河川系 20 局+国土交通省管理 50 局+アメダス 15 局）

・県内水位情報

・降雨量予測　他

8．土砂災害警戒避難基準雨量

土砂災害危険基準	連続雨量 70mm
避難基準	連続雨量 50mm
警戒基準	連続雨量 40mm

※土砂災害危険基準線：過去の土砂災害実績より土砂災害が起こると想定される雨量の線

※避難基準線：避難場所へ移動するために必要な時間後に土砂災害危険基準線に到達することが予想される雨量の線

※警戒基準線：避難準備時間後に避難基準線に到達することが予想される雨量の線

【確認方法】

・表示端末の雨量判定図により状況を確認することができる。

・警戒基準雨量、避難基準雨量を超過したら雨量状況図の観測局の表示の色が変わる。

・自動音声応答通報装置により通報が可能。

第5節　文化財災害予防計画

1．文化財の現況

（平成 25 年 1 月1日現在）

文化財の名称	所在地	文化財の種類	指定の区分	防災施設・整備
助沢の正平五輪塔	助沢	有形文化財	県指定	
武庫の七色がし	武庫	天然記念物	県指定	
下蚊屋明神の桜	下蚊屋	天然記念物	県指定	
熊野神社社叢	俣野	天然記念物	県指定	
洲河崎のかつら	洲河崎	天然記念物	県指定	
かまこしき渓谷の浸食地形	助沢俣野	天然記念物	県指定	
下原重仲の詠草	宮市	有形文化財	町指定	
笠形連判状	洲河崎	有形文化財	町指定	
横田内膳正村詮裁許状	久連	有形文化財	町指定	
笠形連判状	久連	有形文化財	町指定	
下蚊屋の荒神神楽	下蚊屋	無形民俗文化財	県指定	
江尾のこだいぢ踊り	江尾	無形民俗文化財	県指定	
天明の狼による順礼受難文書	洲河崎	有形文化財	町指定	
庄屋引継文書	洲河崎	有形文化財	町指定	
美術刀剣製作技術	佐川	無形文化財	町指定	
木地師道具一式	下蚊屋	民俗文化財	町指定	
ムカシトンボ	俣野	天然記念物	町指定	
伯耆日野郡三十三番詠歌版木	武庫	天然記念物	町指定	
磨崖仏	俣野	史跡	町指定	
貝田1号墳	貝田	史跡	町指定	
影山家のカヤの木	洲河崎	天然記念物	町指定	
江美城跡	江尾	史跡	町指定	
熊野神社のサイノカミ	池の内	有形文化財	町指定	
武庫の上ヶ市の七色ガシ	武庫	天然記念物	町指定	
佐川神社の泉州石工の灯篭	佐川	有形文化財	町指定	
仏ヶ峰の地蔵	池の内	有形文化財	町指定	
貝田のタブノキ	貝田	天然記念物	町指定	
貝田のサワラ	貝田	天然記念物	町指定	
開田記念碑新墾地碑	宮市原	有形文化財	町指定	
門毬舎(旧江尾駅宿舎 1 号)	運動公園	有形文化財	町指定	
小柳わかれの道標	吉原	有形文化財	町指定	
旧江尾発電所本館	久連	有形文化財	国登録	

第6節　消防計画

1. 消防団の現況・点検責任者

	本部	分団		
		第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団
構成人員	団長:1名 副団長:1名	23 名	25 名	10 名
保有機材	消防ポンプ自動車:2 台 消防ポンプ積載車:1 台 消防指令車:1 台 小型動力ポンプ:1 台			
点検責任	町			

2. 消防用機械・消防用水利の現況

（平成 24 年 12 月末現在）

地区名	消防用機械				消防用水利			
	ポンプ自動車	ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	その他	消火栓	防火水槽		プール
						40m³ 級以上	40m³ 級以下	
本町一					8			
本町二					4	1		
本町三					2	1		
本町四					2			
本町五					14	1		
新町一					7	1		
新町二					8			
大満					4	1		
小江尾					7	1		1
久連			1		7	2		
美女石			1		6	4		
佐川			1		15	4		
柿原			1		11	2		
宮市			1		8	1		
宮市原			1		6	2		
助沢			1		5	2		
下蚊屋			1		6			
笠良原					2	1		
御机			1		8	1		
栗尾			1		3			

美用			1		8			
小原			1		8	2		1
杉谷			1		7	1		
貝田			1		12	3		
下安井					9	3		
洲河崎					14	2		
荒田					8	2		
半の上					2	1		
宮の前					4			1
武庫					8			
新道					4	1		
一旦					4	1		
池の内			1		13	3		1
尾之上原			2		7	2		
日の詰			1		8	1		
深山口					2	1		
吉原			1		9	4		
西成			1		4	1		
袋原					4	3		
大河原			1		11	4		

※消火栓:消防法第 42 条第1項の規定による 65 ㎜の口径を有するもので、直径 150 ㎜以上の管に取り付けるもの

3. 自衛消防隊の現況

(平成 24 年 12 月末現在)

	所有機材		所有機材
本町一		美用	〃:1 台
本町二		小原	小型動力ポンプ:1 台
本町三		杉谷	〃:1 台
本町四		貝田	〃:1 台
本町五		下安井	
新町一		洲河崎	
新町二		荒田	
大満		半の上	
小江尾		宮の前	
久連	小型動力ポンプ:1 台	武庫	
美女石	〃:1 台	新道	
佐川	〃:1 台	一旦	

柿原	〃:1 台	池の内	〃:1 台
宮市	〃:1 台	尾之上原	〃:2 台
宮市原	〃:1 台	日の詰	〃:1 台
助沢	〃:1 台	深山口	
下蚊屋	〃:1 台	吉原	〃:1 台
笠良原		西成	〃:1 台
御机	〃:1 台	袋原	
栗尾	〃:1 台	大河原	〃:1 台

第8節　応援協力体制の強化

1．災害時の相互応援に関する協定書

災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3)　救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供

(4)　医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(5)　被災者を一時収容するための施設の提供

(6)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第４条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

(1)被害の状況

(2)　前条第１号から第３号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員

(4)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模

(5)　応援場所及び応援場所への経路

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。

３　他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

４　県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第３条応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

２　応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（連絡協議会の設置）

第５条　県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

（他の協定との関係）

第６条　この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（そ の 他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印をして、各自１通を所持する。

平成８年３月29日

鳥取県知事	西尾邑次	佐治村長	下石義忠
鳥取市長	西尾迢富	智頭町長	久本温彦
米子市長	森田隆朝	気高町長	森本成人
倉吉市長	早川芳忠	鹿野町長	川瀬保男
境港市長	黒見哲夫	青谷町長	姫田員新
国府町長	木村肇	羽合町長	井上正直
岩美町長	澤徳次郎	泊村長	宮脇洋一
福部村長	村田梅雄	東郷町長	前田正恭
郡家町長	和田哲也	三朝町長	安田真一郎
船岡町長	谷口弘幸	関金町長	竹田哲男
河原町長	右近利夫	北条町長	宇田川義徳
八東町長	山根君太郎	大栄町長	前田八郎
若桜町長	盛田可男	東伯町長	米田義人
用瀬町長	池本茂晴	赤碕町長	中井勲
		西伯町長	坂本昭文
		会見町長	宇田学
		岸本町長	野口辰猪
		日吉津村長	益田信夫
		淀江町長	森本和夫
		大山町長	門脇正
		名和町長	林原茂樹
		中山町長	下池忠正
		日南町長	岸郁男
		日野町長	生田秀正
		江府町長	福田正臣
		溝口町長	下村道也

2. 災害時における江府町、江尾郵便局間の相互協力に関する覚書

江府町長　（以下「甲」という。）　及び江尾郵便局長　（以下「乙」という。）　は、江府町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、江府町及び江尾郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律　２２３号）第２条第１項に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、江府町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、江府町内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、江府町長及び江尾郵便局長が相互に協力を要請することができる。

１　災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取り扱い及び援護対策

２　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用

３　乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用

４　江府町又は郵便局が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

５　乙は、必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置

６　その他前記１～５に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第３条　両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第５条　江府町の災害対策本部のメンバーに郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）
第７条　江尾郵便局は、江府町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）
第９条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては江府町総務課長、乙においては江尾郵便局長とする。

（協　　議）
第１０条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成12年7月26日
甲　江府町長　福田　正臣
乙　江府郵便局長　砂原　和省

3. 防災体制及び県政情報の提供等に関する鳥取県内郵便局と鳥取県の協力に係る協定書

鳥取県内郵便局鳥取県本部（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）とは、相互に協力してさらなる住民サービス・福祉の向上を目指すため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第１条　甲が行う協力事項は、次のとおりとする。

１　郵便配達順路等周辺における一人住まいの高齢者の安否確認等を行う。

２　電子郵便局のインターネットを活用し、鳥取県の PR 等を行う。

３　「県民の声」発信用の封筒と用紙を各郵便局に備える。

４　鳥取県観光パンフレット等を ATM（現金自動預払い機）コーナーに備える。

５　郵便局周辺における、災害時の避難場所の位置図及び土砂災害危険箇所図を郵便局の内外に掲示する。

６　郵便配達巡路等周辺で、大雨、地震等による異常現象（土砂崩れ、異常な音、出水等）を発見した場合、直ちに、市町村役場又は、鳥取土木事務所に通報する。

７　ゴミが不法投棄されていることを発見した場合、市町村役場、保健所又は不法投棄１１０番（電話０８５７－２６－８１４９）へ通報する。

８　災害発生等の緊急時において、避難場所の状況等を郵便局内外に掲示する。

９　前各号に定めるもの以外の事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

（経費の負担）

第２条　甲は前条に規定する協力を行うために要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、甲が前条に規定する協力を行うために必要な資料等を提供する。

（その他）

第３条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第４条　この協定に定める協力事項については、平成１１年１１月１日から逐次実施する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成11年10月22日

甲　鳥取中央郵便局長

乙　鳥取県知事　片山　善博

4. 災害時における応急対策業務等に関する細目協定書

鳥取県日野総合事務所長（以下「甲」という。）と社団法人鳥取県建設業協会日野支部長（以下「乙」という。）とは、平成１３年２月２日付けで鳥取県と社団法人鳥取県建設業協会とで締結した「災害時における応急対策業務等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第７条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（対象となる災害）

第１条　この協定は、乙が所管する区域の内外を問わず県内で発生する災害のうち、次に定めるものを対象とする。

（１）鳥取県地域防災計画に基づき鳥取県災害対策本部が設置された場合で、次に示す災害

ア　鳥取県災害対策本部を設置する基準である震度５強以上の地震

イ　鳥取県水防計画に定められた水防組織が鳥取県災害対策本部に統合された場合の風水害

ウ　その他の大規模な災害

（２）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務等協力会社）

第２条　乙は、所属会員の中から、応急対策業務等に対して協力をすべき会社（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに別紙様式１により甲に提出するものとする。

２　甲が地域の実情等を考慮し、予め乙と協議の上乙が所管する区域内をいくつかの災害対策業務区域に分割した場合には、乙は、災害対策業務区域ごとに協力会社を定めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第３条　乙は、協力会社ごとの災害時出動体制として、毎年４月１日現在の建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の保有状況を建設資機材等報告書（別紙様式２）により取りまとめ、様式１とともに、甲に提出するものとする。

２　第１条に規定する災害（以下「対象災害」という。）が発生した場合には、協力会社はその時点での稼働可能な建設資機材等を、乙を経由して甲に報告するものとする。

３　大規模な地震等で前項の連絡が困難な場合には、協力会社は、直接又は最寄りの市町村役場から行政無線を利用して、甲に報告するよう努めるものとする。

（待機）

第４条　対象災害が発生又は発生するおそれがある場合、甲は乙及び協力会社に待機を要請することを原則とする。

２　乙及び協力会社は、前項及び自ら対象災害の発生を知り得た場合は、甲から出動要請又は待機解除の連絡があるまでの間、待機するよう努めるものとする。

３　対象災害が発生した後、出動要請の必要がなくなった場合には、甲は速やかに乙及び協力会社に対し、待機を解除する旨を連絡するものとする。

（出動要請）

第５条　甲は、対象災害が発生した場合であって、乙の所属会員が所有する建設資機材等

の出動が必要と認めるときは、協力会社の中から、応急対策業務等を施工する会社（以下「施工会社」という。）を決定し、当該施工会社に対して次に掲げる事項を明らかにして、建設資機材等応援要請書（別紙様式３）により出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合等で文書による要請が困難な場合又は適当でない場合には、電話により出動を要請するものとする。

（１）災害の状況及び業務内容
（２）応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員
（３）応援を必要とする日時及び場所
（４）現場担当職員
（５）その他必要な事項

２　前項ただし書の場合において、甲は、後日施工会社に対し出動要請の文書を提出するものとする。

３　甲が必要と認める場合には、協力会社に対し、鳥取、郡家、倉吉、米子の各土木事務所が所管する区域内へ出動することを要請できるものとする。

４　対象災害が発生した場合において、次に掲げる作業については、甲から施工会社に出動要請があったものとみなす。

（１）人命救助のための障害物の除去作業
（２）落橋、道路の陥没、法面崩落及び山崩れ等、放置すれば重大な事故の発生が予想される場合の簡易な応急措置

５　前項の場合には、施工会社は出動先、出動建設資機材等を速やかに甲に報告するものとする。この場合において、連絡が困難な場合には、施工会社は、直接又は最寄りの市町村役場から行政無線を利用して甲に報告するものとする。

６　甲は、第４項の場合には施工会社に対し後日出動要請の文書を提出するものとする。

７　甲は、本条の出動要請を行った場合には、遅滞なく乙に報告するものとする。

（応急対策業務等の実施）

第６条　施工会社は、出動要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務等の着手に努めるものとする。

２　応急対策業務等に係る現場の指揮は、前条第１項第４号の現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、当該職員は公的機関の職員又は当該施工会社の職員の中から代行者を指名できるものとする。

３　施工会社は、業務に当たっては二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

（報告）

第７条　施工会社は、応急対策業務等を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにして、乙を経由して甲に建設資機材等従事報告書（別紙様式４）により報告するものとする。

（１）業務に従事した建設資機材等の種類、数量及び人員
（２）業務内容及び場所
（３）業務に従事した期間
（４）その他必要な事項

（損害の負担）

第８条　応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲が負担するものとする。ただし、施工会社の責に帰すべき事由により生じた損害については、施工会社が負担するものとする。

（情報提供）
第９条　乙及び乙の所属会員は、基本協定第３条に規定する応急対策業務等が必要と認められる災害を発見した場合は、その状況を甲に通報するものとする。

（連絡体制）
第10条　甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。
２　甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

（効力）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成13年4月1日

甲　鳥取県日野郡日野町根雨７３０

鳥取県日野総合事務所

所長　林　喜久治

乙　鳥取県日野郡日野町根雨３４３－５

社団法人鳥取県建設業協会日野支部

支部長　今田治継

（情報提供）
第９条　乙及び乙の所属会員は、基本協定第３条に規定する応急対策業務等が必要と認められる災害を発見した場合は、その状況を甲に通報するものとする。

（連絡体制）
第10条　甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。
２　甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

（効力）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成13年4月1日

甲　鳥取県日野郡日野町根雨７３０

鳥取県日野総合事務所

所長　林　喜久治　　鳥取県日野総合事務所長之印

乙　鳥取県日野郡日野町根雨３４３－５

社団法人鳥取県建設業協会日野支部

支部長　今田治継

5. 災害等における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

（目的）

第１条　江府町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の供給等）

第３条　乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第４条　応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（１）食料品

（２）食器類

（３）日用品

（４）その他乙の取扱商品

２　乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

（運搬）

第５条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

（引き渡し）

第６条　応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第７条　この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

３　運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

４　甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

（連絡責任）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては江府町総務課とし、乙においては、管理本部総務人事グループとする。

（協議）

第９条　この協定の履行について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

（雑則）

第１１条　この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年１０月１日

（甲）　鳥取県日野郡江府町大字江尾４７５
江府町長　　竹内　敏朗

（乙）　鳥取県鳥取市岩吉１７５－４
鳥取県生活協同組合
代表理事理事長　浜江　隆二

6. 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と江府町長（以下「乙」という。）は、江府町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、江府町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協定体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初期段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第３条　甲は、災害発生時の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、江府町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年７月２２日

甲　国土交通省　　中国地方整備局長　　福田　　功

乙　江　府　町　　江　府　町　長　　竹内　敏朗

7. 江府町防災の日を定める要綱

江府町防災の日を定める要綱

平成２３年８月１日
江府町訓令第４３号

（目的）
第１条　この要綱は、平成１２年１０月６日に発生した鳥取県西部地震を教訓に、あらゆる災害を未然に防止し、町民の自主防災意識の高揚と防災意識の普及を図ることを目的として江府町防災の日を定めるものとする。

（江府町防災の日）
第２条　毎年１０月第１日曜日を江府町防災の日と定める。

（江府町防災の日に実施する事項）
第３条　江府町防災の日には、次の事項を実施する。
（１）各種防災訓練の実施
（２）その他必要と認める事項

（その他）
第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附　則

この要綱は、平成２３年８月１日から施行する。

江府町防災の日を定める要綱

平成２３年８月１日
江府町訓令第４３号

（目的）
第１条　この要綱は、未曾有の災害となった東日本大震災はもとより過去に発生した鳥取西部地震等の災害を教訓として、あらゆる災害を未然に防止し、町民の自主防災意識の高揚と防災意識の普及を図ることを目的として江府町防災の日を定めるものとする。

（江府町防災の日）
第２条　毎年１０月第１日曜日を江府町防災の日と定める。

（江府町防災の日に実施する事項）
第３条　江府町防災の日には、次の事項を実施する。
（１）各種防災訓練の実施
（２）その他必要と認める事項

（その他）
第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附　則

この要綱は、平成２３年８月１日から施行する。

江府町防災の日を定める要綱ここに公布する。

平成２３年８月１日

江府町長　竹　内　敏　朗

第3章　災害応急対策計画

第2節　組織計画

1. 防災会議委員名簿

区分	備考
町長	会長
指定地方行政機関職員	1人
鳥取県知事部内職員	3人以内
黒坂警察署長	
町長部内職員	5人以内
江府町教育長	
鳥取県西部広域行政管理組合江府消防署長	
消防団長	
指定公共機関又は指定職員公共機関の役員又は職員	2人

2. 江府町防災会議条例

昭和38年12月28日
条例第27号

(目的)

第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、江府町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者　1人

(2)　鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者　3人

(3)　町を所轄する警察署長

(4)　町長が、その部内の職員のうちから指定する者　5人

(5)　教育長

(6)　消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者　2人

(8)　鳥取県西部広域行政管理組合江府消防署長

6　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条　本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成 24 年条例第 26 号)抄

この条例は、平成24年8月10日から施行する。

3. 江府町災害対策本部条例

（昭和38年12月20日
条例第28号）

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、江府町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 本部の組織

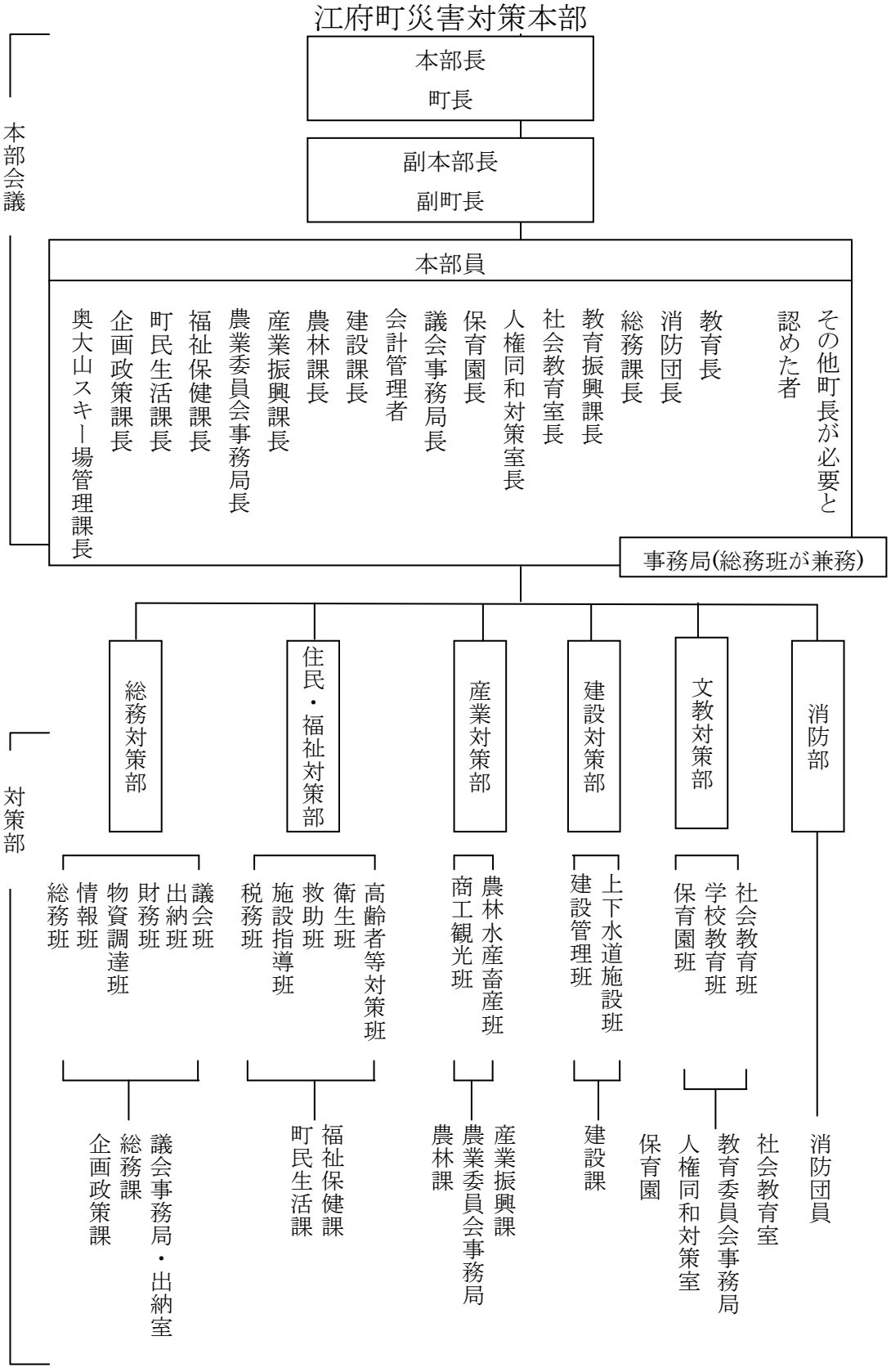
江府町災害対策本部
本部長
町長
副本部長
副町長
本部員
その他町長が必要と認めた者
教育長
消防団長
総務課長
教育振興課長
社会教育室長
人権同和対策室長
保育園長
議会事務局長
会計管理者
建設課長
農林課長
産業振興課長
農業委員会事務局長
福祉保健課長
町民生活課長
企画政策課長
奥大山スキー場管理課長
事務局(総務班が兼務)
本部会議
対策部
総務対策部
住民・福祉対策部
産業対策部
建設対策部
文教対策部
消防部
議会班
出納班
財務班
物資調達班
情報班
総務班
高齢者等対策班
衛生班
救助班
施設指導班
税務班
農林水産畜産班
商工観光班
上下水道施設班
建設管理班
社会教育班
学校教育班
保育園班
消防団員
議会事務局・出納室
総務課
企画政策課
福祉保健課
町民生活課
産業振興課
農業委員会事務局
農林課
建設課
社会教育室
教育委員会事務局
人権同和対策室
保育園

５．本部の事務分担

■総務対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
部長 総務課長	総務班	総務課	1.災害対策本部の事務局に関すること。 2.災害対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 3.本部会議（本部員）に関すること。 4.国・県等の災害地視察に関すること。 5.各対策部との連絡調整に関すること。 6.県その他防災関係機関に関する連絡に関すること。 7.消防機関との連絡に関すること。 8.自衛隊、警察、県、隣接市町村等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。 9.災害対策資機材の保管、調達に関すること。 10.部員の配備・動員に関すること。 11.災害救助法による救助計画及び実施に関すること。 12.激甚災害の指定に関すること。 13.捜索、救助に関すること。 13.危険物の取扱に関すること。 14.災害対策のための労務者の確保に関すること。 15.他部の所管に属しないこと。 16.その他被災地における民生安定に関すること。 17.住民避難及び安否確認に関すること。
	情報班	総務課	1.配車計画及び車両の確保に関すること。 2. 情報の収集、情報連絡に関すること。 3.各対策部からの災害情報の収集、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4.内部における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 5.防災行政無線及び防災放送に関すること。 6.防災行政無線の被害調査復旧に関すること。 7.総合行政システム等の機能確保に関すること。 8.災害情報、被害情報、災害対策活動の広報及び町内放送に関すること。 9.報道機関への対応に関すること。 10.災害写真等記録の整備に関すること。

部（部長）	班	班の編成	事務分担
			11.被災者相談窓口の総合調整に関すること。
	財務班	総務課 企画政策課	1.町の公有財産の被害調査の総括に関すること。 2.災害対策に必要な財政措置に関すること。 3.物品に係る物品の購入契約に関すること。
	物資調達班	総務課 企画政策課	1.生活関連物資の調達に関すること。 2.生活関連物資の配給に関すること。 3.災害用食料の確保及び配分に関すること。
	出納班	出納室	1.災害に係る町費の出納に関すること。
	議会班	議会事務局	1. 議会、議員との調整に関すること。

■福祉対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
福祉対策部 部長 　福祉保健課長 副部長 　町民生活課長	施設指導班	町民生活課 福祉保健課	1.被災者に対する生活の保護に関すること。 2.義援金品の集配に関すること。 3.社会福祉施設、児童福祉施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること。 4.児童福祉施設の避難指導及び救助に関すること。 5.死体の処理および埋・火葬に関すること 6.町営住宅、建築物の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。
	救助班	町民生活課 福祉保健課	1.一般罹災者の被害状況のとりまとめに関すること。 2.ボランティアセンターとの連携・協力に関すること。 3.避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の援護に関すること。
	衛生班	町民生活課 福祉保健課	1.保健衛生施設及び医療機関の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2.災害時の医療、助産等に関すること。 3.防疫に関すること。 4.感染症の調査、報告及び必要な対策に関すること。 5.その他応急衛生対策に関すること。 6.ゴミ処理対策に関すること。

部（部長）	班	班の編成	事務分担
	高齢者等対策班	町民生活課 福祉保健課	1.一人暮らし高齢者、障がい者の安否確認等に関すること。 2.生活支援、その他応急対策に関すること。 3.社会福祉協議会及び関係機関との連絡調整に関すること。

■産業・生活対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
部長 農林課長 副部長 産業振興課長	農林水産畜産班	農林課 農業委員会	1.農地、農作物及び農道、農業施設の被害調査報告並びに必要な対策に関すること。 2.部内の連絡調整に関すること。 3.林地、林作物及び林道、林業施設の被害調査並びに必要な対策に関すること。 4.農産物及び家畜防疫に関すること。 5.家畜及び家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 6.家畜飼料の調達、斡旋に関すること。 7.死亡獣畜処理に関すること。 8.内水面、漁業対策に関すること。
	商工観光班	産業振興課 奥大山スキー場管理課	1.商工業の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2.災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関すること。 3.観光施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 4.インターネット、ホームページ等による災害情報の収集・連絡に関すること。

■建設対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
建設対策部 部長 建設課長	建設管理班	建設課	1.公共土木施設及び町道、河川、砂防施設の被害調査報告及び応急対策に関すること。 2.応急仮設住宅等の建設に関すること（施設整備のみ)。 3.災害対策資機材の調達、斡旋に関すること。 4.災害時における工作の指導及び応急対策技術指導に関すること。 5.道路の交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 6.交通施設災害の対策に関すること。 7.障害物の除去・清掃に関すること。
	上下水道施設班	建設課	1.下水道・集落排水・合併浄化槽施設の災害調査及び災害情報の収集に関すること。 2.下水道施設の災害対策及び復旧に関すること。 3.仮設トイレの設置に関すること（施設整備のみ)。
		建設課	1.水道施設の災害調査及び災害情報の収集に関すること。 2.水道施設、水源施設の災害対策に関すること。 3.応急措置に必要な資器材の調達に関すること。 4.飲料水の確保及び給水に関すること。

■文教対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
部長 教育振興課長	学校教育班	教育振興課	1.教育施設被害調査･報告及び必要な対策に関すること。 2.生徒・児童、教職員の避難に関すること。 3.応急教育に関すること。 4.給食に関すること。 5.他の応急文教対策及び他班に属さないこと。
	社会教育班	教育振興課 社会教育室	1.社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2.文化財の保護に関すること。
	保育園班	保育園	1.保育園児等の避難誘導に関すること。 2.災害時の保育に関すること。

■消防部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
消防部 部長 　消防団長 副部長 　副団長	消防班	消防団員	1.非常警備及び消防活動に関すること。 2.救助、救出等救急業務及び人命救助に関すること。 3.水防活動に関すること。 4.その他本部長の指示する災害応急対策に関すること。

第3節　配備及び動員計画

★震災時の配備動員マニュアル

≪震度６以上の地震発生≫（休日・夜間時）

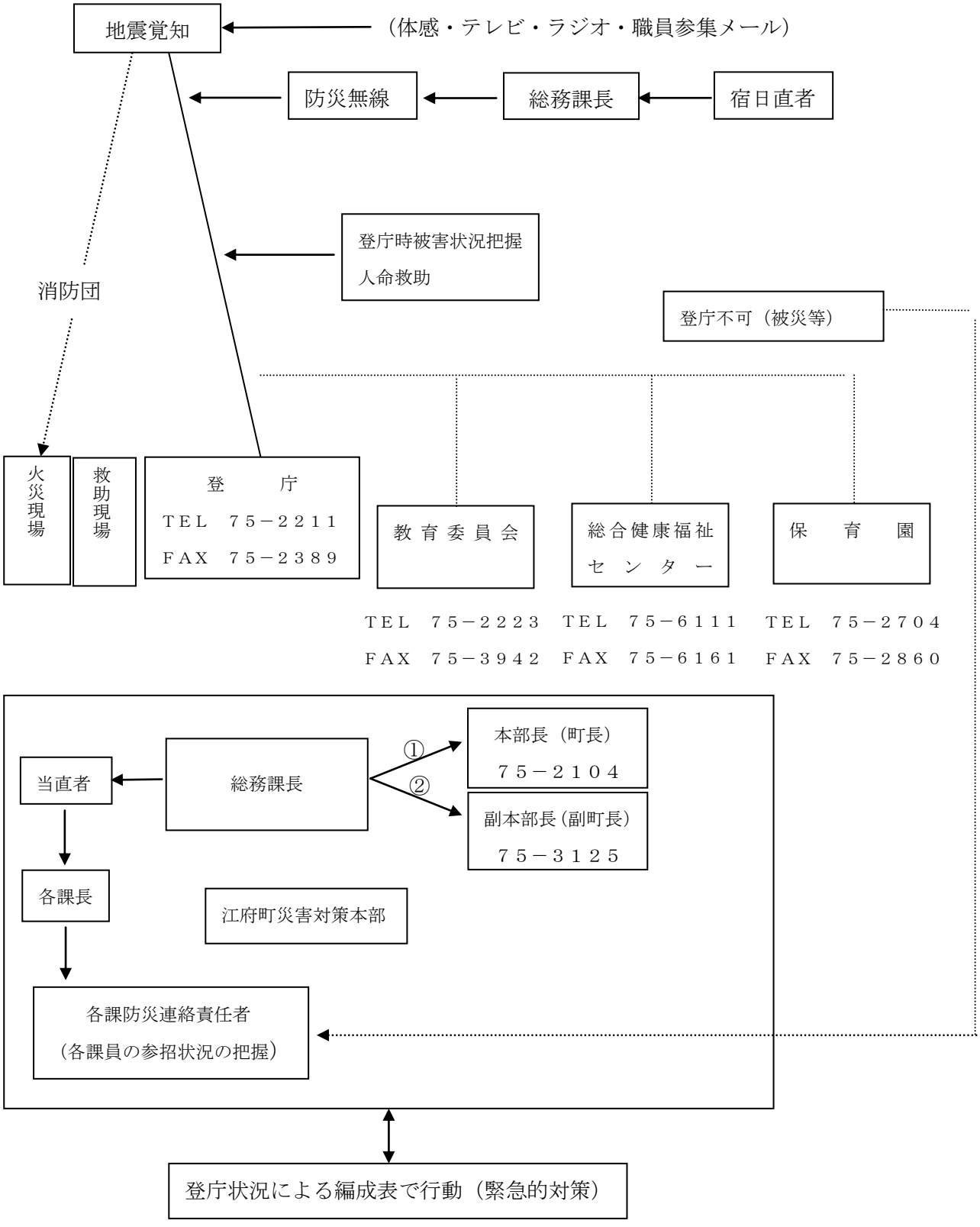

１．業　　務　　配備及び動員計画

２．実施責任者　　総務課長

[直ちに登庁できない場合の代行者、連絡先]
第２順位者　　課長補佐以上

①　登庁し職員の招集を行う（消防団の招集も行う）
②　本部長、副本部長へ連絡
③　招集による臨時本部会議
④　庁状況による編成表で行動（緊急時対策）

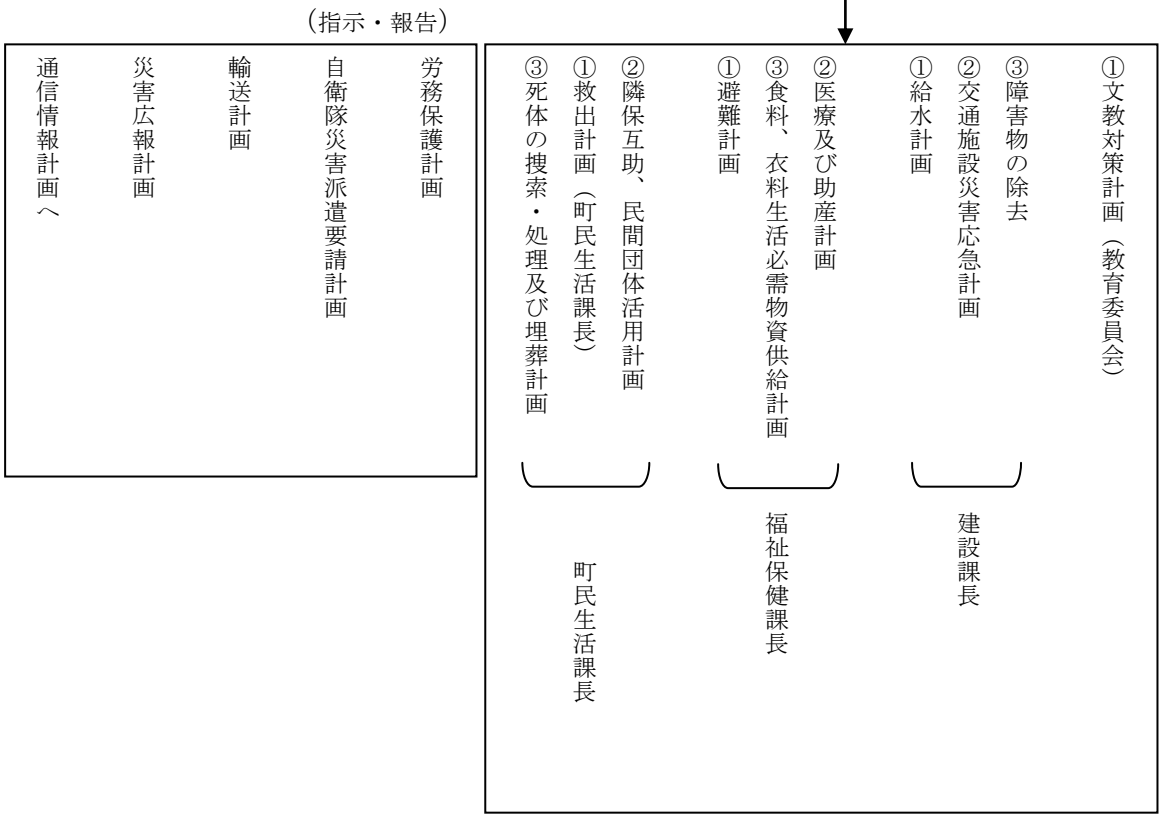

1．職員の動員計画

■風水害等災害時

課	第一配備人数	第二配備人数	第三配備人数	防災連絡責任者		連絡方法
				正	副	
総務課	3	6	全職員	総務課長	課長補佐以上	電話・口頭・防災行政無線・職員参集メール
企画政策課	1	2		企画政策課長		
町民生活課	1	3		町民生活課長		
福祉保健課	2	3		福祉保健課長		
産業振興課	1	2		産業振興課長		
建設課	1	6		建設課長		
農林課	1	6		農林課長		
農業委員会事務局	1	1		農業委員会事務局長		
出納室	1	1		出納室長		
議会事務局	1	1		議会事務局長		
教育振興課	1	2		教育振興課長		
社会教育室	1	2		社会教育室長		
人権同和対策室	1	1		人権同和対策室長		
保育園	1	2		保育園長		
江尾診療所	―	1		江尾診療所長		

■地震災害時

課	警戒配備人数	第一非常配備人数	第二非常配備人数	防災連絡責任者		連絡方法
				正	副	
総務課	3	6	全職員	総務課長	課長補佐以上	電話・口頭・防災行政無線・職員参集メール
企画政策課	1	2		企画政策課長		
町民生活課	1	3		町民生活課長		
福祉保健課	2	3		福祉保健課長		
産業振興課	1	2		産業振興課長		
建設課	1	6		建設課長		
農林課	1	6		農林課長		
農業委員会事務局	1	1		農業委員会事務局長		
出納室	1	1		出納室長		
議会事務局	1	1		議会事務局長		
教育振興課	1	2		教育振興課長		
社会教育室	1	2		社会教育室長		
人権同和対策室	1	1		人権同和対策室長		
保育園	1	2		保育園長		
江尾診療所	―	1		江尾診療所長		

2. 腕章

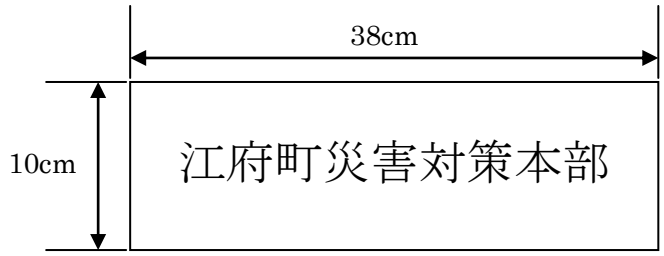

（備考）
地色は白　、文字は黒とする。

3. 標旗

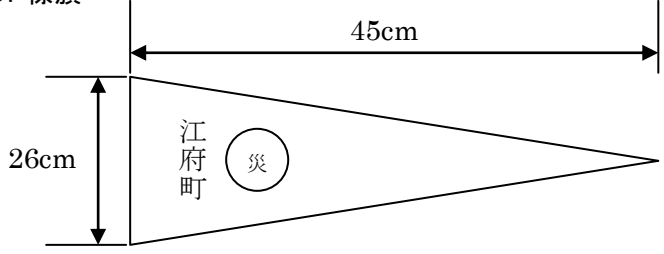

（備考）
地色は黄　、文字は黒とする。
（災）は直径５cm とする。

第4節　通信情報計画

★震災時の通信情報・災害広報マニュアル

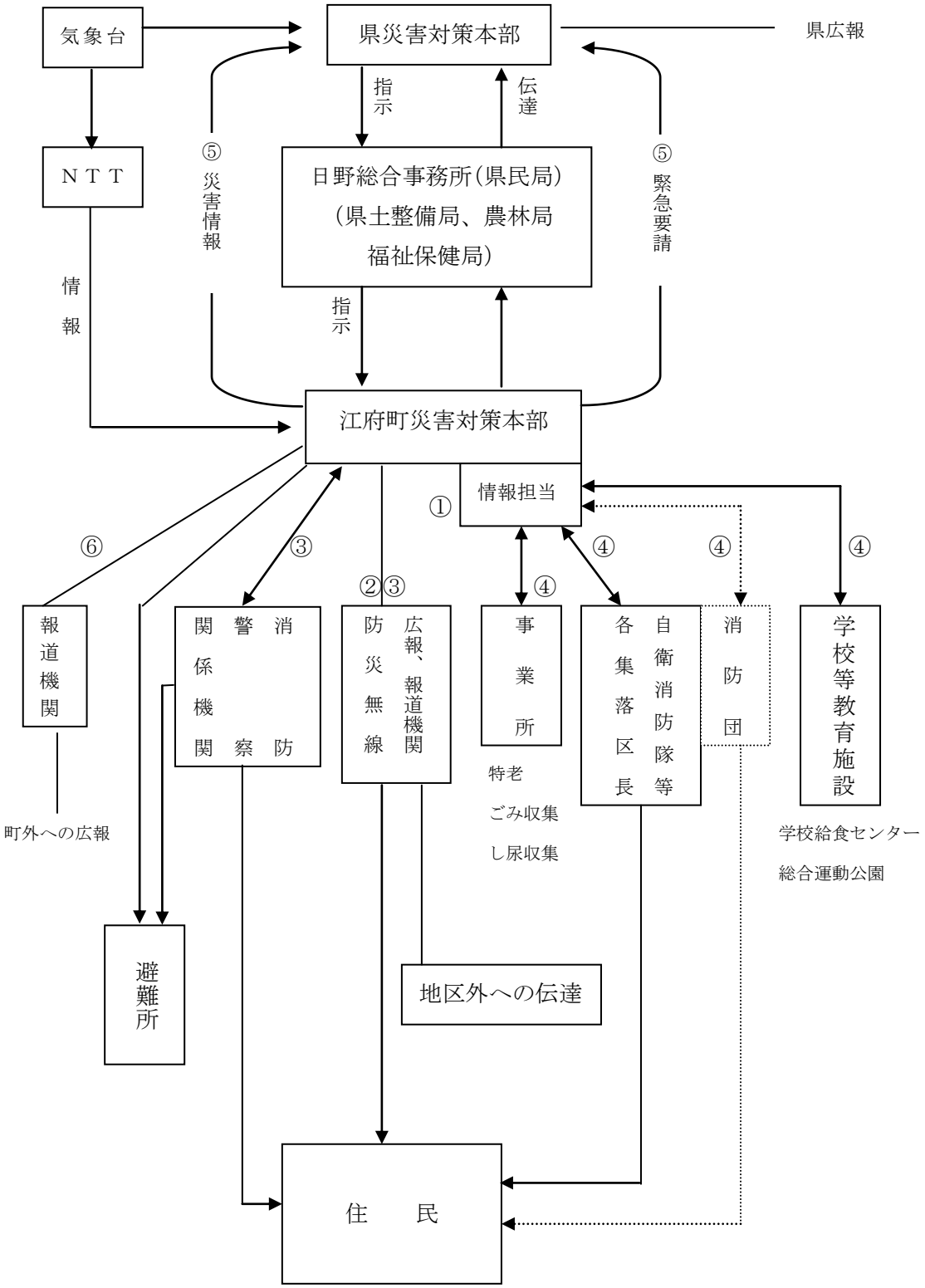

１．業　　務　　通信情報・災害広報計画
２．実施責任者　　総務課長

［直ちに登庁できない場合の代行者］
第２順位　　課長補佐以上

① 総務課長は災害対策本部に付随した「情報担当」に総務課職員を充てる。
② 総務課長は総務課職員に命令、防災無線により各集落区長へ集落の被害状況の報告を依頼する。（報告は可能な手段とし、通信機器の使用が不可であれば状況調査員に伝達する）
③ 情報収集、避難場所の安全確認を行うため次の班を編成する。

１班　江尾地区（新町筋、本五、本町筋）
２班　一旦、新道、武庫、俣野
３班　洲河崎、下安井、荒田、半ノ上、宮ノ前、久連、美女石、佐川、小江尾、大満
４班　貝田、袋原、西成、吉原、大河原
５班　宮市、宮市原、助沢、下蚊屋、笠良原、美用、御机、栗尾

区長と情報交換を行う
避難場所が危険な場合は直ちに区長と協議し再度避難
（避難場所、人数、必要な物資等を本部に連絡）

④ 情報担当は情報収集したものを総務課長に渡し、災害対策本部から実施部に指示を行う。

⑤必要に応じ総務課長は県災害対策本部へ連絡及び要請を行う

⑥報道機関の対応は総務課参事を対応に充てる

災害状況取りまとめ表

収集方法	TEL ・ 無線 ・ 情報収集員	発信者 受信者 集落 ⇒
日 時	平成 年 月 日 時 分	

項目	被害状況
火災発生・延焼予防 （阻害要因）	
救出・応急救護・助産 （住民・弱者）	
建物・施設等 の崩壊・損傷	
道路等の交通施設の 状況	
ライフラインの状況	
水道	
電気	
ガス	
電話	
下水道	
避難場所の状況 どこに・誰が・名前	
その他気付いたこと	

1. 警報伝達先

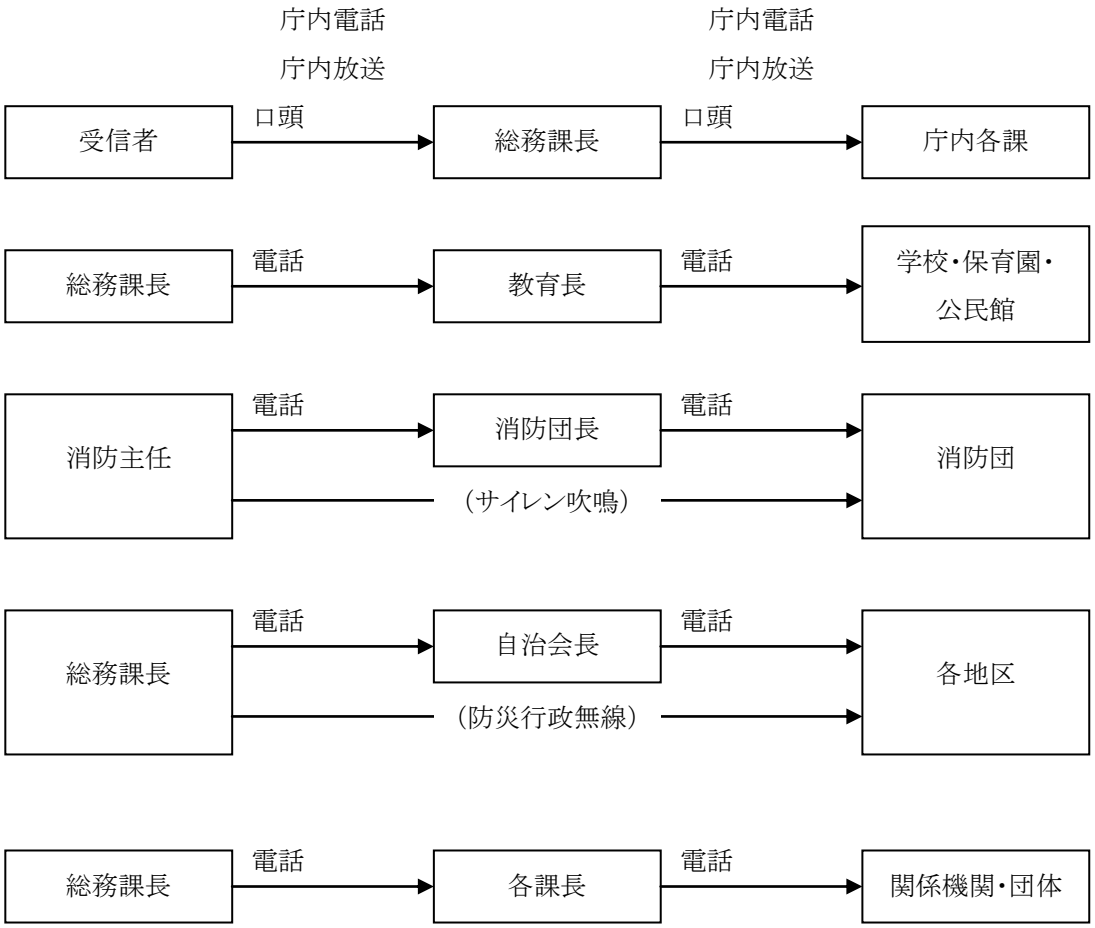

※氏名については、別に定める。

2. 県及び関係機関への被害状況等の報告事項及び報告様式

（江府町第　　報）
速　報
中間報
確定報
年　　月　　日　　時　　分現在
発信時刻　　月　　日　　時分
発信者氏名

1　一般概況

(1)　災害の原因
(2)　災害の発生日時　　月　　日　　時分
(3)　災害発生場所又は地域
(4)　災害に対しとられた措置
ア　災害対策本部の設置状況　　月　　日　　時分設置
イ　町のとった主な応急措置の状況
ウ　応援要請又は職員派遣の状況
エ　災害救助法適用の状況
オ　避難の勧告、指示の状況
（ア）　開始（廃止）　　月　　日　　時分
（イ）　地区数
（ウ）　世帯数
（エ）　人員
（オ）　避難場所
カ　消防機関の活動状況
（ア）　出勤（撤収）日時
（イ）　出勤人員（消防職員　　人、消防団員　　人、計　　人）
（ウ）主な活動内容（使用した機材を含む。）
キ　その他必要な事項

2 被害状況（総括）

（　　年　　月　　日現在）

人	死者		人		その他	道路損壊	か所	
	行方不明		人			橋りょう損壊	か所	
	負傷	重傷	人			堤防欠壊	か所	
		軽傷	人			がけくずれ	か所	
住家	全壊		棟			なだれ	か所	
			世帯			鉄道不通	か所	
			人			被害船舶	隻	
	半壊		棟			電話	回線	
			世帯			電気	戸	
			人			水道	戸	
	一部破損		棟			ガス	戸	
			世帯			ブロック塀	か所	
			人		火災発生	建物	件	
	床上浸水		棟			危険物	件	
			世帯			その他	件	
			人		津波の有無			
	床下浸水		棟		り災者	り災世帯数	世帯	
			世帯			り災者数	人	
			人		災害対策本部の設置状況		県	
非住家		公共建物	棟				市町村	
		その他	棟		災害救助法適用の有無			
耕地	田	流失・埋没			消防職団員の出動状況		職員	
		冠水					団員	
	畑	流失・埋没			自衛隊の出動状況		隊員	
		冠水					機材	

（注）この報告は、町管理のものだけでなく町地域内の災害すべてを記入すること。

3 被害状況(部門別)

(　年　月　日現在)

項目			単位	数量	金額	被害内訳	備考
建物関係(一般)	住家	全壊(焼、流)	棟		千円		
		半壊(焼、流)	棟				
		一部破損(焼、流)	棟				
		床上浸水	棟				
		床下浸水	棟				
		小計	棟				
	非住家	全壊(焼、流)	棟				
		半壊(焼、流)	棟				
		小計	棟				
	合計		棟				
農林関係	農業関係	農地	ha				
		農業用施設	か所				
		農作物	ha				
		家畜等	頭				
		貯蔵品、加工品等	か所				
		共同利用施設等	か所				
		小計					
	林野関係	林地	ha				
		林野施設	か所				
		林産物	本(t)				
		小計					
	合計						
土木関係	河川		か所				
	砂防		か所				
	道路		か所				
	橋りょう		か所				
	都市施設		か所				
	合計						

厚生関係	社会福祉施設	か所				
	児童福祉施設	か所				
	衛生施設	か所				
	水道施設	か所				
	合計					
商工関係	工業被害	か所				
	建設業被害	か所				
	鉱業被害	か所				
	商業被害	か所				
	その他の被害	か所				
	合計					
文教関係	小、中学校	か所				
	保育所	か所				
	その他の施設	か所				
	合計					
総合計						

（注）１この報告には国、県工事にかかる被害は含まない。

２建物関係については、そのうち公営住宅分を（）で内書とする。

３建物関係以外のものについては、そのうち町単独工事分を（）で内書とする。

○記入要領

この計画における災害程度の認定基準は法令等に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

被害等の区分	基準
1. 人的被害	
(1)死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
(2)行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(3)重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
(4)軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治ゆできる見込みのものとする。
2. 住家被害	
(1)住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
(2)全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
(3)半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
(4)一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
(5)床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
(6)床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3. 非住家被害	
(1)非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
(2)公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
(3)その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
(4)非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
4. その他	
(1)田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
(2)田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
(3)畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
(4)文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

被害等の区分	基準
(5)道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
(6)橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
(7)河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はそれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
(8)港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
(9)砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
(10)清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
(11)鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
(12)被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
(13)電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
(14)電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
(15)水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
(16)ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
(17)ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
(18)空港	空港整備法(昭和31年法律第80号)第5条に規定 する施設
(19)り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(20)り災者	り災世帯の構成員とする。
5.被害金額等	
(1)公立文教施設	公立の文教施設とする。
(2)農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
(3)公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、

被害等の区分	基準
	道路、港湾及び漁港とする。
(4)その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(5)公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
(6)農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
(7)林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
(8)畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
(9)水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
(10)商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3．町における被害状況等の報告事項及び報告様式

（1）一般被害状況調（速報・中間報・確定報）

（　　年　　月　　日現在）

人的被害	死者			人
	行方不明			人
	負傷者	重傷者		人
		軽傷者		人
		計		人
住家の被害	棟数	全かい（焼・流）		棟
		半かい（焼・流）		棟
		一部破損		棟
		床上浸水		棟
		床下浸水		棟
	世帯及び人員	全かい（焼・流）	世帯	世帯
			人員	人
		半かい（焼・流）	世帯	世帯
			人員	人
		一部破損	世帯	世帯
			人員	人
		床上浸水	世帯	世帯
			人員	人
		床下浸水	世帯	世帯
			人員	人
非住家の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等			棟
	官公庁舎、病院等			棟

（2）市町村有財産被害状況調（速報・中間報・確定報）

（　　年　　月　　日現在）

区分 / 施設名		建物						土地					その他				合計
		全かい（焼・流）	半かい（焼・流）	一部損かい（焼・流）	浸水 床上	浸水 床下	計	流失	埋没	崩かい	その他					計	
	被害額	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡	㎡	㎡						千円
	被害量	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥										
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
	被害面積																
合計	被害面積																
	被害金額																

応急措置の概要

(3)小・中・高等学校被害状況調(速報・中間報・確定報)

県　　立
市町村立　　学校等被害状況調

(　　課)

平成　　年　　月　　日　　時現在

区分 ＼ 学校等			県立			市町村立				教育機関	計
			高校	その他	計	中学校 高校を含む	小学校	その他	計		
人身被害	死者	職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		幼児 生徒児童									
	不明者 行方	職員									
		幼児 生徒児童									
	負傷者	職員									
		幼児 生徒児童									
	合計	職員									
		幼児 生徒児童									
建物	全壊(焼、流)		棟 千円	棟 千円	棟 千円	棟 千円	棟 千円	棟 千円	棟 千円	棟 千円	棟 千円
	半壊(焼、流)										
	一部損壊										
	浸水	床上									
		床下									
	計										
土地	流失		㎡ ㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	埋没										
	崩壊										
	その他										
	計										
その他											
被害額合計											
被害を受けた学校等の数			校	校	校	校	校	校	校	校	校

応急措置の概要

（4）社会福祉施設等の被害状況調（速報・中間報・確定報）

社会福祉施設等の被害状況調

（　　課）

平成　　年　　月　　日　　時現在

区分＼種別			県			市町村			民間			合計			備考
			施設数	面積	被害額	施設数	面積	被害額	施設数	面積	被害額	施設数	面積	被害額	
社会福祉施設	保護施設	救護施設	か所	㎡	千円	か所	㎡	千円	か所	㎡	千円	か所	㎡	千円	
		医療保護施設													
		宿所提供施設													
	精神薄弱者援護施設														
	身体障害者施設 更生援護施設														
	老人福祉施設	老人ホーム													
		その他の施設													
	その他の社会福祉施設														
	小計														

児童福祉施設	教護院													
	精神薄弱児施設													
	盲ろうあ児童施設													
	肢体不自由施設													
	養護施設													
	助産施設													
	乳児院													
	精神薄弱児通園施設													
	母子寮													
	保育所													
	へき地保育所													

	児童厚生施設													
	小計													
衛生誌悦	病院													
	保健所													
	診療所													
	小計													
水道施設														
清掃施設及び下水道 終末処理施設														
母子健康センター														
合計														

（注）被害額の算定方法は、復旧のための予想額を算定記入すること。また、町内に施設が無くても関連施設として記入すること。

応急措置の概要

（5）商工関係被害状況調（速報・中間報・確定報）

商工関係被害状況調

（　　課）

平成　　年　　月　　日　　時現在

業種別＼項目		直接被害								間接被害								合計	
		建物機械設備等		製品原材料費		その他		小計		生産減及び売上げ減		滞貸、出荷減による金利負担		その他		小計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
工業	食料品製造業																		
	木材、木製品製造業																		
	繊維製品製造業																		
	鉄工、機械製造業																		
	その他製造業																		
	計																		
建設業																			
鉱業																			

商業																			
その他	運輸通信業																		
	電気ガス業																		
	サービス業																		
	計																		
	合計																		

応急措置の概要

（6）農林水産関係被害状況調（速報・中間報・確定報）

農林水産関係被害状況調

（　　課）

平成　　年　　月　　日　　時現在

区分				被害状況			区分				被害状況		
				件数	面積	被害額					件数	面積	被害額
農業関係	農地	田	流失			千円	農業関係	家畜等	家畜				千円
			埋没						畜産物				
		畑	流失						蚕				
			埋没						その他				
		その他	流失						計				
			埋没					貯蔵品、加工品等					
		計						施設関係	共同利用施設	畜産			
	農業用施設	頭首工								蚕糸			
		水路								園芸			
		道路								その他			
		橋梁								小計			
		ため池							非共同利用施設	畜産			
		堤防								蚕糸			
		揚水機								園芸			
		農地保全施設								その他			
		計								小計			
	農作物関係	水陸稲							牧草地				
		麦類							牧野施設				
		野菜							果樹、桑樹、茶樹				
		果樹							公共施設	県施設			
	農作物関係	工芸作物								市町村施設			
		茶								小計			
		繭（桑）							計				
		飼料作物						合計					
		その他					林野関係	林地	崩壊地				
		計							地すべり地				

区分			被害状況			区分			被害状況		
			件数	面積	被害額				件数	面積	被害額
林野関係	林地	計				林野関係	林産物	林産物			
	施設	治山施設					種苗				
		林道					林産物間接被害				
		林産施設					計				
		苗畑施設					合計				
		計				総計					

応急措置の概要

（7）土木関係被害状況調（速報・中間報・確定報）

（平成　　年　　月　　日現在）

区分	被害状況			被害のうち補助対象となるもの		
	か所	数量	金額	か所	数量	金額
河川						
砂防						
道路						
橋梁						
小計						
公営住宅						
都市施設						
空港施設						
合計						

応急措置の概要

（8）企業関係被害状況調（速報・中間報・確定報）

（平成　　年　　月　　日現在）

区分				数量	被害金額
水道事業	建物	全かい（焼、流）		棟	千円
		半かい（焼、流）			
		一部破損			
		浸水	床上		
			床下		
	水道				
	貯水池				
	機械装置				
	その他				
	計				
病院事業	建物	全かい（焼、流）			
		半かい（焼、流）			
		一部破損			
		浸水	床上		
			床下		
	機械装置				
	その他				
	計				

応急措置の概要

(9)直接即報基準に基づく消防庁への報告

第１号様式（火災）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時（覚知日時）	月　日　時　分（月　日　時　分）	（鎮圧日時）鎮火日時	（月　日　時　分）月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名（代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　m² 建物焼損表面積　m² 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等	人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）
（被害状況即報）

都道府県				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
					病院		箇所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所	
	行方不明者		人		河川		箇所	
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所	
		軽傷	人		砂防		箇所	
住家被害	全壊		棟		清掃施設		箇所	
			世帯		崖くずれ		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
			人		電話		回線	
	一部破損		棟		電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
			人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農業被害	千円	
	林業被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害等の対策本部設置状況	都道府県	
	市町村	
災害救助法適用市町村名		
	計	団体
消防職員出動延人数		人
消防団員出動延人数		人

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

応急対策の状況

- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 避難の勧告・指示の状況
- 避難所の設置状況
- 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況

※被害額は省略することができるものとする。

4. 通信設備の状況

利用することができる機関	所在地	管理者	連絡の窓口	連絡方法
警察通信設備		黒坂警察署長	江尾駐在所	電話
鳥取県防災行政衛星無線	江府町役場	鳥取県知事	江府町	〃

5. 鳥取県地区非常通信協議会加入機関

種別	機関名及び氏名	所在地	連絡方法
公的機関	江府町	江府町大字江尾	電話(衛星電話)
警察携帯無線	江尾駐在所	江府町大字江尾	警察無線

6. 災害時における放送要請に関する協定

(1)日本放送協会

○災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第57条の規定に基づき、鳥取県知事が日本放送協会(以下「NHK」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条鳥取県知事は、法第55条の規定に基づく通知、または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条鳥取県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

冒頭には「鳥取県から緊急広報依頼」と標記するものとする。

1放送要請の理由

2放送事項

3希望する放送日時および送信系統

4その他必要な事項

(放送の実施)

第4条NHKは、鳥取県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、鳥取県総務部消防防災課長および日本放送協会鳥取放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条この協定の実施に関し、必要な事項は、鳥取県知事および日本放送協会鳥取放送局長が協議して定めるものとする。

第7条この協定は、昭和52年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名捺印のうえ、各1通を保有する。

昭和52年4月1日

鳥取県知事平林鴻三

日本放送協会鳥取放送局長青木正宏

（2）民間放送局

○災害時における放送の要請に関する協定書

（協定の趣旨）

第1条この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定及び鳥取県地域防災計画(以下「県計画」という。)に基づき、鳥取県知事（以下「知事」という。）が
日本海テレビジョン放送株式会社（以下「日本海テレビ」という。）／株式会社山陰放送（以下「山陰放送」という。）／山陰中央テレビジョン放送株式会社（以下「山陰中央テレビ」という。）
に対して行う放送の要請の手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第2条知事は、法第55条の規定に基づいて行う関係者に対する通知、又は要請が、緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、
日本海テレビ／山陰放送／山陰中央テレビ
に対して放送を行うことを要請するものとする。

（要請の手続）

第3条前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとし、その冒頭には「鳥取県から防災緊急広報依頼」と標記するものとする。

（1）放送の要請の理由

（2）放送の要旨

（3）放送希望の日時

（4）その他必要な事項

（放送の実施）

第4条日本海テレビ／山陰放送／山陰中央テレビは、放送の要請を受けたときは、その要請に応ずるものとする。ただし、放送ができないとき、又は放送の要請をした事項に疑義があるときは、直ちに知事にその旨を連絡するものとする。

（連絡責任者）

第5条放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、鳥取県総務部消防防災課長及び
日本海テレビ報道部長／山陰放送報道局長／山陰中央テレビ制作報道部長
を連絡責任者として置くものとする。

（経費の負担）

第6条放送の要請に基づいて行う放送に要する経費は、法第6条の精神にのっとり、放送を行った機関が負担するものとする。

（疑義の解決）

第7条この協定の実施に関し、疑義を生じたとき、又は新たに問題が生じたときは、知事及び
日本海テレビ／山陰放送／山陰中央テレビ
が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保管するものとする。

昭和52年4月1日

鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事平林鴻三

鳥取市本町三丁目102番地
日本海テレビジョン放送株式会社
取締役社長米原穣

米子市西福原423番地
株式会社山陰放送
社長青砥昇

松江市西川津町721番地
山陰中央テレビジョン放送株式会社
代表取締役社長田部智久

○災害時における放送の要請に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定及び鳥取県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、災害時に行う放送の要請の手続を定めるこのことについて、次のとおり協定する。

（放送の要請）

第1条甲は、法第55条の規定に基づいて行う関係者に対する通知又は要請が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して放送を行うことを要請するものとする。

（要請の手続）

第2条前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとし、その冒頭には「鳥取県から防災緊急広報依頼」と標記するものとする。

（1）放送の要請の理由

（2）放送の要旨

（3）放送希望の日時

（4）その他必要な事項

（放送の実施）

第3条乙は、放送の要請を受けたときは、その要請に応ずるものとする。

ただし、放送ができないとき又は放送の要請をした事項に疑義があるときは、直ちに甲にその旨を連絡するものとする。

（連絡責任者）

第4条放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、鳥取県総務部消防防災課長及びエフエム山陰放送部長を連絡責任者として置くものとする。

（経費の負担）

第5条放送の要請に基づいて行う放送に要する経費は法第6条の精神にのっとり、放送を行った機関が負担するものとする。

（補則）

第6条この協定に定めのない事項又はこの協定により難い場合の放送の要請に関し必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和62年6月15日

甲鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事西尾邑次

乙松江市殿町383番地

株式会社エフエム山陰

取締役社長坂口幸雄

第6節　事前措置計画

1．事前措置の予告通知様式

発江総第　　号
平成○年○月○日

様

江府町長

事前措置の予告について(通知)

貴所有(占有)の施設および物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前の措置に対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

設備又は 物件の名称	所在地	数量	措置の方法	備考

第7節　避難計画

★震災時の避難マニュアル

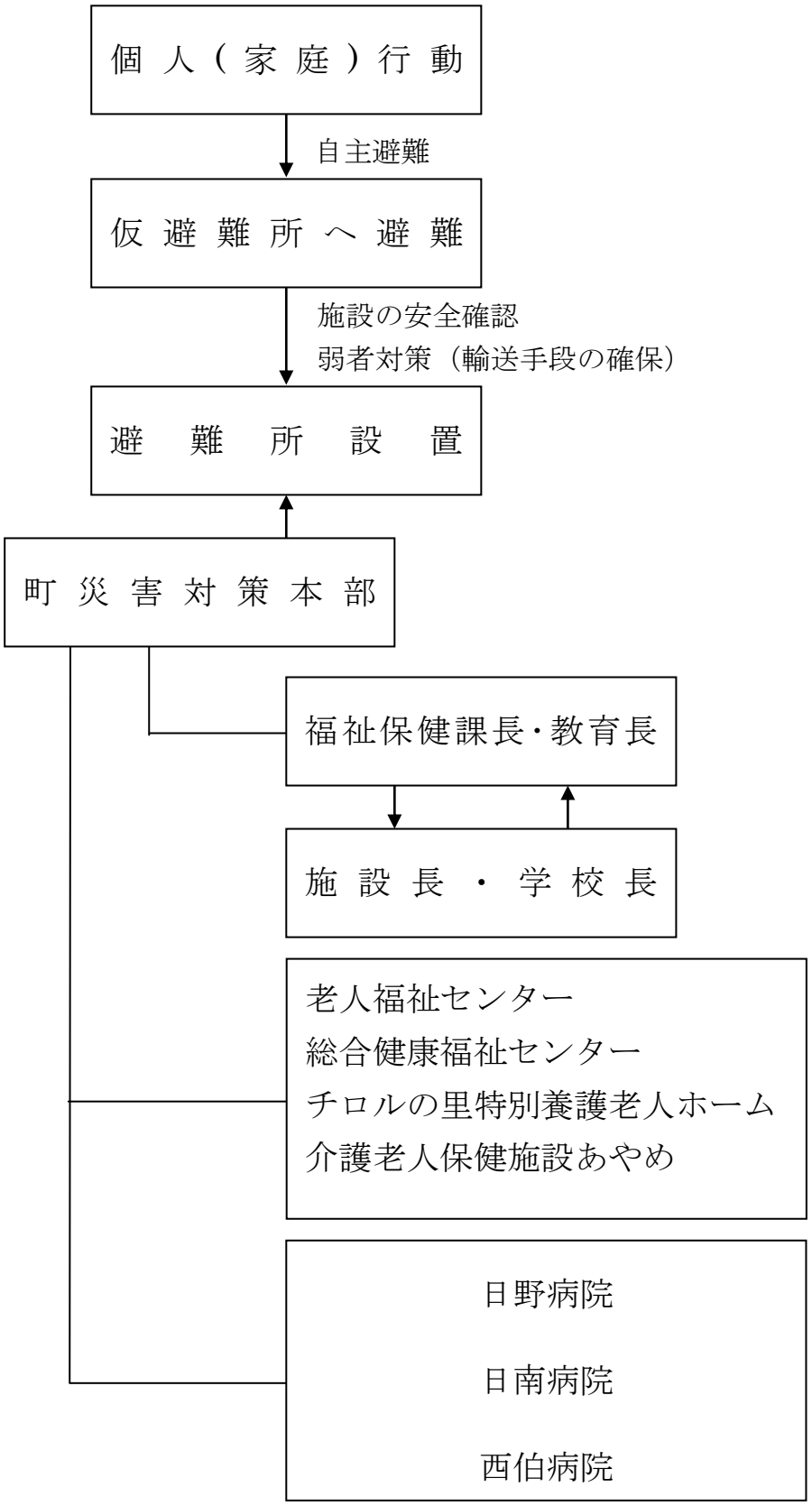

１．実施計画　　避　　難　　計　　画
２．実施責任者　総務課長

(直ちに登庁できない場合の代行者連絡先)
　第２順位　課長補佐以上

３．業　務　　避　　難

（１）避難の必要性の把握
①　自治会、住民等の通報
②　要請内容の確認、調査
　以上により、町長（災害対策本部長）が避難計画の実施を決定し、実施指示を受けた課長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。

（２）食糧及び生活必需物資供給の方法
①　輸送車輌の確保　　輸送計画と連携を持つ。
②　仮避難所施設等の施設の安全確認及び自主避難者の情報収集。
　町災害対策本部へ職員の応援要請
③　避難所へ移送。
　移送後、避難所リーダーを選任。
④　弱者は、特養、病院に収容要請。

（３）関係機関等へ要請
①　鳥取県、黒坂警察署、江府消防署、近隣市町村、施設、病院にに報告及び協力要請。

（４）避難活動に伴う記録
　その要した費用等について正確に記録するものとする。

1．地区別の仮避難所

避難地	所在地	種別	面積（㎡）	収容人員	一次避難所	二次避難所
江府町防災情報センター	江尾	防災施設	1,200	480	災害対策本部	
江府町総合健康福祉センター	江尾	福祉施設	1,284	513	本町一	江府町全域（福祉）
江府町老人福祉センター	久連	福祉施設	986	394	江府町全域（福祉）	
江府町運動公園	洲河崎	グランド	12,483	4,000	江府町全域（自衛隊・警察）	江府町全域（自衛隊・警察）
体育館		体育館	4,173	1,000		
江府中学校	江尾	体育館・校舎	3,245	1,000	江府町全域	江府町全域（消防署）
日輪閣	江尾	会館	806	320	江尾地区	江尾地区2次避難所
江府町山村開発センター			661	260		
江府町チロルの里多目的施設			553	220		
明道館			120	50	本町五	
本町四丁目公民館		公民館	100	40	本町四	
新一公民館			130	50	新町一	
新二公民館			100	40	新町二	
江尾駅前広場		駐車場	784	200	江尾地区、本町二、本町三	
上の段広場		広場	2,840	800	江尾地区、本町二	
せせらぎ公園		公園	26,500	2,000	江尾地区	
江府小学校	小江尾	体育館・校舎	2,418	960	本町五・小江尾・大満・久連・美女石・江尾地区	
江府小グランド		グランド	8,478	1,500		
大万公民館	大万	公民館	50	20	大万	
大万待避所		待避所	100	22		
久連集会所	久連	公民館	118	50	久連	
佐川集会所	佐川	公民館	170	60	佐川	
佐川集会所前広場		広場	200	100		
柿原活性化施設	柿原	公民館	165	60	柿原	
柿原ふれあい会館			100	40		
柿原活性化施設前広場		広場	200	100		
柿原ふれあい会館前広場			150	75		
宮市構造改善センター	宮市	公民館	104	40	宮市	
宮市構造改善センター前広場		広場	100	50		
貝田集落センター施設	貝田	公民館	196	70	貝田	
貝田集落センター施設前広場		広場	300	150		
貝田ふれあい広場			2,370	300		

避難地	所在地	種別	面積（㎡）	収容人員	一次避難所	二次避難所
旧宮市原公民館	宮市原	公民館	80	30	宮市原	
宮市原公民館前広場		広場	200	100		
助沢多目的集会施設	助沢	公民館	127	50	助沢	
助沢多目的集会施設前広場		広場	300	150		
下蚊屋多目的集会施設	下蚊屋	公民館	151	60	下蚊屋	
旧下蚊屋分校		体育館・校舎	283	110		
旧下蚊屋分校グランド		グランド	1,000	500		
御机多目的集会施設	御机	公民館	170	70	御机	
旧御机分校グランド		グランド	436	200		
市民農園	笠良原	宿舎・農園	345	130	笠良原	
市民農園前広場		広場	200	100		
(株)サントリー天然水奥大山ブナの森工場		事業所	2000	1000		米沢地区2次避難所
栗尾集落センター施設	栗尾	公民館	84	30	栗尾	
栗尾集落上広場		広場	100	50		
美用地区都市農村交流促進施設	美用	公民館	158	60	美用	
美用広場		広場	1,200	200		
江府町防災基地	小原	防災基地	23000	6000	防災基地、小原	
小原体験交流施設		公民館	115	40	小原	
小原集落上広場		広場	300	150		
旧米沢小学校		体育館・校舎	1,835	700	米沢地区	
旧米沢小グランド		グランド	5,950	1,000		
杉谷活性化施設	杉谷	公民館	151	60	杉谷	
下安井多目的集会施設	下安井	公民館	163	60	下安井	
下安井多目的集会施設前広場		広場	100	50		
下安井スポーツ広場			680	200		
洲河崎多目的集会施設	洲河崎	公民館	198	80	洲河崎	明倫地区2次避難所
洲河崎山村広場		広場	1,033	200		
荒田多目的集会施設	荒田	公民館	202	80	荒田	
荒田山村広場		広場	909	100		
半の上集会所	半の上	公民館	150	40	半の上	
宮の前集会所	宮の前	公民館	61	20	宮の前	

避難地	所在地	種別	面積（㎡）	収容人員	一次避難所	二次避難所
旧明倫小学校	宮の前	体育館・校舎	1,477	590	明倫地区	
旧明倫小グランド		グランド	2,645	800		
武庫会館	武庫	公民館	211	80	武庫	
新道多目的集会施設	新道	公民館	207	80	新道	
新道児童遊園地		遊園地	800	200		
一旦多目的集会施設	一旦	公民館	164	60	一旦	
一旦多目的集会施設前広場		広場	100	50		
池の内集会所	池の内	公民館	380	150	池の内	俣野地区2次避難所
池の内集会所前広場		広場	300	150		
旧俣野小学校		体育館・校舎	1,078	430	俣野地区	
旧俣野小グランド		グランド	2,750	500		
尾ノ上原多目的研修施設	尾之上原	公民館	248	90	尾之上原	
尾ノ上原山村広場		広場	1,100	200		
日の詰多目的研修施設	日の詰	公民館	183	70	日の詰	
日の詰運動公園		広場	874	200		
畑ヶ田資材保管庫		保管庫	35	15	畑ヶ田	
古屋敷資材保管庫			35	15	古屋敷	
古屋敷待避所			200	50		
下原繁美宅	深山口	民家	36	10	深山口	
深山口ゲートボール場		広場	573	50		
吉原活性化施設	吉原	公民館	115	40	吉原	日光地区2次避難所
吉原活性化施設前広場		広場	200	100		
西成公民館	西成	公民館	115	40	西成	
西成公民館前広場		広場	80	40		
袋原公民館	袋原	公民館	112	40	袋原	
袋原公民館前広場		広場	80	40		
大河原農事集会所	大河原	公民館	108	40	大河原	
大河原集出荷施設及び前広場		広場	200	100		
旧米原分校		体育館・校舎	683	270	日光地区	
旧米原分校グランド		グランド	2,050	500		

※収容人員算定については、1人3㎡が望ましいが、収容施設の少ない当町の現状をふまえ、屋内、屋外とも1人2㎡とし、廊下等使用出来ない箇所があるため0.8を乗じた。

2. 避難所収容台帳

責任者 認印	月　日	収容 人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		

注意1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は、「記事」欄に記入しておくこと。

2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別に使用数量を記入すること。

3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

3. 避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	
		月　日～ 月　日					円	

注意1 「種別」欄には、既存建物、野外仮設施設、天幕の別に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目、使用数量を記入すること。

3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

4. 費用の限度

（平成24年4月1日現在）

区分	費用の限度額	備考
避難所設置費	（基本額） 避難所設置費:1人1日　300円 （加算額） 冬季（10月1日～翌年3月31日）の燃料費　知事が別に定める額	冬季（10月～3月）については別に定める額加算

第8節　救出計画

1．被災者救出状況記録簿

年月日	救出人員	救出用機械器具										備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費	実支出額		
			数量	所有者（管理者名）氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕概要				

（注）1．他市町村におよんだ場合には備考欄にその他市町村名を記入すること。

2．借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」に記入すること。

第10節　食糧供給計画

★震災時の食糧供給マニュアル

１．実施計画　　食糧及び生活必需物資供給計画
２．実施責任者　総務課長

(直ちに登庁できない場合の代行者連絡先)
　第２順位　課長補佐以上

３．業　務　　食糧及び生活必需物資供給

（１）避難状況及び救助等従事者の把握
①　自治会、住民等の通報
②　要請内容の確認、調査
　以上により、町長（災害対策本部長）が食糧及び生活必需物資供給計画の実施を決定し、実施指示を受けた課長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。

（２）食糧及び生活必需物資供給の方法
①　輸送車輌の確保　　輸送計画と連携を持つ。
②町備蓄分確認。
③避難人数及び救助等従事者人数確認
④食糧等業者への要請（JA・あいきょう・ローソン等）
　不足確認→県に供給要請

（３）関係機関への要請
　鳥取県、近隣市町村に報告及び協力要請

（４）食糧及び生活必需物資供給計画に伴う記録
①　その要した費用等について正確に記録するものとする。

1．申請書等の様式

(1)応急用米穀割当申請書

被害概要	災害の種類		被害戸数、程度		被災人員(人)		その他
対象別 給食 年月日	被災者用		救助作業用		計		備考
	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量	
月　日	人	kg	人	kg	人	kg	
月　日							
月　日							
月　日							
月　日							
月　日							
月　日							

上記のとおり割当てされるよう申請します。

平成　　年　　月　　日

鳥取県知事殿

江府町長　氏名　　印

（2）災害救助用米穀引渡申請書

平成　　年　　月　　日

鳥取地域センター　米子支所長　殿

江府町長　氏名　　印

災害救助用米穀を下記に基づき引渡してくださるよう申請します。

○災害救助用米穀の種類　　品目＿＿＿＿年産＿＿＿＿類別＿＿＿＿等級＿＿＿＿

被害概要	災害の種類		被害戸数、程度		被災人員（人）		その他		
対象別 / 給食 / 年月日	被災者用		救助作業用		計		出庫希望 倉庫名 棟番		備考
	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量	給食 延人員	数量			
月　日	人	kg	人	kg	人	kg	人	kg	
月　日									
月　日									
月　日									
月　日									
計									

※備考欄には、数量算定基礎等記入のこと。

（3）災害救助用米穀受領証

平成　　年　　月　　日

倉庫責任者　殿

江府町長　氏名　　印

災害救助法に基づく　　用として下記のとおり現品の引渡しを受けました。

記

1　品目 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　数量

棟番	産年	包装	量目	等級	数量	摘要
計						

立会者　鳥取地域センター　米子支所

職　　氏名　　印

(4)米穀の緊急引渡し系統図

1　県内で米穀を満たし得る場合

①　鳥取地域センター本所と倉庫及び米子支所との間の連絡がつく場合

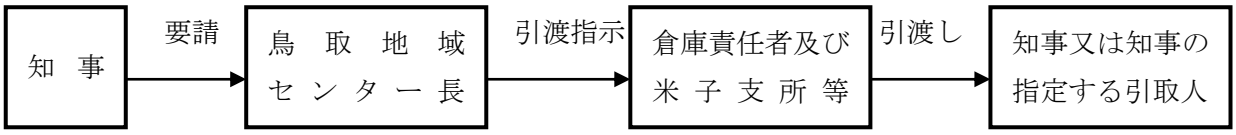

②　鳥取地域センター所本所と倉庫及び米子支所との連絡がつかない場合

ア　町長から米子支所等に対して緊急引渡しを要請する場合

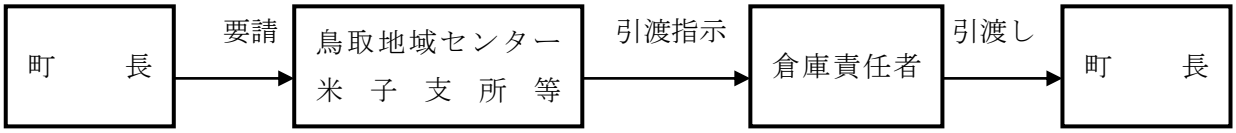

イ　町長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合（鳥取地域センター米子支所と連絡不可能）

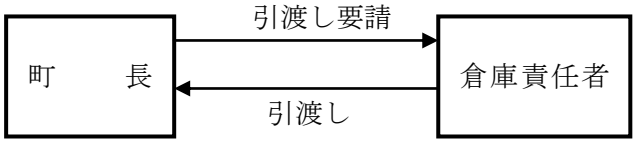

2　県内で米穀を満たし得ない場合

①　総合食料局との連絡がつく場合

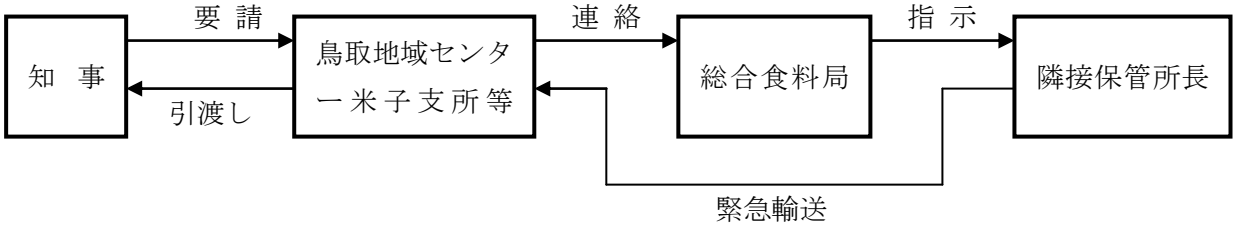

②　総合食料局との連絡がつかない場合

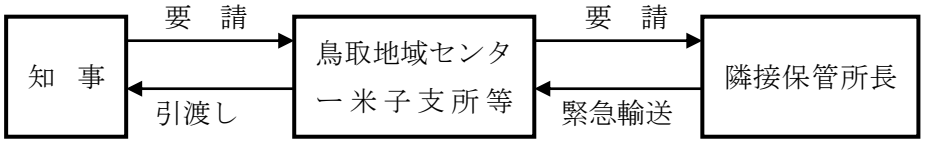

2. 食糧の在庫場所及び調達可能数量

(1)鳥取西部農業協同組合米穀保管倉庫

倉庫名	所在地	連絡方法	責任者氏名	品目別調達保管)数量			備考
				米	麦	計	
JA鳥取西部江府支所倉庫	宮市	電話	日野営農センター長	―t		―t	

(注)季節により変動が生じるため農協倉庫で数量を管理している。

(2)米穀販売業者等

業者名	所在地	代表者氏名	品目別調達(保管)数量	備考
JA鳥取西部江府支所	江尾	支所長	kg	
宇田川米穀店	武庫	宇田川和弘	kg	

3. 炊き出し施設

施設名	処理能力	炊き出し施設			備考
		かまの型式	炊き出し備品	食器類	
学校給食センター	1回600人分	回転 110リットル 3個	フライヤー 球根皮むき機 焼物機 釜野菜裁断機 二重食缶　40個 ボール(バット)　40個 炊飯器8K×6台 蒸器　　台	550人分 3種類	給食用 施設使用
保育園	80人分	ガスがま4個 回転釜2個 電気がま1個 ガス炊飯器2個 電気炊飯器1個	なべ やかん ボール	120人分	〃
江府町特産品研究加工施設	1回105人分	ガスがま2個 電気がま1個 回転釜1個	なべ　2個 やかん　　個 ボール　　個	30人分	調理 実習用
総合健康福祉センター	1回40人分	ガスがま1個 電気がま1個	なべ　大　10個 なべ　小　10個 やかん　4個 ボール　25個	30人分	調理 実習用
江府町防災情報センター	1回200人分	ガスがま2個 ガス炊飯器1個	なべ やかん ボール	100人分	
江府町農家労働軽減支援施設	1回200人分	ガスがま　2個 炊飯ジャー2個	なべ　10個 やかん5個 ボール　20個	30人分	配食用 施設使用

4. 費用の限度

（平成24年4月1日現在）

期間	1日以上7日間まで	備考
1人1日当たり	850円以内	ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり

5. 炊き出し給与状況

炊き出し場の名称	月日			月日				日間小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜		朝	昼	夜			

(注) 1.「備考」欄には給食内容を記入すること。

2.炊き出しが日以上にわたるときは「合計」欄の前に「日以降小計」欄を設ける。

第11節　物資の受入れ及び供給に関する計画

1. 災害備蓄品の現況

備蓄倉庫:江府町防災基地(江府町大字美用835-17)

(平成24年4月1日現在)

区分	名称	数量	単位
連携備蓄品	カロリーメイト(60食入り)	7	缶
	アルファ米(50食入り)	200	食
	粉乳・ミルク	2	缶
	哺乳ビン	4	個
	トイレットペーパー(12ロール)	1	袋
	生理用品(30個入り)	2	袋
	組立式簡易トイレ(凝固剤処理袋付100回)	2	箱
	毛布(圧縮パック入り)	200	枚
	おむつ(大人用)(96枚入り)	1	袋
	おむつ(子供用)(48枚入り)	1	袋
	救急医療セット(10人用)	7	セット
	懐中電灯	23	個
	ラジオ	7	個
	乾電池　単一48個、単三20個	68	個
	防水シート　3.6×5.4	230	枚
	ロープ　100m	10	巻
	保存水(2リットル)	7750	本
独自保管	投光器(400W・1灯)	1	器
	災害用簡易組立トイレ(洋式・身体障害者対応)	3	器
	油吸着マット(65cm×65cm　100枚)	2	箱
	フォークリフト	1	台

2. 救助物資給与及び貸与基準

（平成24年4月1日現在）

世帯人員	夏季（4月1日～9月30日）		冬期（10月1日～翌年3月31日）	
	全（壊、焼）、流失	半（壊、焼）	全（壊、焼）、流失	半（壊、焼）
1人	16,800円	5,500円	27,700円	8,800円
2人	21,500円	7,400円	35,800円	11,700円
3人	31,700円	11,200円	49,900円	16,600円
4人	38,000円	13,500円	58,500円	19,700円
5人	48,200円	17,300円	73,400円	24,900円
6人以上1人増すごとに加算する額	7,000円	2,300円	10,000円	3,200円

3. 物資の給与状況

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品目						実支出額	備考
					布団	毛布	作業衣	なべ	○○			
計	全壊	世帯										
	半壊	世帯										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成　年　月　日

給与責任者　氏名　　印

(注) 1. 住家の被害程度に全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。

2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

3. 物資給与の品名欄に数量を記入すること。

第12節　災害対策資機材等の備蓄・調達

1. 建設機械等の現況

(1)江府町保有分

(平成 25 年 1 月現在)

所属課名	トラック		ダンプトラック		グレーダ	タイヤショベル	マイクロバス
	大型	小型	大型	小型			
総務課							1
建設課			1	2		1	

(2)建設業者保有分

業者名	ダンプトラック		ブルドーザー	クレーン(ユニック)車	タイヤショベル	バックホー	さく岩機	マカダム	タイヤローラー	グレーダー
	大型	小型								
浜本組		2		1			1	2	1	1
住田組		2		1		3	1	1	1	1
かわばた		2		1		3	1	1	1	1
コーセン		3		1	1	6	1			

２．救助実施記録日計表について（災害救助法適用事務実施に伴うもの）

各実施担当責任者は、物品受払のため必要のつど作成し、これをもって物品要求等を行うものとする。

救助実施記録日計表

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	破損	死処
	障			

江府町
責任者班氏名　　印
（部落責任者氏名　　印）

No.（　　月　　日　　時　　分）

員数（世帯）	
品目（数量、金額）	
受入先	
提出先	
場所	
方法	
記事	

３. 救助の種目別物資受払状況について

各救助を実施した場合、必要により総括的なとりまとめを行うものとする。

救助の種目別物資受払状況

江府町

救助の種目別	年月日	品目	単位呼称	概要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出し、その他による食品給与用								
被服寝具等								
医薬品、衛生材料								
被災者救出用								
機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

（注）　１　「概要」欄に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。

２　「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。

３　各救助の種目別最終行欄に、受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県より受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。

４　救助班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

記入要領

(1)各救助の種類ごとに一葉作成する。

(2)記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を付するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば№10 の次に№5の分を訂正する場合には№11(№5訂正)のように記載のうえ前回分№5の記録票には、朱で×印を付し、棄却することなく、そのままナンバー順につづっておく。

なお、救助の実施種類が多い場合は、救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順につづっておく。

(3)記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入する。

(4)機械器具等を無償で借上げた場合についても、記録票を作成する。

(5)災害救助基金から放出した場合についても同様とする。

(6)被服・寝具・その他生活必需品の給与等で、県調達分と町調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

第13節　給水計画

1. 給水用資機材の保有状況（町保有分）

所在地	種別	要領	数量	備考
江府町防災基地	給水車	4トン車	1台	
江府町防災基地	給水タンク	2,000リットル	2台	
江府町防災基地	ポリ容器	18リットル	80個	
江府町役場	ポリ容器	18リットル	50個	

2. 給水施設の現況

（平成24年3月31日現在）

総人口（人）	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率（%）	飲料水供給施設		合計		普及率（%）
	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口		施設数	給水人口	施設数	給水人口	
4,003			10	3,708			10	3,708	92.6	4	190	14	3,898	97.4

3. 停電により断水の恐れのある施設並びに対応方法

水道 施設名	配水池 容量	猶予 期間	計画 人口	対応方法	関係集落	備考
江尾地区 簡易水道	415m^3	11時間	1,515	発電機　水源地用 200V　10KVA 発電機　配水池用 100V　0.5Kw	江尾地区全域 小江尾・久連 佐川	発電機が使用不可の場合は、給水車及び給水タンク等により処置すること。給水タンク等に不足を生じた場合は、近隣市町村に応援を要請すること。
第二共同 簡易水道	日の詰 68.6m^3 池の内 72.0m^3	30時間 30時間	360人	発電機　水源地用 200V　10KVA	日の詰・尾之上原・池の内	〃
貝田地区 簡易水道	111m^3	20時間	212人	発電機　水源地用 200V　10KVA 発電機　配水池用 100V　0.5Kw	貝田	〃
袋原地区飲料水供給施設	39.7m^3	20時間	75人	発電機　水源地用 200V　10KVA	袋原	〃
大谷美女石地区飲料水供給施設	24.2m^3	55時間	52人	発電機　水源地用 200V　5KVA	大谷・美女石 (町営住宅久連団地は除く)	〃
川筋地区 簡易水道	本施設については、武庫水源地における発電機で武庫水源地送水ポンプを運転し、洲河崎において配水管を切替えることにより、緊急の対応を行う。また、下安井についても発電機によるポンプアップにより給水停止にはならない。					

4. 飲料水の供給簿

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			

5. 災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書

鳥取県内西部地区市町村（以下「甲」という。）、鳥取県企業局西部事務所（以下「乙」という。）及び社団法人鳥取県管工事業協会西部支部（以下「丙」という。）は、地震、風災害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はそのおそれがある場合の水道及び工業用水道の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等について、甲及び乙が丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定は、西部地区市町村で発生する災害のうち、次に定めるものを対象とする。

(1)　震度５以上の地震及びその他の大規模な災害

(2)　その他前号と同程度の災害で、甲及び乙が丙の協力が必要であると認めたもの

（対策本部）

第３条　この協定により応急対策業務等を行う場合、対策本部は米子市水道局内に設置する。

（応急対策業務等の内容）

第４条　甲及び乙が丙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

(1)　水道及び工業用水道施設の応急復旧作業

(2)　水道及び工業用水道施設の工事を指示及び指導できる者の派遣

(3)　緊急を要する水道及び工業用水道用資機材等の調達及び輸送

（応急対策業務等協力会社）

第５条　丙は、所属会員の中から、応急対策業務等に対して協力をすべき会社（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに別紙様式１により甲及び乙に提出するものとする。

（待機）

第６条　対象災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙は、丙及び協力会社に待機を要請することを原則とする。

２　丙及び協力会社は、前項の規定により待機の要請があった場合及び自ら対象災害の発生を知り得た場合は、甲及び乙から出動要請又は待機解除の連絡があるまでの間、待機するよう努めるものとする。

３　対象災害が発生した後、出動要請の必要がなくなった場合には、甲及び乙は、速やかに丙及び協力会社に対し、待機を解除する旨を連絡するものとする。

（出動要請）

第７条　甲及び乙は、対象災害が発生した場合であって、丙の所属会員が所有する水道及び工業用水道用資機材等の出動が必要と認めるときは、協力会社の中から、応急対策業務等を施工する会社（以下「施工会社」という。）を決定し、当該施工会社に対して次に掲げる事項を明らかにして、水道及び工業用水道用資機材等応援要請書（別紙様式２）により出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話により出動を要請するものとする。

(1)　災害の状況及び業務内容

(2)　応援を必要とする水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員

(3)　応援を必要とする日時及び場所

(4)　現場担当職員

(5)　その他必要な事項

２　前項ただし書の場合において、甲及び乙は、後日施工会社に対し出動

要請の文書を提出するものとする。

（応急対策業務等の実施）

第８条　施工会社は、出動要請があったときは、甲及び乙の指示に従い、速やかに応急対策業務等の着手に努めるものとする。

２　応急対策業務等に係る現場の指揮は、前条第１項第４号の現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、当該職員は、公的機関の職員又は当該施工会社の職員の中から代行者を指名できるものとする。

３　施工会社は、業務に当たっては、二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

（報告）

第９条　施工会社は、応急対策業務等を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにして、丙を経由して甲及び乙に水道及び工業用水道用資機材等従事報告書（別紙様式３）により報告するものとする。

⑴　業務に従事した水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員

⑵　業務内容及び場所

⑶　業務に従事した期間

⑷　その他必要な事項

（経費の負担）

第１０条　応急対策業務等に要する費用は、応急対策業務等を受けた甲又は乙が負担する。

２　経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

（損害の負担）

第１１条　応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲又は乙が負担するものとする。ただし、施工会社の責に帰すべき事由によ

り生じた損害については、施工会社が負担するものとする。

（補償）

第１２条　この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、原則甲及び乙が補償する。

（連絡体制）

第１３条　甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

２　甲、乙及び丙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

（効力）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の６０日前までに、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に２年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書１６通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 13年 11月 19日

（様式　1）

応急対策業務　協力会社名簿

平成　　年　　月　　日　提出

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m3	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m3	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m3	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m3	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m3	台	台	台

（様式　2）

応　援　要　請

平成　年　月　日　時　分

宛先　米子市水道局

要請町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害復旧班出動要請（お願い）

災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務に関する基本協定書により、直ちに災害復旧班の出動を要請します。

①復旧要請場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②災害発生状況　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③必要資機材　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式　3）

応急対策業務　出勤日報

年　　月　　日　　曜日

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職種	出勤者氏名	出勤時間
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～

持ち込み機械

甲	米子市加茂町１丁目１番地	米子市長	森田	隆朝	
	境港市上道町３，０００番地	境港市長	黒見	哲夫	
	西伯郡日吉津村日吉津８７２番地１５	日吉津村長	益田	信夫	
	西伯郡西伯町法勝寺３７７番地１	西伯町長	坂本	昭文	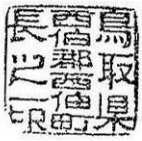
	西伯郡会見町天萬５５８番地	会見町長	三鴨	英輔	
	西伯郡岸本町吉長３７番地３	岸本町長	河合	勝	
	西伯郡淀江町西原１，１２９番地１	淀江町長	田口	勝蔵	
	西伯郡大山町国信５５０番地１	大山町長	黒田	隆弘	
	西伯郡名和町御来屋３２８番地	名和町長	山口	隆之	

西伯郡中山町赤坂６６番地　　中山町長　下池　忠正

日野郡日南町生山６１９番地　　日南町長　矢田　治美

日野郡日野町根雨１０１番地　　日野町長　生田　秀正

日野郡江府町江尾４７５番地　　江府町長　福田　正臣

日野郡溝口町溝口６４７番地　　溝口町長　住田　圭成

乙　鳥取市東町１丁目２７１番地

鳥取県企業局

局　長　　青　木　昭　光

丙　米子市西福原５丁目９番地５９

社団法人　鳥取県管工事業協会西部支部

支部長　　持　田　光　雄

6. 災害時・緊急時におけるミネラルウォーターの調達及び飛行場外離発着場利用に関する協定書

江府町（以下「甲」という。）とサントリー天然水株式会社（以下「乙」という。）は、災害時・緊急時におけるミネラルウォーター（以下「飲料」という。）の調達及び乙の奥大山ブナの森工場内に設置された飛行場外離発着場（以下「ヘリポート」という）利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、江府町内における災害時・緊急時おいて、飲料の調達及びヘリポートの利用を行う必要があると認めるときは、乙に対しその要請を行うことができる。

（定義）

第２条　この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

また、「緊急時」とは、周辺での救助活動・火災消火活動等の事態が発生した時を指す。

（要請に基づく乙の措置）

第３条　乙は、第１条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるものとする。

（調達の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する飲料は、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（要請の方法）

第５条　飲料供給の要請は、飲料供給要請書（別紙様式１）により行うものとする。ただし、この要請書により要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

２　ヘリポート利用の要請は、乙が別途鳥取県防災局消防防災航空室と取り交わす「飛行場外離着陸場使用承諾書」に基づくものとする。

（価格）

第６条　飲料の取引価格は、甲及び乙が協議の上決定する。

２　ヘリポートの利用は、無償とする。

（飲料の引渡し）

第７条　飲料の引渡場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲の職場又は甲の指定する者が飲料を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第８条　引渡しを受けた物資の代金は、乙の請求に基づき可能な限り速やかに支払うものとする。

２　前条に規定する引渡し前に生じた物資の亡失、き損は負担とする。

（情報交換）

第９条　甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、別紙様式２により災害時の緊急連絡体制を確認し、互いに情報交換に努めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第１１条　この協定に記載されていないことが発生した場合、甲乙誠意を持って協議し定める。

平成２０年４月２４日

甲　　鳥取県日野郡江府町江尾４７５番地
江府町長　　竹内　敏朗

乙　　鳥取県日野郡江府町大字御机字笠良原１１７７番
サントリー天然水株式会社
代表取締役社長
徳田　昌嗣

別紙様式１

飲料供給要請書

様

江府町長

「災害時・緊急時におけるミネラルウォーターの調達及び飛行場外離発着場利用に関する協定書」第５条の規定に基づき、下記の飲料の供給を要請します。

記

１．供給を要請する理由

２．供給を要請する飲料及び引渡場所等

飲料の名称	規格	数量	飲料の引渡し場所	引渡し日時	備考

別紙様式２

平成　　年　　月　　日

災害時緊急連絡体制表

甲：江府町

連絡順位	緊　急　連　絡　先		
①		電話番号	
		ＦＡＸ番号	
		E-MAIL	
②		電話番号	
		ＦＡＸ番号	
		E-MAIL	
③		電話番号	
		ＦＡＸ番号	
		E-MAIL	

乙：サントリー天然水株式会社

優先順位	呼び出し先
①	
②	
③	
ＦＡＸ	

第15節　応急仮設住宅計画

1. 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

（平成24年4月1日現在）

1戸当たり面積	1戸当たり費用額	備考
26.4㎡（8坪）	1,390,000円以内	供与期間2年以内

2. 建設業者一覧表

名称	代表者	住所	建設種類	電話番号
（有）浜本組	浜本伸介	江尾	土木	75-2336
（有）住田組	住田孝昭	佐川	〃	75-2520
（株）かわばた	川端雄勇	小江尾	〃	75-3362
（株）コーセン	川端登志一	江尾	〃	75-2124
三輪建築工務店	三輪勝	武庫	建築	75-2926
一二三建築工務店	一二三八郎	助沢	〃	75-2893
安田建築	安田豊行	御机	〃	75-3483
（有）藤原建築工務店	藤原登	貝田	〃	75-3778

3. 費用の限度

（平成２４年４月１日現在）

１世帯当たり	295,000円以内

4. 住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考

5. 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考

（注）1「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。

3「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

5「敷地区分」欄は、公私有地とし有無償の別をも明らかにすること。

6「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

第16節　医療（助産）救護計画

★震災時の医療（助産）救護マニュアル

（災害救助法の適用が前提）

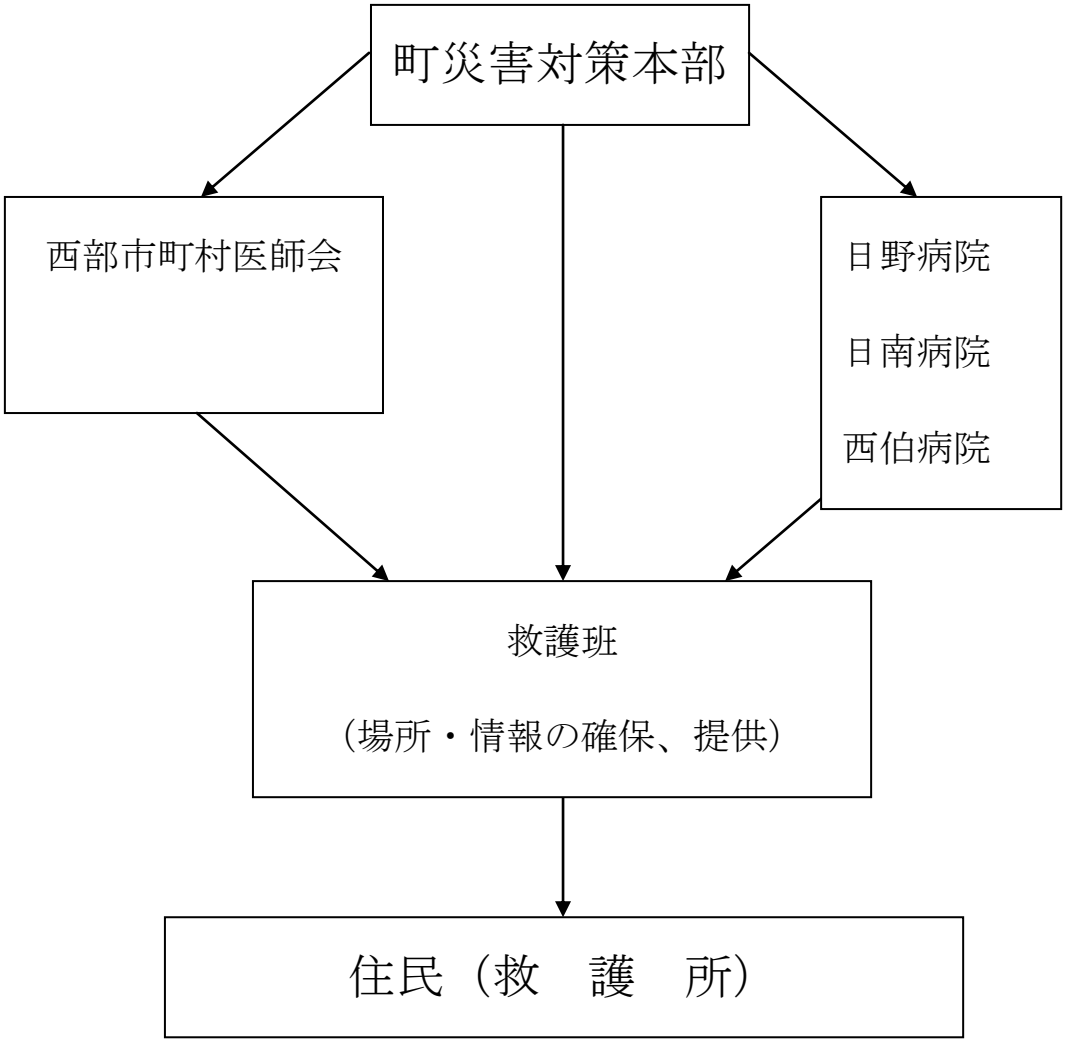

１．実施計画　　医療及び助産計画

２．実施責任者 福祉保健課長

(直ちに登庁できない場合の代行者連絡先)
第２順位　課長補佐以上

３．業　務　　医療及び助産

（１）医療及び助産の必要性の把握
① 自治会、住民等の通報
③　 要請内容の確認
以上により、町長（災害対策本部長）が医療及び助産計画の実施を決定し、実施指示を受けた課長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。

（２）医療及び助産の方法　（診療所）
① 医療に必要な輸送車輌の確保
輸送車輌確保できない場合、県に要請
② 佐伯医師に協力要請し、江尾診療所を中心とした医療チームを編成する。
③ この医療チームで対応できない場合、医師の指示で、自治体病院（日野・日南・西伯）へ協力要請する。

（２）関係機関への要請
鳥取県、江府消防署、近隣市町村に報告及び協力要請

（３）医療及び助産活動に伴う記録
① その要した費用等について正確に記録するものとする。

1．病院、医院等の医療機関

名称	診療科目	自治会名	収容能力	担当員		備考
				医師	看護師	
日野病院	内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、婦人科、精神科		117	9	67	72-0351
佐伯医院	内科			2		75-2710
江尾診療所	内科・歯科口腔外科			2	3	75-2055

2．必要な医療資材、医療品等一覧

名称	連絡先	品目（薬剤名）
上原健康堂	75-2078	ガーゼ、ホウタイ、脱脂綿、バンソウ膏、クレゾール、硝酸銀、マーキュロ液、デルマトール、シッカロール、強心剤、栄養剤、止血剤、
江府総合薬局	75-3818	浣腸剤、解熱剤、抗生物質、胃腸薬、下痢止、その他

3．医薬品、血液製剤、医療用ガス及び医療器材の主要調達先（隣接市町村）

（1）医薬品及びワクチン

業者名	所在地	電話
サンキ株式会社米子営業所	米子市旗ケ崎2320	0859-24-1881
中国衛材株式会社鳥取営業所	鳥取市叶314-17	0857-37-4178

（2）血液製剤

業者名	所在地	電話
鳥取県赤十字血液センター	鳥取市江津370	0859-21-3931

（3）医療用ガス

業者名	所在地	電話
内田医療器有限会社	米子市昭和町105	0859-34-3431

（4）医療器材

業者名	所在地	電話
内田医療器有限会社	米子市昭和町105	0859-34-3431
サンキ株式会社米子営業所	米子市旗ケ崎2320	0859-24-1881

（5）緊急用ワクチン備蓄機関名

備蓄機関	所在地	電話	備蓄ワクチンの種類		
			ガスえそ抗毒素	破傷風抗毒素	まむし抗毒素
日野保健所	日野郡日野町根雨140-1	72-2037	－	1	2
日野病院	日野郡日野町野田332	72-0351	－	1	2

4. 救護活動状況

(1)救護班活動状況

○○救護班

班長:医師　氏名　　印

月　日	自治会名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
計						

（2）病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療月日	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

（3）助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		
			月　日～　月　日		

第17節　防疫計画

1．防疫用器材、薬剤の保有状況

（1）消毒剤

業者名	連絡方法	調達方法	備考
サンキ株式会社米子営業所	電話	必要品目を連絡し、自動車により調達する。	
中国衛材株式会社鳥取営業所			

※必要数量が少ない場合は、町内各薬局に依頼、調達する。

（2）散布用器材

所有者名	連絡方法	計	噴霧機	散粉機	備考
江府町	口頭	―	手動	3	
JA鳥取西部江府町支所	電話	―	動力	―	

(注)緊急時においては農家より調達も可能

第18節　清掃及び死亡獣畜処理計画

1. 清掃施設の状況

(1)ごみ処理施設

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	施設の規模
日野町・江府町・日南町衛生施設組合	クリーンセンターくぬぎの森	日野郡日野町黒坂183-1	10t/日

(2)ごみ運搬車

車別	種別	台数	積載	所有者	備考
トラック	ごみ収集運搬車	1	2t	江尾貨物(有)	ごみ処理

(3)し尿処理施設の整備状況

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	施設の規模
日野町・江府町・日南町衛生施設組合	清化園	日野郡江府町大字佐川2	30kl/日

第19節　死体の捜索、処理及び埋葬計画

★震災時の死体の捜索、処理及び埋葬マニュアル

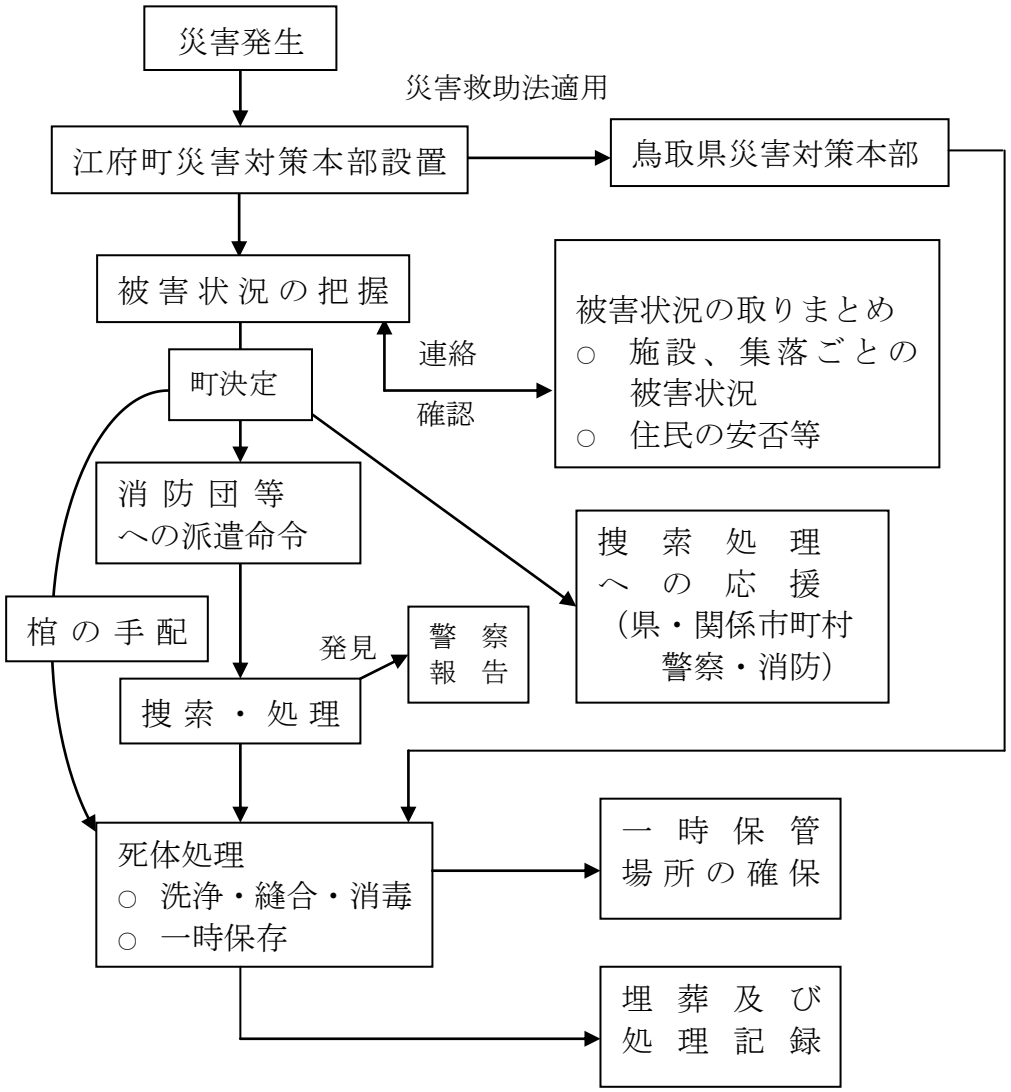

１．実施計画　死体の捜索、処理及び埋葬計画

２．実施責任者

災害救助法が適用された場合　知事

（権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合　本部長（町長））

町で対処できない場合　他市町村、又は県に実施又はこれに要する要因及び資機材の応援を要請

３．死体の捜索

（１）状況の把握

①　自治会、施設等の連絡確認

以上により、本部長（町長）が救出計画の実施を決定し、実施指示を受けた課長が当該計画の具体的実施を町民生活課長補佐へ指示する。

（２）捜索の方法

①　消防団・自治会に協力要請

（３）応援の要請

①　鳥取県・黒坂警察署・広域消防署・近隣市町村に応援要請

４．死体の収容処理

（１）死体を発見した者は直ちに本部長（町長）に届け出る。

（２）届出を受けた本部長（町長）は直ちに警察官に届け出る。

（３）死体の処理

①　死体の洗浄・縫合・消毒等の処置

②　死体の一時保存

③　検案

④　死体の引越し

⑤　変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、黒坂警察署による死体検死後処理を行うものとする。

５．死体の埋葬及び処理記録

（１）災害の際、死亡した者で本部長（町長）が必要と認めた場合、応急的に埋葬を行うものとする。

（２）死体の埋葬及び死体の処理を実施した場合は、正確に記録するものとする。

1. 死体の処理等に係る費用の限度

（平成24年4月1日現在）

区分	費用	備考
死体の処理	一体当たり 2,800円以内	死体の洗浄、縫合、消毒等の処理の費用
死体の一時保存	既存建物以外一体当たり 5,000円以内	既存建物を利用する場合は借上の実費額
埋葬	大人一体当たり 149,000円以内	(12歳以上)
	小人一体当たり 119,200円以内	(12歳未満)

2. 火葬場の現況

1. 火葬場の所在地及び処理能力

名称	所在地	設置者名	構造		1日の処理能力	燃料の種類
			座棺	寝棺		
桜の苑	米子市町砂町1066	西部広域行政管理組合	—	7基	28体	LPガス

(注)炉・煙突・建物等を備えた火葬場(野焼施設は除く。)

3. 埋葬及び死体処理台帳

(1)埋葬台帳

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品含む。)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円		

(注) 1.埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

2.市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

3.埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

（2）死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	

第20節　障害物の除去計画

1．費用の限度

（平成24年4月1日）

区分	費用	備考
一世帯当たり	134,100円以内	実情に応じ、市町村相互間において、対象数の融通ができる。

2．障害物の除去計画

住家被害程度区分		氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

第21節　輸送計画

★震災時の輸送マニュアル

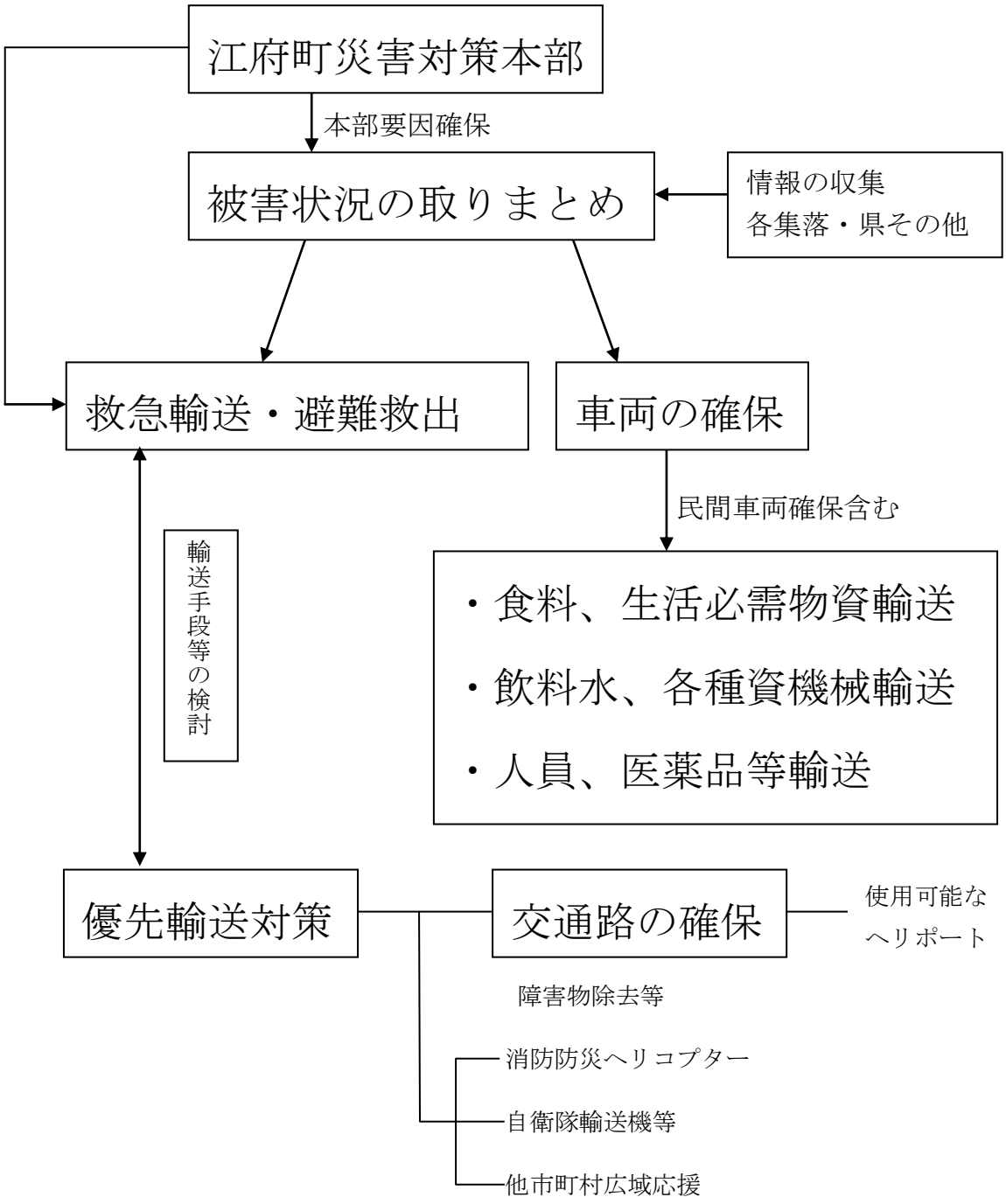

１．業　　務　　輸送計画
２．実施責任者　　総務課長

［直ちに登庁できない場合の代行者］
第２順位　　課長補佐以上

（１）総務課長は、輸送に必要な車輌と輸送手段を本部で検討し、車輌管理担当者に車輌の確保を指示する
① 情報収集車輌
② 救急輸送、避難救出
③ 飲料、生活必需物資輸送
人員、医療品等輸送
※ 車輌管理担当は、救急輸送、避難救出を優先考慮し車輌の確保を行う
町有車輌で不足する場合は
- 民間車輌の確保　　（保険等の確認）
- 他市町村広域応援の依頼が必要な場合は対策本部に連絡

（２）総務課長は輸送に必要な人員の確保を職員に指示する

（３）交通路の確保の不可能な場合はヘリコプターを要請する
ヘリポート基地
〇美用防災基地

1. 自動車の保有状況

(1)江府町

所属所名	計	自家用乗用車		普通貨物	軽自動車		自家用貨物車		マイクロバス	ダンプ	ブルドーザー	消防自動車	ごみ収集車	その他
		普	小		四乗	四貨	普	小						
総務課	16	7			1	3			1			4		
建設課	6	1			3		2							
福祉保健課	8	2			6									
農林課	2				2									
教育委員会	4	1			1	2								

(2)町内貨物自動車運送業者所有自動車状況

業者名	代表者氏名	所在地	計	大型貨物	小型貨物	特殊車
江尾貨物	白石和男	佐川	14	3	3	クレーン6 ユニック2
川上運輸	川上和人	小江尾	23	8	10	ユニック5
チロル観光	川上和人	〃	5			マイクロバス5

2. 緊急通行車両を証明する標章

備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3. 緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

知　　事　印

公 安 委 員 会 印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td>(　　)　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格A5とする。

4. 輸送記録簿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円	円	円	円	

（注）　1　「目的」欄には、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

2　県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。

3　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。

4　借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。

5　「故障概要」欄には、故障の原因及び故障カ所を記入すること。

5. 災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書

江府町（以下「甲」という。）と株式会社チロル（以下「乙」という。）とは、次のとおりバス輸送に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、自然災害等により住民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行うバス輸送の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、前条により、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対して「協力要請書」（様式第１）により、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（安全の確保及び実施）

第３条　甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

２　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむ得ない事由のない限り、通常業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条第２項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、「業務完了報告書」（様式第２）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第５条　第３条第２項の規定により、乙が協力に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要した経費とし、甲乙協議して定める。

３　乙は、甲に対して協力に要した費用を請求するものとする。

４　甲は、前項の請求の内容を確認し、適当と認めたときは、乙に対し協力に費用を支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその供給の継続に努めるものとする。

２　乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任））

第７条　乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第８条　第３条第２項の規定により協力に従事した者が、甲の過失により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となり、甲が法律上の賠償責任を負う場合については、甲の加入する「全国町村会総合賠償補償保険」によりその損害を補償する。ただし、他の制度等により補償を受ける場合は除くものとする。

（連絡等確認）

第９条　この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、「災害等緊急時の連絡先届出書」（様式第３）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項について、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の期間及び継続）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の３月３１日までとする。

２　有効期間が満了する３０日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に一年間継続されたものとする。以後、期間満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年５月１日

甲　鳥取県日野郡江府町大字江尾４７５番地
江府町長　　竹内　敏朗

乙　鳥取県日野郡江府町大字小江尾１１番地１
株式会社チロル
代表取締役　　川上　和人

第24節　文教対策計画

1. 学用品の給与状況

学校名		学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額
						教科書			その他学用品			
						国語	算数		鉛筆	ノート		
計	小学校											
	中学校											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成　　年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏名　　印

（注）　1　給与年月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

2. 費用の限度

（平成 24 年4月1日現在）

区分	費用	備考
一人当たり	小学校生徒　3,900 円以内 中学校生徒　4,100 円以内	災害発生の日から教科書1箇月以内 文房具、通学用品 15 日以内

第25節　労務供給計画

★震災時の労務供給マニュアル

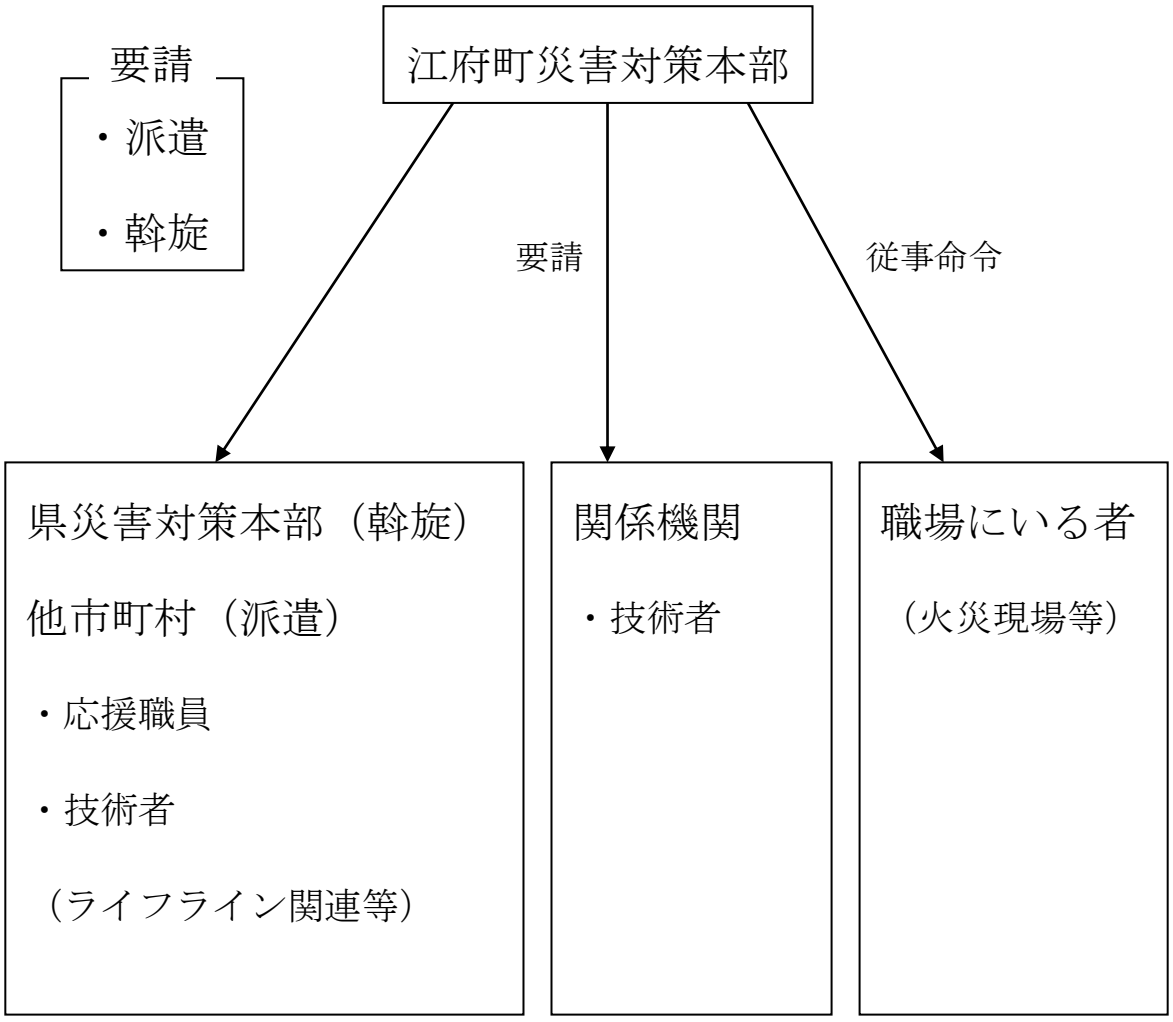

１．業　　務　　労務供給計画
２．実施責任者　　総務課長

［直ちに登庁できない場合の代行者］
第２順位　課長補佐以上

（１）総務課長は、災害対策本部において労務供給について必要が生じた場合は、職員に次の要領で指示を行う。

要請の種類
- ①　町内（外）の事業所に要請
- ②　知事が防災関係機関に対する職員の派遣要請
  - １）指定地方行政機関に対して職員の派遣要請
  - ２）知事に対して指定地方行政機関、他市町村の職員派遣のあっせん要求
- ③　従事命令
  - 火災の現場付近にいる者（地域住民、火災現場等にいる者）

上記②の方法
ア．派遣を要請する（のあっせんを求める）理由
イ．　〃　職員の職種別人員数
ウ．派遣を必要とする期間
エ．派遣される職員の給与、勤務等件

1. 応急対策要員の従事状況

種類	従事者数		従事場所	従事期間	実支出額				備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計	
					円	円	円	円	

第27節　隣保互助、民間団体活用計画

★震災時の隣保互助･民間団体活用マニュアル

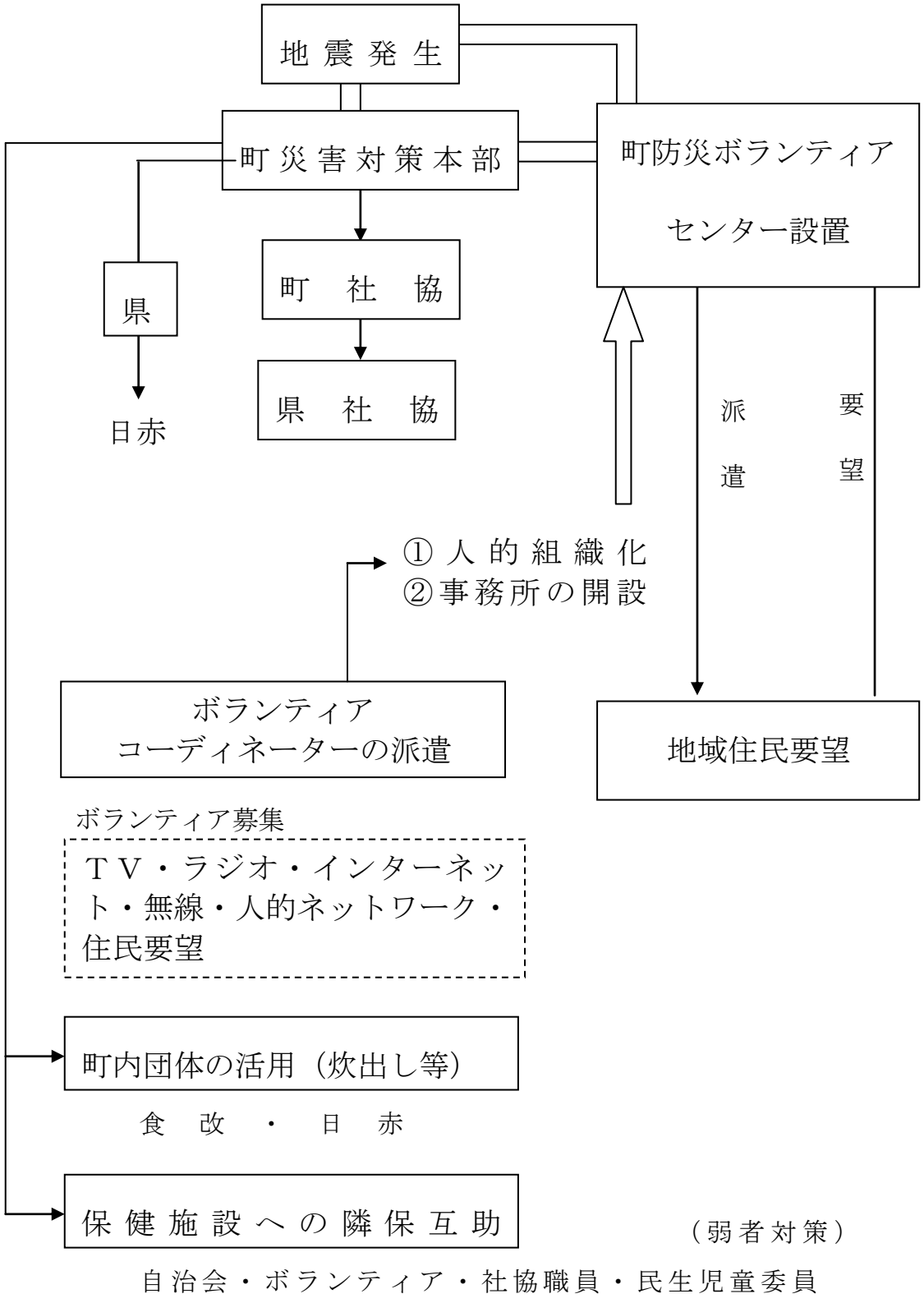

１．実施計画
２．実施責任者　福祉保健課長

〔直ちに登庁できない場合の代行者連絡先〕
第２順位　課長補佐以上

３．協力要請

（１）状況の把握
①　自治会・施設等の連絡確認
本部長（町長）が隣保互助、民間団体活用計画の実施を決定し、実施指示を受けた課長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。

（２）各種団体に協力要請

（３）ボランティアセンターの設置

（４）コーディネーターの派遣

1. 社会教育関係団体

（平成 25 年 1 月 1 日現在）

名称	構成人員（人）
江府町しゅうとめ会	32
江府町食生活改善推進協議会	100
JA鳥取西部江府町支所農協女性会	200
江府町商工会女性部	18
江府中学校PTA	70
江府小学校PTA	86
PTA連絡協議会	

2. 青年団

（平成25年1月1日現在）

名称	人員	所在地	代表者	連絡方法	備考
江府町青年団	37	江府町	団長	電話	

第29節　水防計画

1. 水防管理団体関係河川

水防区番号	河川名	現地指導土木事務所	水防管理団体管理者名	備考
20	日野川	日野総合事務所 県土整備局	江府町長	
	小江尾川			
	船谷川			
	俣野川			

2. 樋門、ため池等の現況

(1)樋門

番号	河川名	樋門名	位置	構造	高さ、幅（m）	管理者	操作担当者	連絡先	備考
1	日野川		洲河崎	鋼製	H＝3.27 L＝13.56	中国電力	米子制御所職員	0859 22-9817	
2	〃		久連	〃	H＝3.18 L＝2.42	〃	〃	〃	
3	船谷川		江尾	〃	H/L＝0.5	江尾区	江尾区長		
4	〃		〃	〃	H/L＝1.0	〃	〃		

(2)ため池

番号	ため池名	位置	構造	堤高	堤長	貯水量	受益面積	管理者	連絡先
1	西成ため池	西成	土堤	8ｍ	140m	67,000m^3	5ha	水利組合長	

3．水防てん末報告

（1）水防活動による使用（消費）資材費内訳

管理団体名	主要資材内訳							その他資器材							合計	備考
	空俵		なわ				小計	発煙筒		カーバイト				小計		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額	数量	金額			

（注）　1　主要資材内訳の欄には、次に掲げる資材のうち該当するものを記入すること。空袋・かます・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太杭・釘・板類・鉄線・かすがい・蛇篭及び置石

2　その他資器材の欄には、上記１以外のものを記入すること。

3　主要器材並びにその他資器材のうち専用又は転用できるもの又は災害復旧事業の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。

4　資材類については、水防倉庫に備蓄しているもの以外のものを記載する。

（2）水防活動実績表

管理団体名	指定非指定の別	水防活動延人員			水防活動費			使用（消費）資材費			合計（A＋B）	水防活動を行った主な河川・海岸・湖沼名	水防活動を行った期間	備考
		水防団消防団	その他	計	出勤手当	その他	小計（B）	主要資材	その他資器材	小計（B）				

（注）　1　水防活動費のその他については、内容を備考欄に記入すること。

2　使用（消費）資材費については、様式１による区分により転記すること。

3　水防活動を行った期間は、月日から月日までと記入し、同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合には、その旨判別できるよう記入すること。

4　水防活動に対する問題点等特記すべき事項があるときは備考欄に記入すること。

4. 江府町水防協議会に関する条例

（昭和62年10月5日
条例第16号）

（趣旨）

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定に基づき、江府町水防協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のあるもののうちから町長が委嘱する。

（任期）

第3条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及びその代理者）

第4条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬及び費用の弁償については、江府町消防委員会の委員の例による。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5. 腕章・標識等

(1)腕章

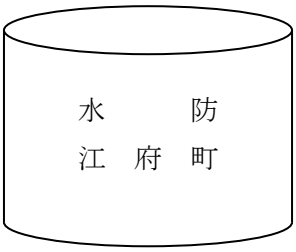

(2)水防団標識

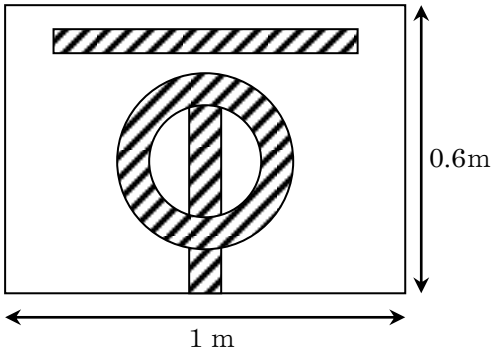

(3)水防要員の証

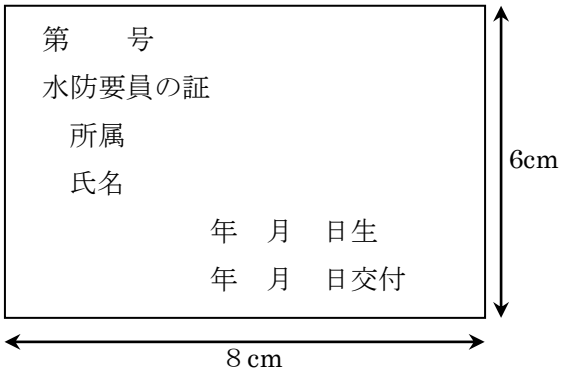

この証票を携行する者は、
水防法第 36 条の規定に
より水防計画策定のため
必要な土地に立入調査す
ることができる。

６．公用負担命令権限証

公用負担命令権限証

所　　属

氏　　名

上記の者に○○区域における水防法第２１条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

江府町水防本部長　　氏名　　印

７．公 用 負 担 の 証 票

第　　号

公用負担命令書

負担者　　住　　所

氏　　名

物件	数量	負担内訳（使用・収用・処分）	期日	摘要

年　　月　　日

第30節　災害救助法の適用及び災害救助体制

１．災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間

（平成 24 年4月6日から適用）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>支出費用</th><th>費用の限度</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>避難所</td><td>現に被害を受け、又は受けるおそれのある者であって避難を必要とする者</td><td>1　避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
2　消耗器材費
3　建物使用謝金
4　器物使用謝金、借上費又は購入
5　光熱水費
6　仮設便所等設置費</td><td>（基本額）
避難所設置費
1人1日　300円
（加算額）
冬季(10月1日～翌年3月31日)の燃料費　知事が別に定める額</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>避難所設置費には、野外の仮小屋設置又は天幕借上費一切の経費を含むものとする。</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家が得ることができない者</td><td>整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費、建築事務費</td><td>（基準）
1戸 29.7 ㎡
2,401,000 円以内</td><td>完成の日から2年以内</td><td>着工期間は、災害発生の日から 20 日以内とする。</td></tr>
<tr><td>炊出し、その他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者</td><td>主食、副食及び燃料費等の経費</td><td>1人1日
1,010 円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給することができる。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td>1　水購入費
2　給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費
3　修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費</td><td>その地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、船舶遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
（世帯単位）</td><td>被災者の実情に応じ
1　被服、寝具及び身回り品
2　日用品
3　炊事用具及び食器
4　光熱材料</td><td>下表金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>現物給付に限る</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4"><table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯
(円以内)</th><th>2人世帯
(円以内)</th><th>3人世帯
(円以内)</th><th>4人世帯
(円以内)</th><th>5人世帯
(円以内)</th><th>6人以上1人を増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,200</td><td>22,200</td><td>32,700</td><td>39,200</td><td>49,700</td><td>7,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,500</td><td>36,900</td><td>51,400</td><td>60,200</td><td>75,700</td><td>10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,400</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,800</td><td>19,900</td><td>25,300</td><td>3,300</td></tr>
<tr><td colspan="8">（注）夏季（4月1日～9月30日）、冬季（10月1日～3月31日）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療のみちを失った者</td><td>1　診療
2　薬剤又は治療材料の支給
3　処置、手術その他の治療及び施術
4　病院又は診療所への収容
5　看護</td><td>1　救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療機器の修繕費等の実費
2　病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内
3　施術者による場合は協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>1　医療は、救護班によって行う。
2　ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者	１　分べんの介助 ２　分べん前後の処置 ３　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	１　救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から７日以内	
災害にかかった者の救出	１　現に生命及び身体が危険な状態にある者 ２　生死不明の状態にある者	１　舟艇その他の救出のための機械 ２　器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費	その地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	災害にかかった者の捜索を含む
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行う	１世帯 520,000円以内	災害発生の日から１月以内	
生業に必要な資金の貸付	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業を営むために必要な機械、器具、資材を購入するための費用に充てるものへ貸与	生業費 １件30,000円以内 就職支度費 １件15,000円以内 貸与期間 ２年以内 利子　無利子	災害発生の日から１月以内	
学用品の給与	住家の全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するもの 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材 ２　文房具 ３　通学用品	１　教科書 実費 ２　文房具及び通学用品費 小学校児童 １人4,100円以内 中学校生徒 １人4,400円以内 高等学校等生徒 １人4,800円以内	災害発生の日から １　教科書１月以内 ２　その他の学用品15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者	１　棺(附属品を含む) ２　埋葬又は火葬 （賃金職員雇上費を含む） ３　骨つぼ及び骨箱	大人 １体201,000円以内 小人 １体160,800円以内	災害発生の日から10日以内	原則として現品をもって実際に埋葬を実施する者に支給
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費	その地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者	１　死体の洗浄､縫合、消毒等の処置	１体 3,300円以内	災害発生の日から10日以内	検案は、原則として救護班によって行う
		２　死体の一時保存	１　既存建物を利用する場合 通常の実 ２　既存建物を利用できない場合 5,000円以内		
		３　検案	検案が救護班によることができない場合 その地域の慣		

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考
			行料金の額以内		
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等	1世帯 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等の雇用	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　災害にかかった者の救　　出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分		その地域における通常の実費	それぞれの救助の実施が認められる期間以内	

第31節　自衛隊災害派遣要請計画

★震災時の自衛隊災害派遣要請マニュアル

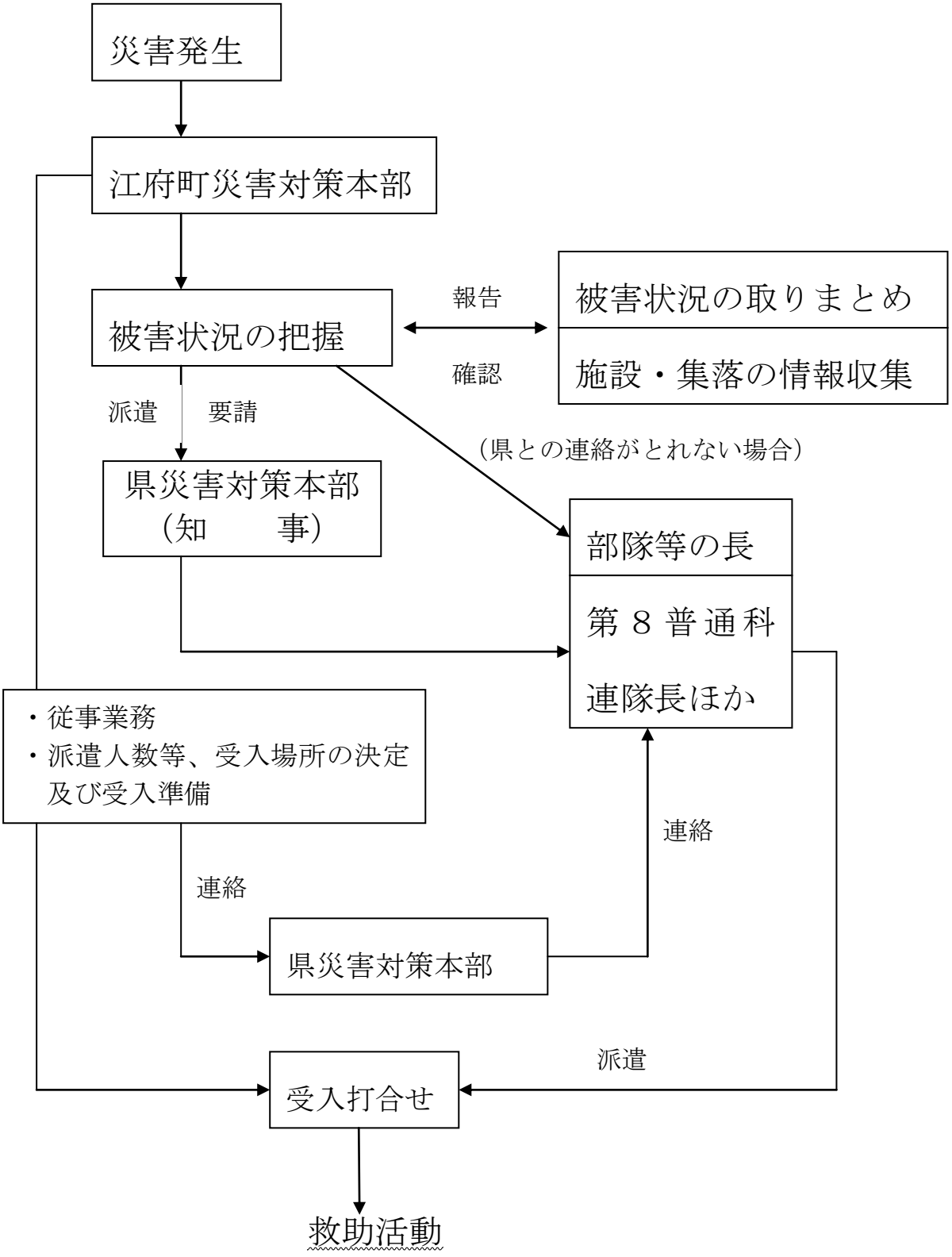

１．業　　務　　自衛隊災害派遣要請計画
２．実施責任者　　総務課長

［直ちに登庁できない場合の代行者］
第２順位　　課長補佐以上

（１）務課長は災害対策本部において、自衛隊派遣要請に必要な事項
・従事業務
・派遣人数、機材
・受入場所の決定
を行い県災害対策本部に要請する

（２）受入場所の準備を職員に指示し、受入準備を行わせる

（３）総務課長は自衛隊との受入等について、本部で打合せを行う

1．部隊等の災害派遣要請申請書

発江 第　　号

平成　　年　　月　　日

鳥取県知事　　殿

町長名　　印

部隊等の災害派遣要請申請書

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を、下記のとおり申請します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する理由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）

派遣を要請する理由（現在まで取った地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。）

2　派遣を希望期間

3　派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

現地連絡場所及び連絡者

活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物質の輸送、道路、水路の啓開について具体的に記述すること。）

4　その他参考となるべき事項

2. 部隊等の撤収要請申請書

発江 第　　号

平成　　年　　月　　日

鳥取県知事　　殿

町長名　　印

部隊等の撤収要請申請書

災害を防除するため、部隊等の災害派遣を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。

記

1 撤収要請の理由

2 撤収要請の希望日時

3 撤収要請をする部隊等

3. 派遣部隊等に関する報告様式

発江 第　　号
平成　　年　　月　　日

鳥取県知事　　殿

町長名　　印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため、部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 派遣要請の申請日時

2 部隊等の到着日時

3 部隊等の人員及び装備の概要

4 部隊等を受け入れた区域

5 部隊等の撤収日時

6 部隊等の滞留期間

7 部隊等の活動内容

8 部隊等の活動による効果

9 その他特記事項

10 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

4. ヘリコプター発着場適地

名称	所在地	連絡先	電話	広さm×m
江府町防災基地	江府町大字美用835-17	江府町役場総務課	75-2211	
旧明倫小学校グランド	江府町大字武庫960-1	〃	〃	60×40
サントリー天然水工場	江府町大字御机1177	サントリープロダクツ(株)天然水奥大山ブナの森工場	75-3310	
休暇村奥大山(駐車場、ゲレンデ)	江府町大字御机709-1	休暇村奥大山	75-2300	
エバーランド奥大山(テニスコート跡地)	江府町大字御机837-13	奥大山スキー場管理課	77-2828	

5. 江府町上下水道災害発生時の行動マニュアル

★建設課　災害行動マニュアル

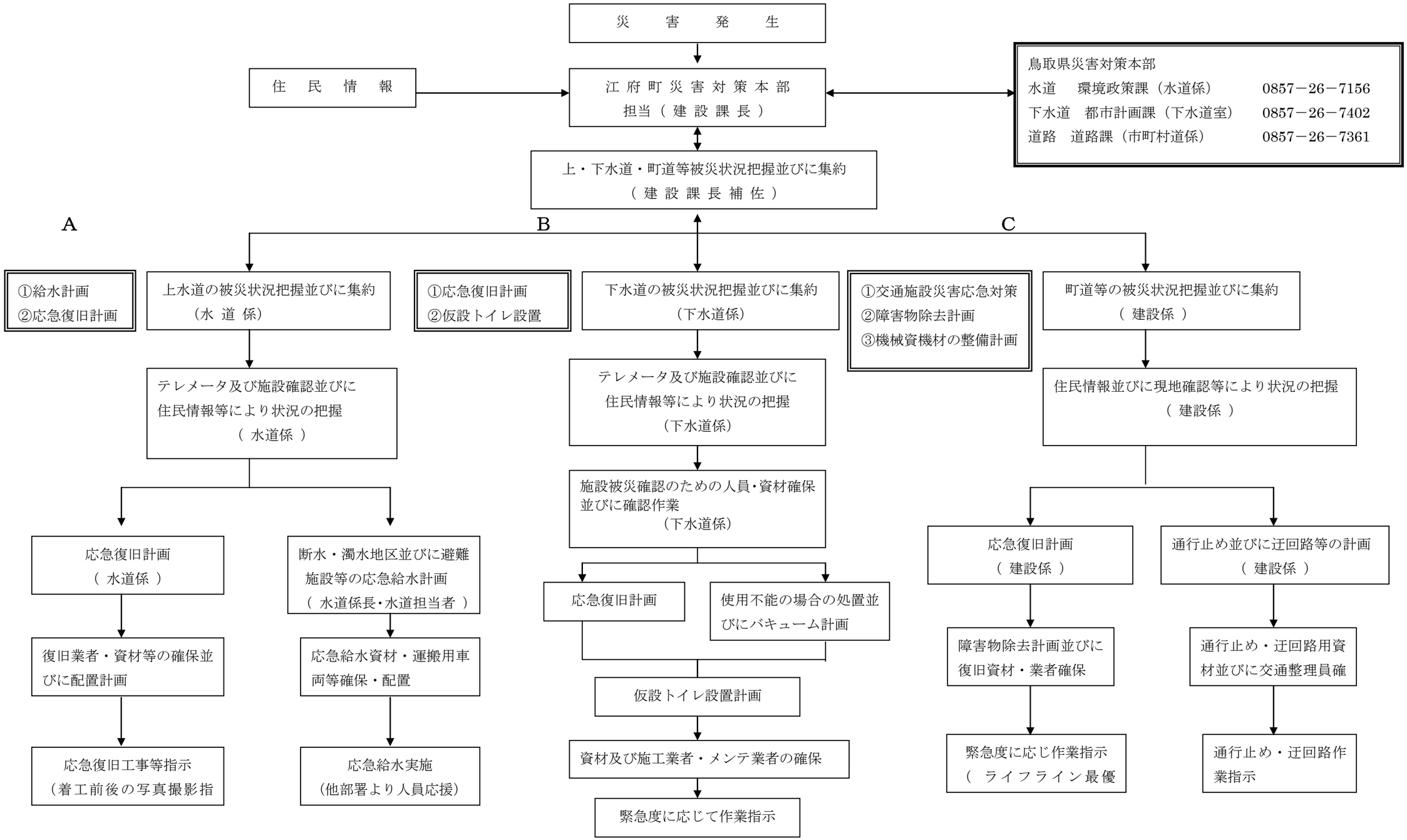

業務	課内災害対策の総括	建設課課長補佐
第 2 順位	主幹	
第 3 順位	主任	

1．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）
代理順位者	課長補佐
	主幹

2．登庁後の業務

（1）水道施設・下水道施設・交通施設災害等の被災状況の把握

Ａ－①　水道施設被災状況の把握〔水道係へ指示〕
被災状況により非常配置が必要であると認めるときは必要に応じて担当職員の招集並びに待機措置の指示

Ｂ－①　下水道施設被災状況の把握〔下水道係へ指示〕
被災状況により非常配置が必要であると認めるときは必要に応じて担当職員の招集並びに待機措置の指示

Ｃ－①　町道等道路被災状況の把握〔建設係へ指示〕
被災状況により非常配置が必要であると認めるときは必要に応じて担当職員の招集並びに待機措置の指示

※上・下水道・道路等施設の被災状況により

＜第１段階＞

Ａ－①－１　水道施設についてテレメータによる状況判断及びその他施設の現場確認に基づき配水池等において制水弁により断水の実施

Ｂ－①－１　下水道施設の現場確認し状況により処理施設等の運転停止の実施

Ｃ－①－１　町道等交通網確保のため被災現場の確認

＜第２段階＞

Ａ－①－２　応急給水計画の実施

Ｂ－①－２　下水管路破損に伴うポンプマンホールからの搬出用バキューム車配置並びに仮設トイレ設置計画

Ｃ－①－２　道路等の障害物の除去並びに迂回路等の確保及び誘導員配置

＜第３段階＞

Ａ－①－３　水道被災部の応急復旧について「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」基づき要請を指示

Ｂ－①－３　仮設トイレ設置に伴う機械資機材の手配並びに設置指示

Ｃ－①－３　道路等の応急復旧に伴う機械資機材の計画配備並びに応急復旧工事等の業者手配等を指示

対策本部（又は警戒本部）への報告

各部署からの要請指示並びに復旧状況等を必要に応じて報告

Ａ－①　給水計画

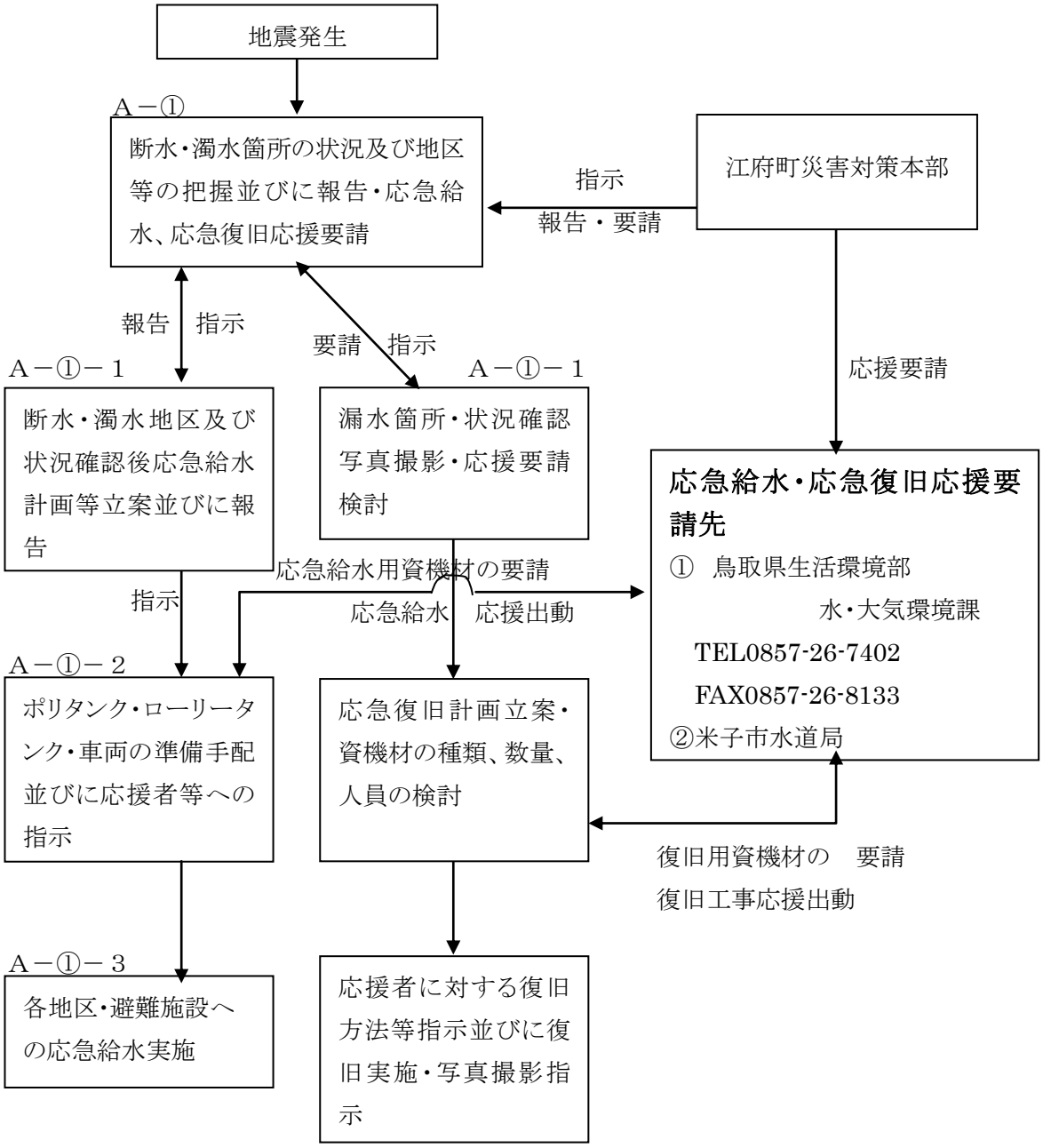
地震発生
Ａ－①
断水・濁水箇所の状況及び地区等の把握並びに報告・応急給水、応急復旧応援要請
指示
報告・要請
江府町災害対策本部
報告
指示
要請
指示
応援要請
Ａ－①－１
断水・濁水地区及び状況確認後応急給水計画等立案並びに報告
Ａ－①－１
漏水箇所・状況確認写真撮影・応援要請検討
応急給水・応急復旧応援要請先
① 鳥取県生活環境部
水・大気環境課
TEL0857-26-7402
FAX0857-26-8133
②米子市水道局
応急給水用資機材の要請
指示
応急給水
応援出動
Ａ－①－２
ポリタンク・ローリータンク・車両の準備手配並びに応援者等への指示
応急復旧計画立案・資機材の種類、数量、人員の検討
復旧用資機材の　要請
復旧工事応援出動
Ａ－①－３
各地区・避難施設への応急給水実施
応援者に対する復旧方法等指示並びに復旧実施・写真撮影指示

Ａ－①－１　給水計画行動マニュアル

業務	災害対策本部給水計画の総括	**建設課長**
第２順位	課長補佐	
第３順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定（応援要請等）

（３）江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→課長補佐

Ａ－①－１ 給水計画行動マニュアル

業務	課内給水計画の総括	**建設課課長補佐**
第２順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）情報の収集・整理→主幹

① 水道被害の情報収集・整理を指示

（３）被災状況により、配水池等の制水弁において断水の実施→係長
並びに水源水質変化の確認

（４）応急給水対策の検討→主幹

① 応急給水対策の検討に関する資料の作成指示

② 応急給水対策の検討並びに検討結果を江府町災害対策本部へ報告

（５）応援要請の検討→主幹

① 応急給水に対する応援要請の検討

Ａ－①－２　給水計画行動マニュアル

業務	給水計画の実施	**建設課主幹**
第２順位	水道係	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）情報の収集・整理

①　水道被害の情報収集・整理

（２）断水箇所等の水道台帳確認応急復旧計画

（３）応急給水対策の検討

①　応急給水計画立案

②　応急給水資材（ポリタンク・ローリータンク等）並びに運搬車両確保

③　応急給水の実施

（４）応援要請の検討

①　応急給水に対する応援要請の検討

②　応援人員に対する応急給水計画立案

③　応援人員に対する応急給水資材並びに車両確保

④　応援人員に対する応急給水の方法等の指示並びに応急給水実施

Ａ－①－３　給水計画行動マニュアル

業務	給水計画の実施	**建設課主幹**
第２順位	水道係	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）「行動指針」並びに「基本協定書」に基づく応援を町災害対策本部に要請

①　「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づく応援を町災害対策本部に要請

県災害対策地方支部（日野総合事務所福祉保健局）

TEL７２－００４１

FAX７２－１０９９

鳥取県生活環境部水・大気環境課

TEL０８５７－２６－７４０２

FAX０８５７－２２－８１３３

②　「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づく応援を町災害対策本部に要請

米子市水道局

TEL０８５９－３２－６１１１

FAX０８５９－２３－３５３０

③　応急復旧方法の計画立案

④　必要とする資機材の種類、数量及び人員、日時等を要請書により要請

⑤　応援者（応急対策業務等協力会社）に対する応急復旧箇所並びに復旧方法の指示

Ｂ－①　下水道施設災害応急対策計画

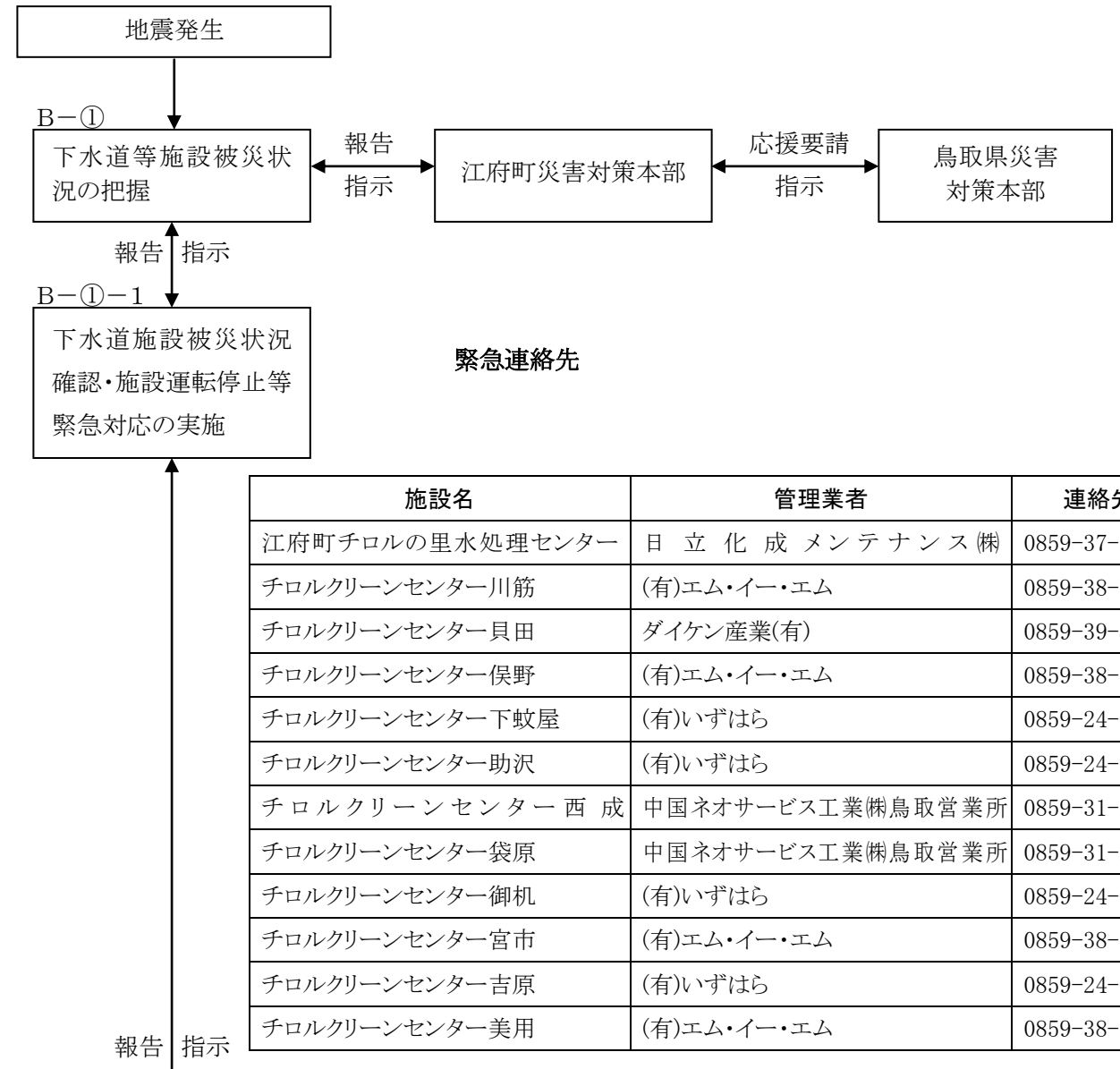

緊急連絡先

施設名	管理業者	連絡先
江府町チロルの里水処理センター	日立化成メンテナンス㈱	0859-37-2186
チロルクリーンセンター川筋	(有)エム・イー・エム	0859-38-3560
チロルクリーンセンター貝田	ダイケン産業(有)	0859-39-8220
チロルクリーンセンター俣野	(有)エム・イー・エム	0859-38-3560
チロルクリーンセンター下蚊屋	(有)いずはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター助沢	(有)いずはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター西成	中国ネオサービス工業㈱鳥取営業所	0859-31-2286
チロルクリーンセンター袋原	中国ネオサービス工業㈱鳥取営業所	0859-31-2286
チロルクリーンセンター御机	(有)いずはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター宮市	(有)エム・イー・エム	0859-38-3560
チロルクリーンセンター吉原	(有)いずはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター美用	(有)エム・イー・エム	0859-38-3560

Ｂ－①　下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備の総括	**建設課長**
第２順位	課長補佐	
第３順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定（応援要請等）

（３）江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→課長補佐

Ｂ－①－１　下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	**建設課長補佐**
第２順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）情報の収集・整理並びに報告

①　下水道施設被災状況の確認・情報整理・報告

（３）江府町災害対策本部の指示並びに各種情報により緊急対応実施

①　被災状況等確認・報告

②　被災状況等により施設運転停止等の緊急対応の実施

Ｂ－①－２　下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	**主幹**
第２順位	主任	
第３順位	主事	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）応急復旧計画

①　応急復旧計画

②　応急復旧用機械資機材の確保

（２）施設被災状況により運転計画等検討及び住民周知

①　施設施工業者・維持管理業者との連携により運転計画の検討

・下水道使用方法等の住民への周知

・仮設トイレ設置計画

・停電に伴う非常用発電機の配置計画

・停電並びに管路破損に伴うマンホールからの搬出用バキューム配置計画

Ｂ－①－３　下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	**主幹**
第２順位	主任	
第３順位	主事	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）応急復旧計画に基づき各種作業指示

①　応急復旧資機材・機械・オペ・運搬車両・運転手の配置及び作業指示

浜本組	７５－２３３６
住田組	７５－２５２０
かわばた	７５－３３６２
コーセン	７５－２１２４

②　許可業者に対し搬出用バキューム車・人員確保を指示

許可業者　(有)いづはら　TEL０８５９－２４－０５６６

FAX０８５９－２４－４７２８

米子市環境事業公社　TEL０８５９－３７－３０５１

③　仮設トイレ・運搬車両・設置人員確保及び設置作業指示

④　非常用発電機・運搬車両・設置人員確保及び設置作業指示

鳥取電業(株)米子支店　TEL０８５９－２２－６１０１

⑤　作業前・作業中・完了の写真撮影の指示

Ｃ－①　交通施設災害応急対策計画

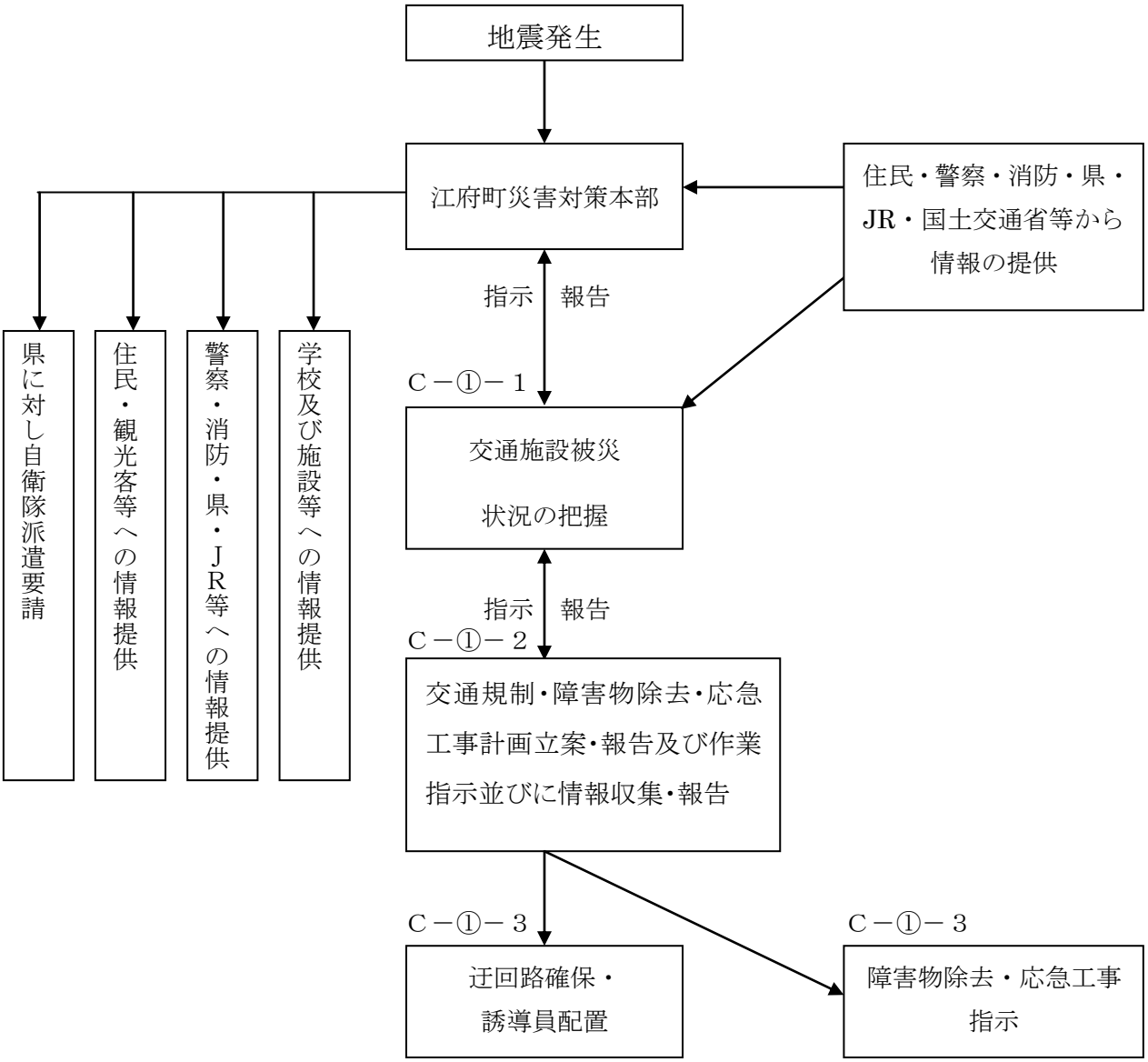

Ｃ－①－１　交通施設災害応急対策行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備の総括	**建設課長**
第２順位	課長補佐	
第３順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定（応援要請等）

（３）江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→課長補佐

Ｃ－①－２交通施設災害応急対策行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	**建設課長補佐**
第２順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）情報の収集・整理並びに報告

①　交通施設災害内容等の情報・整理を指示

（３）江府町災害対策本部の指示並びに各種情報により交通規制計画

①　迂回路の確保

②　障害物の除去計画

（４）道路遮断等に伴う応急工事計画

①　応急工事内容検討

②　応援工事に伴う資機材の確保

Ｃ－①－３　交通施設災害応急対策行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	**主幹**
第２順位	主任	
第３順位	主事	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）情報の収集・整理並びに報告

①　機械資機材の種類・数量・内容等の情報・整理

（２）迂回路の確保

①　迂回路用看板・交通誘導員手配・確保

②　看板設置並びに交通誘導員の配置

（３）交通施設障害物除去用機械・オペ・運転手の配置及び資機材の配置

①　機械・オペ・運転手の配置・作業指示及び作業着手前・着手中・完了の写真は必ず撮影の指示

②　資機材の運搬配置

③　除去障害物集積場所の確保

（４）応急工事内容検討並びに施工方法の検討

①　工事用機械資機材の準備配置・作業指示及び作業着手前・着手中・完了の写真は必ず撮影の指示

②　必要に応じ建設業協会江府支部の応援要請を本部へ要請

Ｃ－②　障害物の除去計画

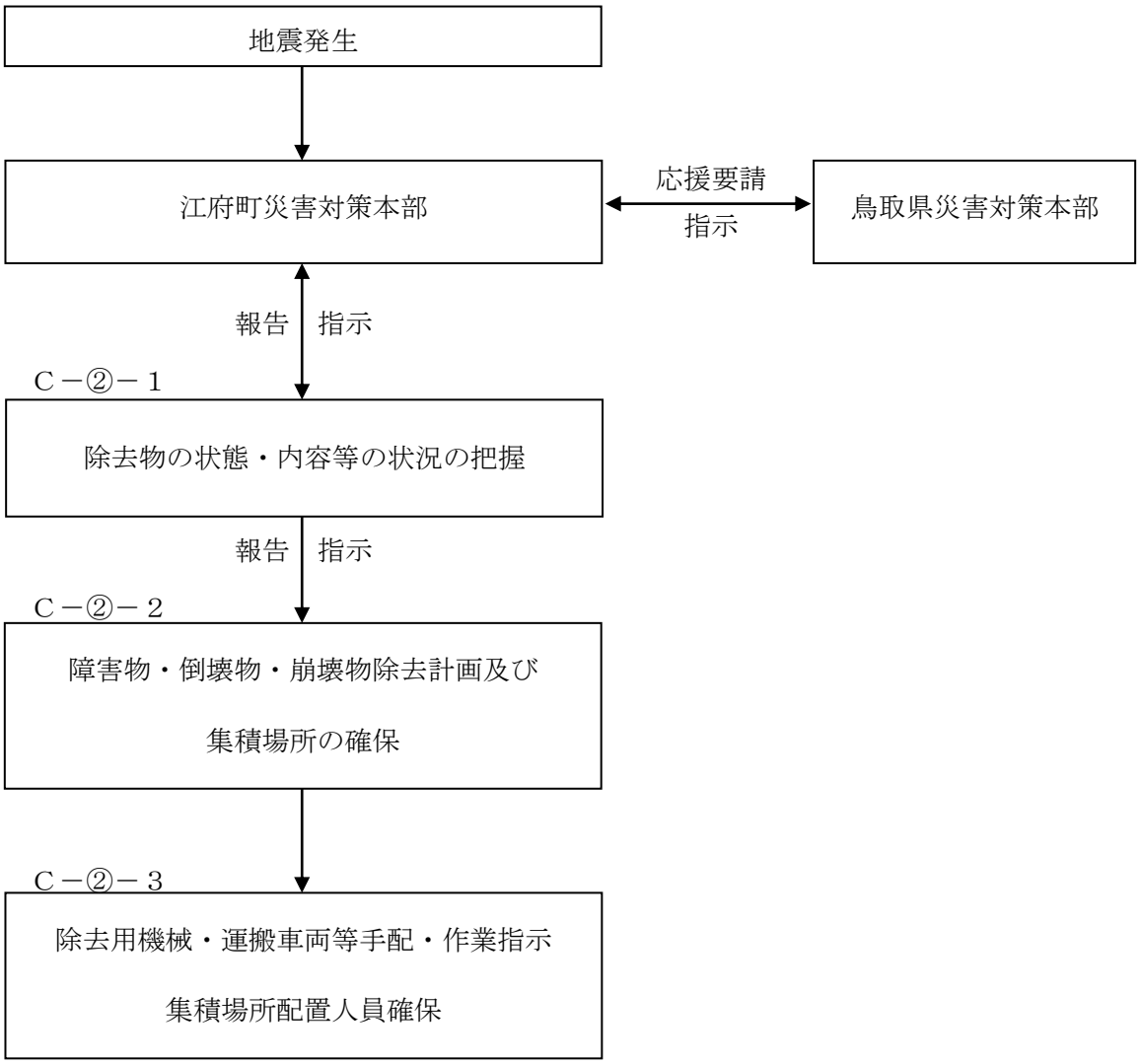
地震発生
江府町災害対策本部
応援要請
指示
鳥取県災害対策本部
報告
指示
Ｃ－②－１
除去物の状態・内容等の状況の把握
報告
指示
Ｃ－②－２
障害物・倒壊物・崩壊物除去計画及び
集積場所の確保
Ｃ－②－３
除去用機械・運搬車両等手配・作業指示
集積場所配置人員確保

Ｃ－②－１障害物（倒壊物）除去行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備の総括	**建設課長**
第２順位	課長補佐	
第３順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定（応援要請等）

（３）江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→課長補佐

Ｃ－②－２障害物（倒壊物）除去行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	**建設課長補佐**
第２順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）情報の収集・整理並びに報告

①　障害物・倒壊家屋・崩壊物等内容の情報・整理を指示

（３）江府町災害対策本部の指示並びに各種情報により障害物除去計画

①　除去物の集積場所の確保

②　除去物撤去に必要な機械資機材の計画

Ｃ－②－３　障害物（倒壊物）除去行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	**主幹**
第２順位	主任	
第３順位	主事	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）情報の収集・整理並びに報告

①　障害物・倒壊家屋・崩落物等内容の確認・情報整理・報告

（２）除去物の集積場所の確保及び周知

①　公有地・私有地等の集積場所の確保

②　集積場所並びに除去物の分別等の住民周知

③　集積物確認用人員確保

（３）除去用機械・オペ並びに運搬用車両・運転手の配置及び資機材の配置

①　機械・オペ・運搬車両・運転手の配置及び作業指示

②　除去前・除去中・完了の写真は必ず撮影の指示

③　資機材の運搬配置

Ｃ－③　機械資機材の整備計画

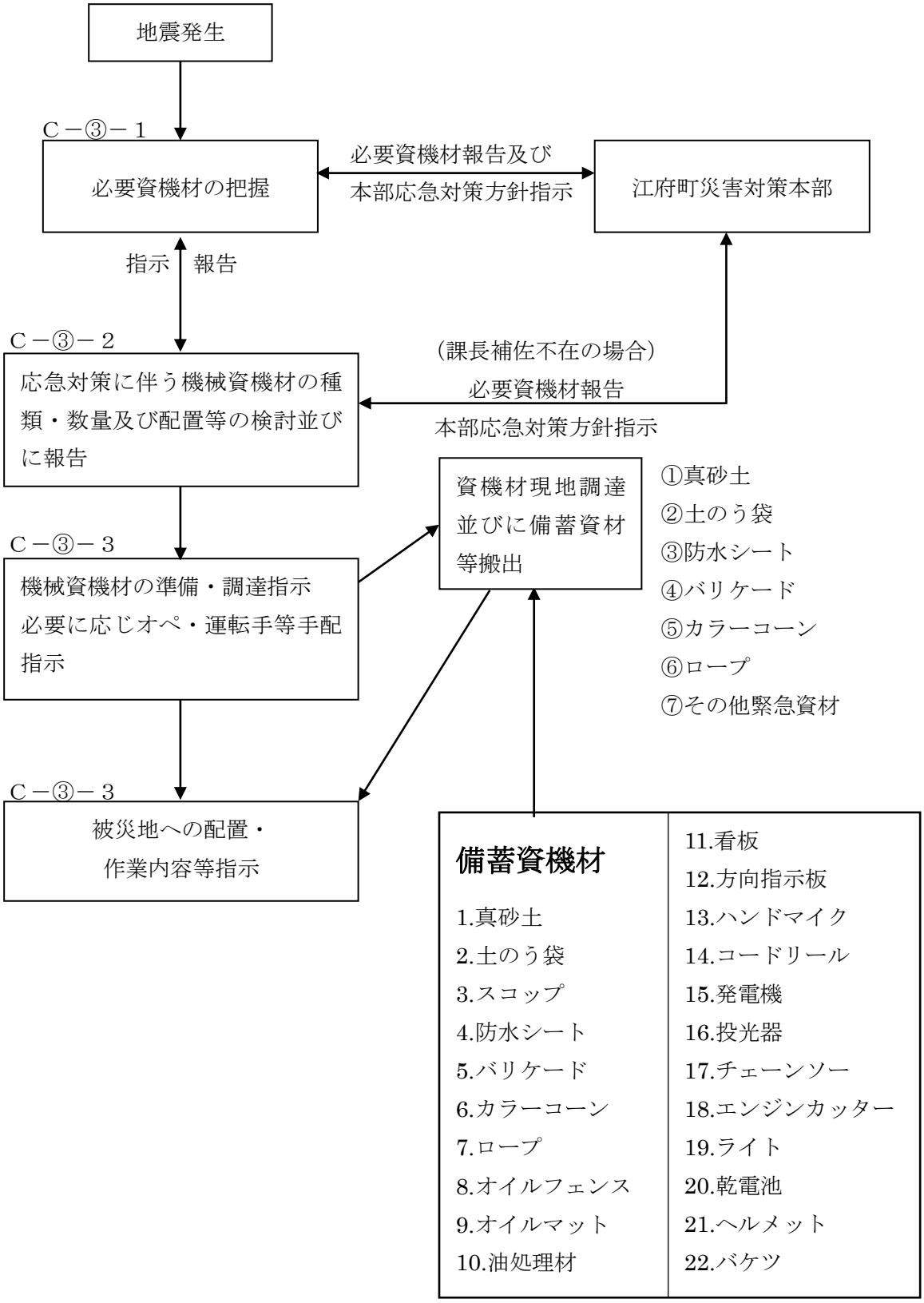

Ｃ－③－１　機械資機材の整備行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備の総括	**建設課長**
第２順位	課長補佐	
第３順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）江府町災害対策本部員として本部へ参集

①　応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定（応援要請等）

（２）江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→課長補佐

Ｃ－③－２機械資機材の整備行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	**建設課長補佐**
第２順位	主幹	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集

（２）情報の収集・整理並びに報告

①　機械資機材の種類・数量・内容等の情報・整理を指示

（３）機械資機材の配置の検討

①　機械準備及びオペ・運転手等手配調達

②　資機材の準備・手配調達

（４）他市町村連携備蓄分の応援要請検討

①　他市町村の備蓄資機材の把握

②　応援資機材の種類・数量の把握

Ｃ－③－３機械資機材の整備行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	主幹
第２順位	主任	
第３順位	主事	

１．発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度３又は震度４	自宅待機	第１配備	災害警戒本部
震度５弱又は震度５強	直ちに登庁	第２配備	災害対策本部
震度５強以上		第３配備	
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※ 直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	建設課　（０８５９－７５－３３０６）

２．登庁後の業務

（１）情報の収集・整理並びに報告

① 機械資機材の種類・数量・内容等の情報・整理

（２）機械資機材の配置及び作業計画

① 機械準備及びオペ・運転手等手配調達・作業内容検討

② 資機材の準備・手配調達配置計画立案

（３）機械・オペ・運転手の配置及び資機材の配置

① 機械・オペ・運転手の配置及び作業指示

② 資機材の運搬配置

（４）備蓄資機材の配置計画

① 備蓄資機材の準備・搬出・配置

（５）他市町村連携備蓄分に対する要請計画

① 町内不足分の機械資機材の把握

② 他市町村連携備蓄分の種類・数量の確認

第4章　災害復旧計画

第2節　被災者の生活確保に関する計画

1. 被災者生活再建支援法による支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、ａ）、ｂ）の経費に対して支給される。

	合計		
		通常経費	特別経費
複数（２人以上）世帯	１００万円	７０万円	３０万円
単数（１人以上）世帯	７５万円	５５万円	２０万円

※注：上限額５０万円世帯の場合はそれぞれ半額

ａ）通常経費

・生活に通常必要な物品の購入費または修理費

（例）電気洗濯機、テレビ、電気掃除機、電気冷蔵庫、寝具等

・住居の移転費

ｂ）特別経費

・被災世帯の居住地域または被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費

・住居の移転のための交通費

・住宅を賃借する場合の礼金

・自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費

2. 支給に係るその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
（年収）＜５００万円　の世帯	１００万円	７５万円
５００万円＜（年収）≦７００万円 かつ、世帯主が４５歳以上または要援護世帯	５０万円	３７．５万円
７００万円＜（年収）≦８００万円 かつ、世帯主が６０歳以上または要援護世帯		

注：要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、１級の精神障害者、１，２級の身体障害者などを構成員に含む世帯

第5章　事故災害等対策計画

第5節　危険物等災害予防計画

1．危険物取扱業者（危険物施設）一覧表

（平成 25 年 1 月1日現在）

事業所名	所在地	施設名	品名	最大数量
㈱ニューレミコン	武庫 106-6	給油　自家用	軽油	9,600
休暇村大山鏡ケ成	大字御机 709-1	屋内貯蔵所	軽油	4,800
		地下タンク貯蔵所	重油	20,000
		〃	重油	20,000
鳥取西部ジェイエイサービス江府給油所	大字小江尾字坂根 5-1	給油取扱所	ガソリン	30,000
		〃	軽油	15,000
		〃	灯油	15,000
		〃	オイル	1,900
		移動タンク貯蔵所 単一車	軽油	2,000
江尾貨物自動車有限会社	大字佐川字砂田 1000-1	給油　自家用	軽油	28,800
(有)白石商事江尾給油所	佐川字五反田 1018-1	給油取扱所	ガソリン	20,090
			軽油	10,000
			灯油	10,000
			廃油	2,000
		移動タンク貯蔵所 単一車	重油	3,000
		〃	灯油	3,000
西日本高速江府料金所	大字佐川井手平ラ 1087	給油　自家用	軽油	4,000
中国電力俣野川発電所	俣野	地下タンク貯蔵所	軽油	8,000
		一般取扱所	タービン油	47,400
		〃	〃	47,400
		〃	〃	47,400
		〃	〃	47,400
(有)日建レミコン	佐川字砂田 1011-1	給油　自家用	軽油	9,600
日野建設業協同組合	久連字中河原 453-6	給油　自家用	軽油	19,100
		地下タンク貯蔵所	重油	20,000

事業所名	所在地	施設名	品名	最大数量
清化園 (し尿処理施設)	佐川字小原 9	地下タンク貯蔵所	重油	8,000
江府町立江府小学校	小江尾 62	一般取扱所	灯油	4,000
(有)森和重機	佐川 159-12	給油　自家用	軽油	19,200
奥大山自然ふれあい促進センター	水机字大平原 837-1	地下タンク貯蔵所	灯油	5,000
奥大山の水処理加工施設	御机 810-1	地下タンク貯蔵所	重油	6,000
JA 鳥取西部江府ライスセンター	江尾 2197	地下タンク貯蔵所	灯油	5,000
天然水奥大山ブナの森工場	御机 1177	一般取扱所	オイル	12,000

第8節　雪害予防計画

1. 主要な除雪区間

(1)町道

（平成 25 年1月1日現在）

	路線名	区間	除雪目的
1	江尾貝田三ノ沢線	江尾～上大河原	物資輸送の円滑化及び通学路の確保
2	佐川柿原西成線	国道～柿原	〃
3	久連洲河崎線	保育園～夜振橋	〃
4	入江白住線		〃
5	吉原1号線	吉原部落内	〃
6	小江尾学校線	県道～江尾小学校	〃
7	江尾宮の段線	国道～本五	〃
8	宮の段小江尾線	本五～県道	〃
9	下宮の段小江尾線	本五	〃
10	美用栗尾線	県道～栗尾	〃
11	江尾杉谷美用原線	江尾～杉谷	〃
12	小原線	小原部落内	〃
13	下蚊屋1号線	下蚊屋部落内	〃
14	江尾久連大谷線	久連橋～大谷	〃
15	池ノ内線	池ノ内部落内	〃
16	武庫1号線	武庫部落内	〃
17	佐川小原線	国道～し尿処理場	〃
18	久連川平線	久連～発電所	〃
19	洲河崎下安井線	洲河崎～下安井	〃
20	荒田半ノ上武庫線	荒田～半ノ上～武庫	〃
21	半ノ上宮の前線	半ノ上～宮の前	〃
22	美用1号線	県道～美用部落下	〃
23	西門坂線	役場～本二	〃
24	大河原一号線	広域農道～須郷	〃
25	御机三号線	御机部落内	〃
26	江尾川端線	国道 482 号～三島宅	〃
27	北平線	国道 482 号～上小江尾橋	〃
28	荒田線	荒田半の上武庫線～吉村宅	〃
29	荒田三谷線	荒田半の上武庫線～藤原宅	〃
30	半の上線	荒田半の上武庫線～水田宅	〃
31	新道線	県道～新道防火水槽	〃

	路線名	区間	除雪目的
32	佐川四号線	国道 181 号線～町営住宅～国道 181 号線	〃
33	宮市原線	宮市部落内	〃
34	大河内線	国道 482 号線～助沢下～国道 482 号線	〃
35	池ノ内三、四号線	県道～池ノ内一号線	〃
36	尾之上原一、二号線	県道～集落上	〃
37	森田線	江尾小学校～仲嶋宅	〃
38	久連代線	分譲住宅内	〃
39	久連線	久連橋～関内宅	〃
40	洲河崎一号線	洲河崎部落内	〃
41	洲河崎二号線	洲河崎部落内	〃
42	杉谷一号線	杉谷部落内	〃
43	杉谷二号線	洲河崎部落内	〃
44	一旦線	一旦部落内	〃
45	美用二号線	美用部落内	〃
46	栗尾線	栗尾部落内	〃
47	大河原二号線	下大河原部落内	〃
48	吉原二号線	吉原部落内	〃
49	御机一・二号線	御机部落内	〃
50	貝田一・二号線	貝田部落内	〃
51	日ノ詰一号線	日ノ詰部落内	〃
52	佐川一・二・三号線	佐川部落内	〃
53	江尾町内一号線	JA下口～江府町防災情報センター	〃
54	江尾町内三号線	江尾新町上	〃
55	大河原四号線	中大河原～上大河原	〃
56	下蚊屋線	国道 482 号線～下蚊屋	〃
57	袋原線	袋原部落内	〃

（2）国・県道

（平成 25 年1月1日現在）

路線名	区間	除雪目的
一般国道 181 号	江府町地内全区間	国、県の道路管理者がそれぞれの除雪計画に基づき交通の確保を図る。
一般国道 482 号	〃	
主要地方道倉吉江府溝口線	〃	
主要地方道岸本江府線	〃	
一般県道如来原御机線	〃	
一般県道上徳山俣野江府線	〃	

2. なだれ危険箇所

（平成 25 年1月1日現在）

番号	箇所名	位置	人家	公共的建物		備考
		大字		種類	数	
1	佐川	佐川	10			
2	小江尾	小江尾	14	公民館	1	
3	江尾上町	江尾上町	9	公民館	1	
4	洲河崎	洲河崎	7			
5	吉原	吉原	8	公民館	1	
6	杉谷下	杉谷下	9			
7	下蚊屋	下蚊屋	25	公民館	1	
8	池ノ内	池ノ内	5	公民館	1	

3. 孤立が予想される部落

（平成 25 年1月1日現在）

部落名	所在地	世帯数	人口	近接部落との距離
深山口	俣野	4	6	日の詰:3.2
美女石(大谷地区)	久連	3	8	久連:3.0
栗尾	美用	10	21	美用:2.0